

学位請求論文

戦国期美濃地域本願寺教団史の研究

仏教文化専攻

老泉量

目次

序	1
第一章	1
第一節	本論文の主題 (1)
第二節	地域本願寺教団史研究の動向 (3)
第三節	本論文の課題と構成 (10)
第二章	15
はじめに	(15)
第一節	美濃地域と初期真宗 (16)
第二節	蓮如・実如期における本願寺教団形成 (22)
第三節	秘事法門問題からみる教団形成の一側面 (31)
むすびにかえて	(34)
第三章	38
はじめに	(38)
第一節	戦国期における美濃地域本願寺教団編成関係文書 (39)
第二節	天文年間における美濃地域本願寺教団の編成 (45)
第三節	「美濃惣坊主衆支配定書」の特徴 (50)
第四節	「美濃惣坊主衆支配定書」成立の背景 (52)
むすびにかえて	(57)
第三章	62
天文年間における美濃門徒と政治勢力	62

はじめに (62)	
第一節 多芸一揆 (64)	
第二節 土岐五郎と本願寺教団 (67)	
第三節 天文年間後期の政変と西美濃教団 (71)	
むすびにかえて (74)	
第四章 中近世移行期の美濃における「寺内」	78
はじめに (78)	
第一節 濃尾地域に展開する本願寺系「寺内」 (79)	
第二節 織田信長の美濃支配と門徒動向 (84)	
第三節 美濃の「寺内」と村落 (92)	
むすびにかえて (106)	
結 章	111

序章

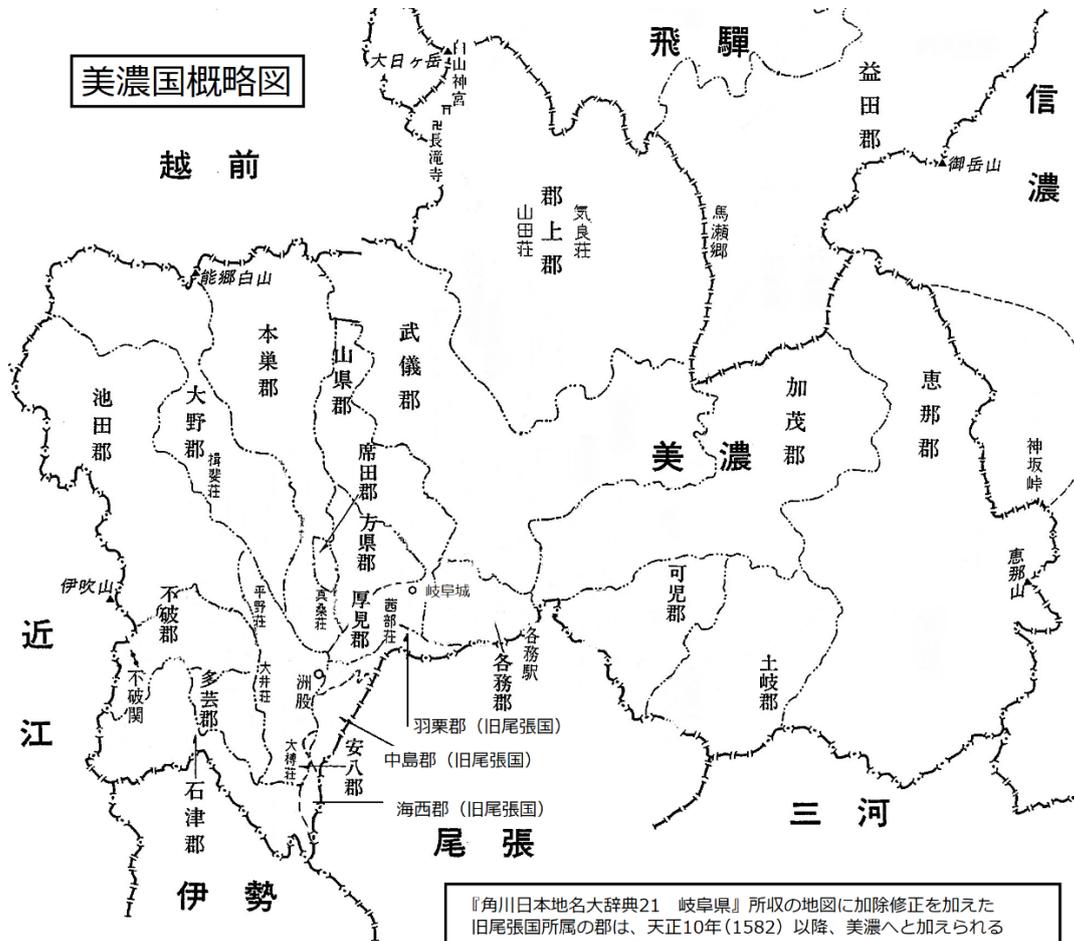
第一節 本論文の主題

本論は、美濃における真宗の伝播の経過、本願寺教団の美濃進出の特質、戦国期に新たに誕生した門徒の動向について、それぞれ具体的に明らかにしてゆくことを目的としている。

美濃とは現在の岐阜県の南半分にあたる地域の旧国名で、全国でも有数の河川乱流域として知られ、とくに西南部では木曾三川（木曾川・長良川・揖斐川）と呼ばれる長大な河川が幾度となく洪水を繰り返してきた。しかし、この河川を介して人々は広く行き来し、様々な交流がみられる点は、この地域の歴史を語るうえで欠かさない。また、地理的には、東は信濃（長野県）・遠江（静岡県）と接し、南は尾張（愛知県）・三河（愛知県）・伊勢（三重県）、西は近江（滋賀県）、北は飛騨、越前（福井県）と接している。南西北はいずれも、古くから浄土真宗の盛んな地域であり、これらの地域に囲まれながら、中世を通して美濃では真宗の信仰は深く根付いていたのである。

明治五年（一八七二）の寺院明細帳によれば、岐阜県内美濃地域に寺院は合計で二〇〇〇弱存在し、そのうち真宗寺院は約九〇〇カ寺を占める¹⁾。一方でこれをさらに地域ごとに細かく見ていくと、山県郡、武儀郡、可児郡、加茂郡、土岐郡、恵那郡といった東部への進出は僅少なものの対し、北部の郡上郡、西南部の安八郡、多芸郡などではそれぞれ七割以上を真宗寺院が占めている。そして、そのほとんどが東西の本願寺系に属している。比率的には東本願寺に所属する寺院が約七割を占め、残る三割の大部分が西本願寺、若干数高田派と讚門徒派、仏光寺派が確認される。また、多くの寺伝では本願寺蓮如の教化を受け、天台宗から真宗に改めたとされ、筆者の生まれ育った海津市の円超寺もまた、蓮如の教えに感銘を受け、真言宗不動山大日堂を改め、真宗に帰依したと伝えている。伝承の正否はともかくとして、蓮如の登場が大きな契機となつて、浄土真宗の教えが一気に美濃の人々の心をとらえ、以後脈々と受け継がれ、現在に至っている点は重要である。

序章



『角川日本地名大辞典21 岐阜県』所収の地図に加除修正を加えた旧尾張国所属の郡は、天正10年(1582)以降、美濃へと加えられる

【表】明治5年美濃国寺院数一覧

宗派 郡	真宗					禅宗			浄土宗		真言宗		日蓮宗	天台宗	時宗	真宗寺院 の割合
	東派	西派	高田派	讃門徒派	仏光寺派	臨濟宗	曹洞宗	黄檗宗	西山派	鎮西派	新義	古義				
厚見郡	37	34				24	7	1	16	7	5	1	8	5		49%
各務郡	14	10				44	13	8			1	1	1			26%
羽栗郡	38	4				13	1		6				1			67%
中島郡	36					4	4		1				1			78%
海西郡	27					2	2									87%
石津郡	65	1	1			21	3			9	2		1			65%
多芸郡	59	1				7				5			1	3	1	78%
不破郡	72	4			1	16	18			9	4	1	1	3	2	59%
安八郡	164	14	4			13	4	1	1	9	2		6	2		83%
池田郡	28	7				12	11			3	1			1		56%
大野郡	22	42	2			16	7			4	3	1	8	6		59%
本巣郡	11	30		2		15	3		3	1	2	4	1			60%
席田郡		4				4	3				1	2				29%
方県郡	1	37				32	9	1		2		5				44%
山県郡		10				57	7	2	20	1	3	6	2	7		9%
武儀郡	5	11				91	48	4	9	1	11	7	2	2		8%
郡上郡	59	25				3	5			1			1	1		88%
加茂郡	7	9				79	16	4	3		4	3	1	2		13%
可児郡	3	1				50	9	1		1	2	3		5		5%
土岐郡	1					34	10	1				1	3	1		2%
惠那郡	3	1				19	27	1								7%
全体	652	245	7	2	1	556	207	24	59	58	41	35	39	38	3	46%

・『岐阜県史 通史編近世下』（1972年）939頁の「第203表 近世美濃国の宗派別および郡別寺院数」をもとに作成。

第二節 地域本願寺教団史研究の動向

戦国期浄土真宗の歴史に関する研究は、現代に至るまで膨大な研究の蓄積があり、なかでも一向一揆は多くの研究者の関心を集めた。まずは全体的な流れを確認しておきたい²。戦前までの真宗史研究は主に宗門関係者によって担われる部分が大きかった。一九五〇年代には、戦国時代に各地で発生した一向一揆を農民闘争と位置付ける研究が盛んとなり、宗門外研究者からの注目も広く集めた。とくに笠原一男氏、井上鋭夫氏によって、一向一揆の社会的基盤や中世後期における総合的な位置に関する議論が深められた³。さらに七〇年代には、民衆闘争的史観の高まりを受けて、一向一揆の反権力的性格や民衆的性格が強調され、統一政権成立の前提として、その存在は位置づけられた。それにより、一向一揆研究、戦国期真宗史研究は、社会経済史や政治史、都市史などの隣接諸分野からの多角的な分析がなされることとなり、一気に研究が深まった。地方の真宗優勢地帯における一向一揆に関する具体的な分析が進んだのも、この研究意識の高まりを背景としている。八〇年代には、本願寺教団組織に注目した論考が増加しはじめるものの、それまで盛んに行われてきた一向一揆研究は停滞の傾向を見せ始める。そして、九〇年代には神田千里氏が、史上最も有名な一向一揆である「石山合戦」⁴を、護法のための一揆でも、反権力闘争でもない、本願寺の政治的立場を直接的要因とする一時的な織田信長との対立と位置付け、これまでとは大きく異なる一向一揆の見方を示す⁵。一方で、金龍静氏は一向一揆蜂起のメカニズムとして「報謝行」の意識を提示する⁶。「報謝行」とは大名権力の設定する具体的な契約関係や顕密諸寺社の仏罰・神罰にもとづく強迫観念による夫役負担とは異なり、身口意の全てが阿弥陀如来と親鸞に包摂される全人格的服従の意識による宗教役負担とされる。この宗教役には軍役も含まれ、人々がなぜ一向一揆に立ち上がったのかを考えるうえでの重要な手がかりを与えている。

では、なぜ今、美濃というこれまでの真宗史の研究でもあまり取り上げられてこなかった地域の本願寺教団史を研究する必要があるのか。次に本論で地域教団史研究を進める要因となった本願寺教団史研究の展開と、地域真宗史研究の現状について確認してゆきたい。

本論の題目では「美濃地域本願寺教団」という言葉を用いているが、これは本願寺教団のなかでも、地域に展開した本願寺門徒集団の存在を念頭に置いているためである。そもそも本願寺教団とは、親鸞の子息・門弟のうち、親鸞の廟所である大谷の地に本願寺を建立した曾孫の覚如を中核とする一派を淵源とする。但し、覚如が本願寺を建立した段階では、「教団」と呼べるような門末の統制が可能だったわけではない。他の親鸞門弟の形成した集団と同様に、本願寺住持と各地の坊主・信徒とはゆるやかなつながりを形成していたに過ぎない。

それが「教団」と呼べるような内実を持つに至るのは、戦国期に入ってからである。戦国期、蓮如の布教によって本願寺門徒は、爆発的に増大した。蓮如は門徒と、中世に一般的だった師弟関係によってゆるやかにつながるのではなく、曖昧だった本尊を確定し、親鸞を浄土真宗の祖師とすることによって教団としての結集を図った⁷。しかし、教団としての組織・制度が具体的に形作られるのは、蓮如の次代である実如やその孫証如が宗主を務めた時期である。地方で増え続ける本願寺門徒の具体的な地域編成がなされていくのもこの時期である。

戦国期の本願寺教団の機能についての研究としては、金龍静氏の「卅日番衆」に関する分析、及び早島有毅氏の齋頭人に関する分析に注目する必要がある⁸。「卅日番衆」とは、毎月二十八日を交代日とする本願寺の御堂警護役のことである。金龍氏は、この番衆役が宗主と直接師弟関係にある直参坊主衆の担う役であることを指摘し、本願寺による「諸国坊主衆の組織的掌握」である点を明らかにした。また、齋とは、法要における食事のことを示す。早島氏は、前宗主及び宗祖親鸞の月命日、そして歴代宗主の祥月命日の際の齋の頭人が、宗主と直弟関係にある「直参坊主」によって担われていることを指摘し、門末掌握組織として機能していたことを明らかにした。

そして草野頭之氏は、両氏の研究を受け、戦国期における「直参」の実態や、地方坊主でありながら本願寺にあつて様々な儀式に参加する「定衆」「定住衆」の意義、本願寺における年中行事の形成について相次いで分析し、戦国期の本願寺がこれら直参坊主を中核とする教団体制であったことを明らかにした。また、このような本願寺年中行事は永正十七年（一五二〇）に成立し、天文十一年（一五四一・四二）に確立していく見通しを示したことに注目する必要がある。

草野氏は『戦国期本願寺教団史の研究』の序文のなかで、「本願寺教団」という言葉の概念について、次のように定義している⁹。

すなわち、「教団」とは「共通の宗教活動」を行ううえでの「組織と制度」を有し、その「組織と制度」が正当であることを保障する思想的な背景（統一原理）を有していることを前提とし、そのようなあり方に共通の価値観をもつ人々の集団と考えておきたい。もちろんこの場合、思想的な背景は、その教団が有する正統的な教義に根拠づけられるものであるが、同時にその時代に一般的な思潮・慣習等が、その形成に大きな影響を与えていることは言うまでもない。

本論では、草野氏によって定義された本願寺教団の下部構造を担う各地域の門徒集団を指して地域教団と呼んでいる。地域教団と本願寺の役負担を通じたつながりは、本願寺による地方門徒の組織的掌握の一面を示すと同時に、地方門徒の主体性が反映された部分も少なくない。現在の地域真宗史研究において、これらの成果を活用することは常識的となつてきており、このような視座を本論でも重視したい。

（二）戦国期地域真宗史研究の現状

本論のように「地域教団史」という位置づけではないにしても、地方の本願寺勢力の動向について、地域集団の実態に即して分析した研究はすでに数多く存在する。戦国期の地域真宗史研究については、北陸加賀や近江を中心に、膨大な蓄積がなされてきたほか、大坂本願寺の直接的な影響圏である摂河泉地域や、強力な門徒団が形成された三河、紀伊なども強い関心が寄せられてきた。一方で、美濃や尾張、伊勢などは真宗優勢地帯として有名でありながらも、良質な同時代史料が少ないこともあり、それほど活発に研究されてきたわけではない。

ここではこれらの地域教団の組織形態について包括的な見方を示した金龍氏の分析をとりあげることにした。金龍氏は戦国期本願寺教団の組織形態を次の六つに分類している¹⁾。第一に親鸞直弟の流れを汲む大寺院とその下にある多数の門末から構成される集団（三河上宮寺・近江興教寺・飛騨照蓮寺等）。第二に国とか郡ごとの範囲内で、寺院・坊主衆が結集している形態（美濃・近江湖北・越中等）。第三に前述第一・第二の形態における中心たる大寺院を欠き、一定の小地域内の門末が「衆」を結んでいる形態（濃尾の河野衆、伊勢の辰田衆等）。第四に本願寺の歴代宗主の庶子たる地方在住の一門・一家衆寺院を中心に、その直門徒団と与力化した一國一郡の門末からなる形態（三河鷲塚御坊と上宮寺等の三河の有力寺院門末、飯貝本願寺と「やまと一國」坊主衆等）。第五に第四の変形として一門一家衆寺院に代り御坊が設置される形態（金沢御坊、紀州鷲森御坊等）。第

六に地理的なまたは政治的な理由で、本願寺の支配が及んでいない地域の門末が、その地の大名権力の統制下にあった場合（朝倉氏支配下の越前門末、毛利氏支配下の安芸門末等）。

これによると、美濃と類似した地域結集形態の見られる地域として、越中と近江湖北が挙げられている。

越中の教団展開については、金龍氏自身が『富山県史』の中で、非常に詳細な論述をしている¹¹。それによると、戦国期の越中教団をまとめたのは、本願寺一家衆が入寺した勝興寺と瑞泉寺であった。両寺は加賀教団を統率する、本泉寺の影響下にあつたが、三カ寺が大永・享禄年間の大小一揆で退転すると、越中教団として独立を果たしたとされる。天文年間の記録によれば、越中における本願寺役負担は、主に「越中坊主衆」（勝興寺系）と「河上衆」（瑞泉寺系）によって担われた。これらの「衆」を構成する門末は、越中国内の直参門徒だけでなく、加賀の有力寺院の越中国内末寺を含むなど、法脈を軸とした結集を超えた、地域的結集としての一面が強い。そのうえで、両寺院が本願寺一族としての権威を背景に、越中教団を統率していたとされる。

近江湖北では、越中のような本願寺一門寺院は展開せず、在地の有力寺院である湖北十カ寺を中心に、地域教団としてまとまっていた。石田善人氏や柏原祐泉氏によって、湖北門徒団の基本的性格の分析が進められ、その歴史展開が整理されている¹²。また、脊古真哉氏は湖北における教団形成の特質を整理し、福田寺の湖北一帯に広がる傾向と、交通路に基盤を置いた湖北でも独特な称名寺の展開を明らかにしている¹³。湖北教団史は、「石山合戦」時に浅井長政と結託した湖北一向一揆が有名で、その実態解明を中心に研究が進められてきた一方で、本願寺門徒としての役割や存在形態については、まだ十分な議論がなされていない。

両地域の研究を概観したところ、越中は、先ほどの金龍氏の分析に照らしてみると、第二の形態というよりはむしろ第四の形態が主であり、一家衆寺院という強力な指導者のもと、その下部組織として、本末関係に左右されない地域的な結集を実現している点が注目される。それに対し、湖北では中核となるべき一家衆が存在しない状態で、在地有力寺院が強固な地域的結集を遂げていたことが分かる。

次に、教団組織としての類似性とは別に、美濃とは地域的基盤の類似性が見られる尾張、三河といった地域の教団展開についても確認しておく。

三河は全国的にも真宗史研究が充実している地域の一つである。三河には、高田系から転派したと伝承される、東海地域でも最大規模を誇る三河三カ寺（上宮寺・勝鬘寺・本証寺）が存在し、一向一揆研究のなかでその

動向が注目される一方で、教団史の視点からは一家衆本宗寺の役割に光が当てられた。この地域の真宗史研究については、初期真宗時代の門流形成を巡る研究により、高田系とは一線を画した三河独特の門流形成が指摘される。戦国期については新行紀一氏による在地の構造分析をはじめとして¹⁴、史上有名な永禄六年（一五六三）の三河一向一揆の研究が注目を集めてきた。また、織田顕信氏や青木馨氏の研究により、三河における具体的な教団展開の過程や、一家衆本宗寺が三河有力寺院の門末展開を包摂して御坊としての役割を果たしていたことが指摘され¹⁵、本願寺と在地をつなぐ御坊・一家衆の重要性が注目されている¹⁶。とくに本宗寺では卅日番衆制度の在地版ともいうべき、「月番制」が取られるなど、御坊を軸とした強固な組織体制が築かれていた。

隣接する尾張に関しては、別院史による全体動向の整理が注目されるほか¹⁷、小島恵昭氏によつて、初期真宗から蓮如教団形成までの特徴が整理され¹⁸、青木忠夫氏による河野門徒や聖徳寺の考察¹⁹、安藤弥氏による知多半島周辺の真宗展開分析など²⁰、個別的な展開過程が明らかにされている。しかし、「尾張教団」としての位置づけはなされておらず、尾張全体の地域的な一体感についてはどのようなようにとらえるべきかが課題となっている。

以上、各地域真宗史研究の足跡を簡単にたどつたに過ぎず、全体像を示せたわけではないが、いくつかの重要な研究動向には言及できたのではないかと思う。美濃に隣接する湖北・尾張・三河等の研究史を見渡しても、その研究深度にはかなりののばらつきがある。残存史料に差がある以上仕方のない部分もあるが、このような研究状況が少しでも改善されることが望まれるのは言うまでもない。なかでも美濃は、これら三地域に比べて、まだ十分に分析されていない史料が多く残されており、研究が手薄な隣接地域の本願寺教団史を進展させるための糸口となりうる。

これらの地域真宗史研究は、単に本願寺の地方展開の一過程を明らかにするに留まらず、広く地域社会や地域政治体制に関わる諸問題の解明とも結びついてきた。また、地方の事例を通して本願寺それ自体の支配体制の特徴を見直してゆく重要な論点を含む研究も少なくない。地域教団史研究は、一向一揆研究だけでなく、戦国期地域社会論や、本願寺の門末支配体制研究とも重要な接点を持ちうるのである。

次に本論の課題とする戦国期美濃の政治史研究と真宗史研究の動向を確認したい。美濃政治史は、史料の残存が豊富でないこともあり、戦後もしばらくは、十分な史料批判もないまま近世の俗書に書かれた情報が通史として一定の影響力を保持していた。最も有名な事例が、斎藤道三の出自に関わるもので、近世以降長らく、斎藤道三は京都の油売りを出自とし、その身一代で美濃の守護を打倒し、下克上を成し遂げたと伝えられてきた。しかし、一九六〇年代後半の『岐阜県史』で春日偵一郎氏所蔵文書が紹介され²¹、ほぼ同時代の史料から、道三の父親が京都の商人から美濃国の守護被官となったことが判明し、現在では親子二代にわたる国盗りだったことが通史的了解となっている。なお、近年は中世の守護代斎藤氏と斎藤道三以降の戦国大名斎藤氏を区別するため、後者を後斎藤氏と呼称することが一般的となっている。そのため、本論でもこのような表記に従う。

こうした種々の伝承を見直し、より同時代史料に即した通史を描こうとしたのが勝俣鎮夫氏である²²。勝俣氏が一九八〇年刊行の『岐阜市史』の通史部分を執筆して以降、本格的な研究へとつながっていく。なかでも横山住雄氏は守護土岐氏や守護代斎藤氏、戦国大名後斎藤氏の系譜や生涯の事績、歴史的展開等を、銘文や禅宗の語録など、幅広い史料から丁寧に追った研究を相次いで発表し、中世美濃の基本的政治動向を明らかにした²³。また近年、木下聡氏によって後斎藤氏に関する研究が整理され、通史的な流れが確認された²⁴。木下氏は

現在の研究動向を総括して、「基本的な政治動向の確定を行うものが多く、大名権力論や具体的な支配のあり方の検討といった、地域権力としての考察はほとんどさされておらず、権力構造や家中の研究が盛んに行われている、後北条氏や武田氏・今川氏といった東国の戦国大名などと比べると、まだ端緒にすぎた段階である」としている。このような現状のなか、石川美咲氏は、土岐氏支配と後斎藤氏支配の具体的な段階差を明らかにし、戦国大名権力としての後斎藤氏の位置づけを試みている²⁵。

後斎藤氏を滅ぼした織田信長・信忠による美濃支配期については、岐阜城や加納の楽市楽座令に関する研究が数多くなされているものの、具体的な支配構造に関する議論は、史料的制約もあり、ほとんどなされていない²⁶。信忠に関しても、信長からの濃尾支配権委譲の過程や、軍団編成に関する分析が進められ²⁷、近年木下氏が織田信忠権力の全体像について考察し、濃尾支配権の段階的な確立過程を明らかにしているが²⁸、在地支配の実態については判然としない部分が多い。

さらに、信長滅亡後の美濃支配体制については、自治体史による基本的な事実確認が主たる成果となっている

にとどまる。この時期の美濃は、複数の領主によって分割的に統治されていたこともあり、領地経営の特色などは十分に分析されていない。戦国から近世への転換については検討すべき問題が多く残されているといえよう。

それに対し、美濃の真宗史研究は『濃飛両国通史』によるおおまかな見通しが最初の成果として注目されるが²⁹、後年の自治体史などに大きな影響を与えたのは、一九六〇年に刊行された林周教氏の『岐阜県真宗史』である³⁰。『岐阜県真宗史』は、親鸞の時代から近現代までの美濃・飛騨の真宗史について、伝承を交えつつ整理し、大きな通史的な流れを明らかにしている。また、この書の最も注目すべき点として、近世の寺社奉行に提出された寺院明細帳等の記述をもとに、岐阜県内の真宗寺院の開基年代を網羅的に記した点が挙げられる。

同じころ、一向一揆研究に対する関心の高まりを受けて、重松明久氏、金子昭武氏によって長島一向一揆の実態分析がなされ、その過程として、戦国期の美濃における本願寺教団の展開が描かれた³¹。重松氏や金子氏は、東海地域で発生した一連の一向一揆を反権力的な闘争と位置付け、その歴史的展開を述べている。以降の一向一揆研究も両研究を基礎として引き継ぎ、より地域の実態に即した研究が進展した。藤本晴信氏が長島一向一揆とは異なる美濃国独自の一向一揆として、西美濃における蜂起を指摘し³²、吉田義治氏もまた、長島に収斂されない一揆動向として郡上安養寺の独自の一揆蜂起について明らかにした³³。また高牧實氏は、近世初期美濃国の村落社会について分析するなかで、一向一揆における農民指導者を武家層ではなく、有力百姓上層と位置付ける³⁴。清水進氏は、二十一世紀に至ってもいまだに織田信長を許すことができない、岐阜県下の住職の意識が存在することに注目し、あらためて県下における一向一揆展開を整理した³⁵。

他方では、一九七〇年代に細川道夫氏が近世東本願寺教団を中心とする美濃教団支配の構造に関する研究を相次いで発表している³⁶。とくに西美濃触頭を巡る本山と在地の対立や、一国規模で編成しきれない美濃という地域の複雑さは、中世や近代との連側面を見ていくための重要な切り口となりうる。

また、九〇年代に入り、美濃や尾張における本願寺教団形成について、小島恵昭氏が重要な成果を挙げている³⁷。小島氏は濃尾地域に伝存する真宗系の絵画資料を多数紹介し、それらの絵画的特徴や裏面に記された銘文情報から、具体的な真宗伝播の特質を指摘した。小島氏の研究は長年の寺院調査に基づく、新出資料を多数含んでいたことから、伝承に依拠した従来の漠然とした真宗展開の議論を一新したといえる。

この小島氏の成果を継承しつつ、さらに具体的な美濃の教団史像を提示したのが金龍氏の「東海三域の一向衆

と長島一揆」である³⁸⁰。この研究は、長島一向一揆の分析を最終的な課題としながらも、その前提として美濃・尾張・伊勢の本願寺教団展開について詳しく論じている。金龍氏は八〇年代以降の戦国期真宗史・本願寺教団史研究を牽引してきたこともあり、その間に進められた本願寺教団史研究の重要な成果が豊富に組み込まれ、地域教団の組織的一面が指摘されるようになった。そして近年安藤弥氏も、金龍氏の成果を受けて、東海地域における真宗展開の特色を整理し、美濃が一国規模の地域教団によって成り立っているのではなく、複数の異なる特色を持つ集団が存在することをあらためて指摘する³⁸⁹。

第三節 本論文の課題と構成

これらの研究動向をふまえ、本論では大きく三つの課題を重視したい。

第一に、かねてから指摘されている美濃国内に見られる門徒集団の地域性について、その具体的内容の考察を行うことである。小島氏が教団形成初期の段階で指摘する大垣地域の独自性は、藤本氏が西美濃独自の一向一揆として注目しようとした集団や細川氏の注目する近世東本願寺教団の「西美濃触頭」の支配領域と重なる部分が大い。地域教団の形成からのその歴史的展開について明らかにすることで、これまで様々な視点から追及されてきた研究を連続的に把握してゆくことのできる基本的な土台を明確にしうると考えている。

第二に、戦国時代後期という中世から近世への移行期、真宗史というところの「石山合戦」終結から東西分派の時期に関する研究が求められる。これまでの研究動向を概観しても、「石山合戦」が一つの区切りとして存在し、その後の見通しが不十分なまま、東西分派以降の真宗史へと議論がつながる傾向はどここの地域でも見られる。その根底には本願寺自体が再建途上にあり、地方との交渉事例が少なく、地域との具体的な結びつきが判然としないという問題が存在する。ゆえに地方の限られた史料を丁寧に分析することは、地域の問題だけでなく、本願寺それ自体の分析を行うための重要な足掛かりとなる。とくに「石山合戦」を契機として本願寺は変化を遂げるのか、あるいはゆるやかに移行するにとどまるのかは、本願寺史としても大きな課題である。本論ではこの課題に対し、地域的な視野をもとに議論を提示してゆきたい。

第三に、地域史特有の課題となるが、八〇年代以降大きく進展した地域政治史と、七〇年代までに基本的な通

史認識が形成された真宗史との整合性をとる必要がある。近年、金龍氏と安藤氏が東海地域全体の真宗史を描きなおしたことにより、美濃地域本願寺教団史研究の論点がいくつか明らかにされたことはすでにふれた。一方で、両氏の研究では地域教団と政治勢力との具体的な関連についてはほとんど手付かずとなっており、地域教団の政治的な位置づけはあらためて必要とされている。諸地域の教団史にも見られるように、武家と本願寺勢力は常に対立していたわけではない。反権力的史観を脱却した地域教団史像の再構築を目指したい。そうすることにより、これまで支配者中心の傾向が顕著だった地域史研究を、宗教勢力や在地住民を主体する地域史としてとらえなおすことができると考えている。

以上の課題を念頭に置きながら、各章で具体的な考察を行っていく。

第一章では地域教団展開の具体的内実を追っていくための基礎作業として、蓮如の登場前後の本願寺教団形成について整理する。

第二章では、主に天文年間、天正年間の史料を用いながら、地域教団編成の経過について見ていく。

第三章では、地域教団の政治的位置について、『天文日記』をもとに、その具体的な内容について考察する。

第四章では、本願寺教団の地方展開の特徴の一つとして注目される「寺内」形成の特徴について、美濃国内の事例を中心に考察し、地域住民主導で形成される「寺内」の意義について私見を示したい。

註

¹ 『岐阜県史 通史編近世下』（一九七二年）九三九頁。

² 一向一揆研究の成果と課題については、安藤弥「一向一揆研究の現状と課題」（新行紀一編『戦国期の真宗と一向一揆』吉川弘文館、二〇一〇年）が詳細な分析を行っている。

³ 笠原一男『一向一揆の研究』（山川出版社、一九六二年）、井上鋭夫『一向一揆の研究』（吉川弘文館、一九六八年）。

⁴ 元龜元年（一五七〇）九月から天正八年（一五八〇）八月までの十年間に及んだ本願寺と織田信長の戦いは、これまで一般に石山合戦あるいは石山戦争と呼称されてきた。しかし、大坂のことを「石山」と呼称する同史料が存在しないことが指摘された（吉井克信「戦国・中近世移行期における大坂本願寺の呼称―「石山」表現

をめぐって―』『ヒストリア』一五三号、一九九六年)。これをきつかけに、近年「石山本願寺」や「石山合戦」という呼称そのものの妥当性をめぐってシンポジウムが開かれ、同時代の本願寺を指す表現として「石山本願寺」という呼称の問題性があらためて確認された(『ヒストリア』二六〇号、二〇一七年)。一方で「石山合戦」という呼称については、対象とする合戦が十年に及び、畿内だけでなく、東海・北陸・中国地方にも、一向一揆の戦線は拡大している。門徒による本願寺支援に注目するならば、全国へと一気にその影響圏は広がる。これを新たに同時代の表現を用いて、総合的に捉え直すことは現状難しい。また、「石山合戦」という言葉自体、近世の庶民層を中心に用いられた表現であり、一般的理解として長く親しまれてきた。そのため本論では、一連の一向一揆に対する概念理解として、「」つきで「石山合戦」と表記する。

⁵ 神田千里『信長と石山合戦』(吉川弘文館、一九九五年)、同著『一向一揆と戦国社会』(吉川弘文館、一九九八年)、同著『一向一揆と石山合戦』(吉川弘文館、二〇〇七年)。

⁶ 金龍静『一向一揆論』(吉川弘文館、二〇〇四年)。

⁷ 金龍静『蓮如』(吉川弘文館、一九九七年)、安藤弥「戦国期本願寺「教団」の形成(研究ノート)」(『同朋仏教』五四号、二〇一八年)。

⁸ 金龍静『『卅日番衆』考』(『名古屋大学日本史論集上』(吉川弘文館、一九七五年)、のち『親鸞大系歴史編』第八卷(法蔵館、一九八九年)所収)。早島有毅「戦国本願寺における『頭』考―勤仕の性格と問題状況」(『真宗研究』第二六号(一九八二年)、のち『蓮如大系』第三卷(法蔵館、一九九六年)所収)。

⁹ 草野顕之『戦国期本願寺教団史の研究』(法蔵館、二〇〇四年)。

¹⁰ 金龍静「中世の宗教と一揆」(『一揆4 生活・文化・思想』東京大学出版会、一九八一年)。

¹¹ 『富山県史 通史編』第四章第一節(一九八四年)。

¹² 石田善人「畿内の一向一揆について」(『日本史研究』二三号、一九五四年)。柏原祐泉「近世における真宗末寺の性格―近江江北十カ寺教団の近世的変容について―」(『日本仏教』第六号(一九五九年)、のち同著『日本近世近代仏教史の研究』(平楽寺書店、一九六九年)所収)。「長浜市史 第二卷」(一九九八年)。

¹³ 脊古真哉「湖北地域における実如期本願寺教団の展開」(同朋大学仏教文化研究所『実如判五帖御文の研究』法蔵館、二〇〇〇年)。

¹⁴ 新行紀一『一向一揆の基礎構造―三河一揆と松平氏―』(吉川弘文館、一九七五年)。

¹⁵ 青木馨『本願寺教団展開の基礎的研究』(法蔵館、二〇一八年)。

¹⁶ 安藤弥「天正年間三河本願寺教団の再興過程―平地御坊体制をめぐって―」(『安城市史研究』第六号、二〇〇五年)。

¹⁷ 『名古屋別院史 通史編』(真宗大谷派名古屋別院、一九九〇年)。

¹⁸ 小島恵昭「美濃・尾張地域の中世真宗史」(『講座蓮如』第六卷、平凡社、一九九八年)。

- 1 青木忠夫「河野門徒の基礎的研究」(『年報中世史研究』第一三号、一九八四年)、「聖徳寺門徒の基礎的研究」(『年報中世史研究』第二三号、一九九八年)。いずれものちに同著『本願寺教団の展開―戦国から近世へ―』(法蔵館、二〇〇三年)所収。
- 2 安藤弥「中世知多半島地域における真宗勢力の展開」(『愛知県史研究』一二号、二〇〇八年)。
- 2 1 「六角承禎条書」(『岐阜県史史料編 古代・中世』四、一九七三年)。
- 2 2 勝俣鎮夫「美濃斎藤氏の盛衰」(『岐阜市史 通史編原始・古代・中世』(一九八〇年)、のち勝俣鎮夫編『戦国大名論集四 中部大名の研究』(吉川弘文館、一九八三年)所収)。
- 2 3 横山住雄「美濃の土岐・斎藤氏(改訂版)」(濃尾歴史研究所、初版一九九二年)、同著『斎藤道三』(濃尾歴史研究所、一九九四年)、同著『中世武士選書二九 斎藤道三と義龍・龍興 戦国美濃の下克上』(戎光祥出版、二〇一五年)。
- 2 4 木下聡「美濃斎藤氏の系譜と動向」(『論集戦国大名と国衆十六 美濃斎藤氏』岩田書店、二〇一四年)。
- 2 5 石川美咲「戦国期美濃国における後斎藤氏権力の展開」(『年報中世史研究』三九号、二〇一四年)。「戦国期土岐・後斎藤氏的美濃支配」(『ヒストリア』二六九号、二〇一八年)。
- 2 6 樂市令に関する研究は膨大なため、ここでは主要な研究として、勝俣鎮夫「樂市場と樂市令」(『論集中世の窓』(吉川弘文館、一九七七年)、のち同著『戦国法成立史論』(東京大学出版会、一九七九年)所収)、小島道裕「戦国城下町の構造」(『日本史研究』二五七号(一九八四年)、のち同著『戦国・織豊期の都市と地域』(青史出版、二〇〇五年)所収)、仁木宏「加納樂市令の再検討」(『日本史研究』五五七号、二〇〇九年)、長澤伸樹「加納樂市令再考」(同著『樂市樂座令の研究』思文閣出版、二〇一七年)を挙げておく。また、岐阜城下の様相については、小島道裕『信長とは何か』(講談社選書メチエ、二〇〇六年)が参考となる。
- 2 7 小島廣次「織田信忠の尾張・美濃支配について」(『徳川林政史研究所研究紀要』一九七九年)、谷口克広「織田信忠軍団の形成と発展」(『日本歴史』四一九号、一九八三年)。いずれものち『論集戦国大名と国衆二〇 織田氏一門』(岩田書店、二〇一六年)所収、なお。
- 2 8 木下聡「織田権力と織田信忠」(戦国史研究会編『織田権力の領域支配』岩田書店、二〇一一年)。
- 2 9 『濃飛両国通史』上巻(岐阜県教育会、一九一一年)。
- 3 0 林周教『岐阜県真宗史』(美濃文化研究所、一九六〇年)。
- 3 1 重松明久「織田政権の成長と長島一揆」(『名古屋大学文学部研究論集』三(一九五三年)。のち同著『中世真宗思想の研究』(吉川弘文館、一九七三年)所収)、金子昭式「濃尾平野に於ける本願寺教団の発展と一向一揆」(『日本歴史』一六一・一六二、一九六一年)。
- 3 2 藤本晴信「石山戦争期における美濃一向一揆の展開」(『史海』二五号、一九七八年)。
- 3 3 吉田義治「信長支配下における美濃門徒の動向―有力直参寺院安養寺を中心に―」(『花園史学』二八、二〇

- 七年)。
- ³⁴ 高牧實『幕藩制確立期の村落』第一章第三節(吉川弘文館、一九七三年)。
- ³⁵ 清水進「石山合戦と濃飛の門徒」(『岐阜史学』九七、二〇〇一年)。
- ³⁶ 細川道夫「近世の美濃門徒」(『岐阜工業専門学校紀要』第五号、一九七〇年)、同「近世美濃における本願寺教団の発展」(『国史論集』赤松俊秀教授退官記念)、一九七二年)、同「近世美濃における本願寺教団の組織」(『岐阜史学』第六〇号、一九七二年)など。
- ³⁷ 小島氏前掲註18
- ³⁸ 金龍静「東海三域の一向衆と長島一揆」(同著『一向一揆論』吉川弘文館、二〇〇四年)。
- ³⁹ 安藤弥「東海地域における真宗勢力の展開」(『年報中世史研究』第三八号、二〇一三年)。

第一章 美濃地域における本願寺教団の形成

はじめに

これから、美濃地域本願寺教団の地域的特質を論じていくにあたって、最初にどのようなようにして美濃に本願寺門徒が多数誕生することとなったのか、そこから議論をはじめたい。すでに序章でもふれた通り、岐阜県美濃地方は現在でも非常に本願寺門徒が多い。しかし、美濃地方全体に満遍なく、分布しているのかといえは、そういうわけではなく、岐阜市以西の平野部、及び郡上市域に集中的に分布している。このような傾向は、すでに戦国期から確認できる状況ではあるが、どうしてこのような形になったのか、また美濃に本願寺門徒が登場し始める最初期の段階で、後年の地域教団の在り方と関連する特質がどの程度見出せるのか、整理しておく必要がある。人々の本願寺門徒化は、本願寺蓮如の活動をきっかけに活発化するが、全国的なピークは、蓮如の五男実如が本願寺宗主を務めていた時期である。本論では、この蓮如・実如期を教団形成期と位置づけ、その特徴について考察していく。

次に研究史を確認したい。教団形成の議論については九〇年代の小島恵昭氏の研究が重要な成果を挙げている¹。それまでの研究では、伝承や後年の由緒に基づく開基年代を活用しながら、おおまかな見通しを述べるに留まるか、古くからの展開が確実な河野門徒を濃尾真宗史の淵源として高く評価する傾向が強かった。一方で小島氏は、従来の研究手法の限界を指摘し、未だ学会に紹介されていなかった各本願寺系寺院に所蔵される絵画やその裏書などを精力的に収集・整理することで、本願寺教団の爆発的な拡大の前提として、濃尾に多くの初期真宗の痕跡が残されていることを明らかにした²。ここで言う初期真宗とは、蓮如登場以前、各地に存在していた、親鸞の門弟を祖とする汎浄土教系の念仏者集団を示す。後に詳しく確認するが、彼らの用いる本尊は、他の仏教勢力が用いる本尊とは異なる独特なものであった。また、この研究をうけて金龍静氏は、東海三域における本願寺教団について、長島一向一揆への結集という視点から各地域教団の展開を論じ、美濃の特徴として一國結集をなしえない諸寺院の群立状況を指摘する³。安藤弥氏もまた、東海地域における真宗展開の連動性について論じるなかで、美濃地域においては、尾張と同地域性を持つ南濃、独自の展開を示す西濃、そして安養寺による奥美濃衆の形成などの多面的な展開を指摘する⁴。

これらの研究によって明らかにされた教団史像は、初期真宗段階、蓮如段階、天文年間段階など、各時期における特徴を整理したものであり、地域的傾向の指摘に留まる。すなわち教団形成の具体的な変動や美濃地域内における連続性については、分析が十分になされているとはいえない。加えて、小島氏の議論が新出史料等の紹介に重点が置かれていること、金龍氏、安藤氏の研究は東海地域全体の動向を視野に入れたものであることから、当然各地に生じた独自性の背景まで検討できていくわけではない。それこそ、具体的な地域教団史として問い直さなければ見えてきにくい部分であろう。

よって、本論では美濃地域における教団形成の特質について検討してゆく。そのために、まずは教団形成の前提となる在地の信仰から確認してゆきたい。とくに小島氏の注目した初期真宗の存在は、のちの教団形成において大きなウェイトを占めていた。次に戦国期の歴代本願寺宗主が美濃地域の門徒に対して下付した、絵像の裏書をもとに、地域教団形成の具体的な経過について考察する。最後に絵画資料分布の考察のみからは見えづらい、教団形成の動態的な一面を分析するため、秘事法門の問題について取り上げたい。

第一節 美濃地域と初期真宗

蓮如による本願寺教団拡大の歴史的前提として、大きな注目を浴びるのが初期真宗と呼ばれる存在である。初期真宗とは本来、親鸞の関東門弟を祖とする念仏集団を示すが、蓮如登場以前の真宗系念仏集団を総称して初期真宗と呼称する場合もある。本論では後者の意味で初期真宗という言葉を用いている。彼らは明確に組織化されていたわけではなく、各地の善知識を中心としたゆるやかなまとまりであった。初期真宗の代表的なものとしては、関東や三河を中心とした、親鸞直弟の真仏を祖とする高田門流、関東から東海、畿内、中国地方へと真宗の教線を広げていった源海を祖とする荒木門流などがある。初期真宗はこのように関東門弟を中心に全国へと伝播していった。これらの初期真宗の門弟たちは、井上鋭夫氏によって「山の民」「川の民」と提起されているように、農業従事者として一カ所に定住するのではなく、商工業を生業として各地を移動する点が特徴的である。これらの初期真宗門流では、光明本尊や高僧連坐像といった、他の宗派ではほとんど用いられない独特な本尊を依用する。光明本尊とは八字や九字の名号を中央に置き、その両脇に仏・菩薩や教えを伝えた高僧を描いた曼陀羅のような絵画である。高僧連坐像とは、教えの相承関係を描いたもので、どちらもその描かれた高僧から、その絵画

第一章 美濃地域における本願寺教団の形成

【表一】濃尾地域に現存する初期真宗絵画一覧

No	主題	寺院	所蔵寺院の所在地	門流	推定制作年代	法脈継承	備考	聚英
1	六字名号三僧連坐像	友徳寺	岐阜県坂内村	常陸系カ	不明	善信一善明一法善	中日新聞社編『親鸞聖人展』(1987年)に白黒写真掲載。	×
2	光明本尊	西方寺	愛知県清須市西枇杷島町小田井	源海系荒木	室町早期	親鸞一真仏一源海カ一覚証一成海	中央八字。	○
3	高僧連坐像	浄源寺	岐阜県大垣市大村	専海系三河	15c初期	善導一源空一親鸞一真仏一専海一円善一如導カ	札銘剥落により判読困難。浄源寺は足近満福寺(現在大垣市)隠居寺とされる。	○
4	高僧連坐像	安福寺	岐阜県養老郡養老町	源海系荒木(阿佐布了海系)	15c初期カ	源信一源空一親鸞一真仏一源海一了海一誓海一明光一明覚一了尊一空念一円鸞一明心(+3人)	安福寺は河内国からの移転と伝えられる。	○
5	高僧連坐像	専精寺	岐阜県不破郡垂井町	善性系磯辺	16c中葉	源信一源空一信空一聖覚一親鸞一善性一明性一成仏一?	札銘順序に混乱あり	○
6	高僧連坐像	安養寺	岐阜県郡上市八幡町	源海系荒木	15c初期	源信一源空一信空一聖覚一親鸞一(真仏一源海一?)	札銘剥落により判読困難。門流に関しては春古2008を参照。	○
7	高僧連坐像	西方寺	愛知県清須市西枇杷島町小田井	源海系荒木	14c後半	親鸞一真仏一源海一?(覚証カ)	尾張国瀬辺七門徒。なお荒木系を示す光明本尊も所持。	○
8	高僧連坐像	浄誓寺	愛知県犬山市大山	専海系三河	15c中後期	源信一源空一親鸞一真仏一専海	旧心光坊カ	○
9	高僧連坐像	運善寺	愛知県一宮市浅井町大日比野	源海系荒木(阿佐布了海系)	不明	源信一源空一親鸞一真仏一源海一了海一誓海一明光一明覚一了尊一空念一円鸞一明心	瀬辺七門徒	×
10	高僧連坐像	了雲寺	三重県いなべ市	専海系三河	不明	源空一親鸞一専海一了善一仏性一?	『同期大学仏教文化研究所紀要』35号(2015年)にカラー写真掲載。海津市成戸から移転	×
11	高僧連坐像	願養寺	岐阜県岐阜市長森町	専海系三河(和田円善系)	1640(裏書)	善導一源空一親鸞一真仏一専海一円善一如導一導性一如覚	かつては根尾越波に所在。越前からの法脈カ。春古2008に白黒画像あり	×

・小島恵昭氏の研究を参考に、濃尾地域に現存する初期真宗絵画のうち、法脈関係を読み取ることが可能なものを一覧にした。なお中国印度の高僧のみが描かれているものは除外してある。
 ・推定制作年代については、『真宗重宝聚英』、または小島論文に従った。
 ・なお最終項目である「聚英」は、『真宗重宝聚英』を示し、そこに写真版が収められているものは○としてある。
 ・春古2008=春古真哉「専海系三河門流の北陸地方への展開」(早稲有教編『親鸞門流の世界』法蔵館、2008年)

の思想系譜を知ることができる。濃尾地域における初期真宗の動向について、はじめて本格的に分析したのが小島氏である。小島氏は各地の寺に現存する初期真宗絵画を収集・分析して、陸上、水上交通の要衝に初期真宗の遺跡が見られることを指摘する。なかでも濃尾に多く見られる門流集団が専海系三河門流、源海系荒木門流、善性系磯部門流の三系統であることを明らかにした。

専海系三河門流とは、三河を拠点に活動した親鸞直弟の一人である専海を中心とする門流を指す。専海弟子の円善は濃尾平野、郡上を経て越前へと教線を延ばし、越前において真宗門流を大きく発達させた。美濃では木曾川・長良川流域沿いに、関係絵画がいくつか見られる。源海系荒木門流とは、武蔵国荒木(埼玉県行田市)を中心に活動した源海を祖とする集団である。初期には武蔵から三河へと勢力を伸ばし、鎌倉後期に登場した明光が畿内、中国へと進出したことにより、大きくその影響圏は広がった。美濃では安福寺(養老町)、安養寺(郡上市)にその法脈を示す高僧連坐像が残されている。なお安福寺は河内から、安養寺は近江から移転したという伝承をもっており、この門流の進出は単に三河方面からだけだったわけではない。善性系磯部門流は、下総を中心に活動した善性の系統を示す。のちにこの門流は信越地域へと拠点を移していく。早い段階から本願寺との交流があったためか、前述の二つの門流では本尊として九字名号が多く用いられるのに対し、十字名号や阿弥陀絵像が用いられる

傾向にあったとされる⁶。専精寺（垂井町）にその系統の高僧連坐像が残される。

【表一】は、濃尾地方で現存する初期真宗絵画のうち、法脈関係が判明するものを一覧にしたものである。これらの現存する初期真宗絵画の分析は、あくまで現時点での所有関係を前提としているため、流入品の可能性も否定はしきれない。しかし、こういった絵画を所持する寺院の多くは、古い由緒を備えている場合も多く、基本的には信用可能だと判断している。

また、それらの絵画を正統に所持していたとしても、いつどの段階から初期真宗の門徒であったのかは分からない場合が多い。初期真宗絵画の多くには、のちの本願寺教団で一般的な裏書のように、製作年次などがはっきり分かる情報は残されていない。加えて、彼らの基本的性質は「山の民」や「川の民」のように、移動を繰り返すところにあった。そのため、現在地から得られる絵画の分布を、南北朝・室町期の分布として過度に評価することはできない。

初期真宗の存在に注目する場合、現存絵画資料から分析していく以外にも、数少ない同時代史料である『存覚袖日記』（以下『袖日記』）にも注目する必要がある。『袖日記』は当時一流の真宗教学者でもあった存覚（一二九〇～一三七三）が、実見した初期真宗絵画を記録したものである。『袖日記』には、濃尾に関する記録が少なくとも二点見られる⁷。

【史料一】文和三年（一三五四）真桑九字名号

不可思議光銘文 文和三^甲午八 廿六

マクハ エキラシマ
明円房 同道ノ時

銘文ノ本ヲ割テ進之。其本大谷手ニテ無碍光ノ文ヲ書、仍任本書了。是モ一樣上ノ文ハ無碍光ヲ用、下ニハ正信偈ノ本願名号以下十行廿句ヲ用也。平田ノ本ニテ先年一樣「[□]ノ文雖可用」[□]本ヲ出上ハ、[□]兩[□]有相違之間、任本書之了⁸。

確実な美濃国内の記録が、【史料一】である。そこからは、真桑（本巢市）の明円房が、江吉良島（羽島市）門

第一章 美濃地域における本願寺教団の形成

徒とともに大谷を訪れ、覚如に「南無不可思議光如来」を示す九字名号の上の画讃を書いてもらったことが読み取れる。上部画讃の「無碍光ノ文」の詳細は不明だが、下部画讃は正信偈の文であった。なお、後半部分の判読は困難だが、「平田ノ本」との関係を存覚は指摘している。

「平田ノ本」に関する記述は別の箇所でも確認できる。それが【史料二】である。

【史料二】九字名号

不可思議光

上文

大无量寿経言

設我得仏十方衆生至心

信樂欲生我国乃至十念

若不生者不取正覚唯除

五逆誹謗正法

又言

其仏本願力 聞名欲往生

皆悉到彼国 自到不退転

又言

必得超絶去 往生安養国

横截五悪趣 悪趣自然閉

昇道无窮極 易往而无人

其国不逆違 自然之所牽

已上十二行 初經文十二ッ、
三行ニ書定

十三行 正義
賦

下文

和朝釈親鸞正信偈曰

本願名号正定業 至心信樂願為因
成等覺証大涅槃 必至滅度願成就
如來所以興出世 唯說弥陀本願海
五濁惡時群生海 応信如來如実言
能發一念喜愛心 不斷煩惱得涅槃
凡聖逆謗齊廻入 如衆水入海一味
撰取心光常照護 已能雖破無明闇
貪愛瞋憎之雲霧 常覆真実信心天
譬如日光覆雲霧 雲霧之下明無闇

獲信見敬得大慶 即横超截五惡趣

已上十一行

是モ下文違普通歟

以平田本書之。

【史料二】は最後に「以平田本書之」と記しており、こちらも「平田本」との関係が見出せる。この「平田本」に関しては、織田顕信氏が三河桑子妙源寺（愛知県岡崎市）の九字名号を祖型としている点を指摘しており¹⁰、筆者もこの見解に従いたい。妙源寺が当時「平田道場」と呼ばれていたことは、ほぼ同時代の史料である『三河念仏相承日記』からも確認できる。但し、【史料二】では、上部画讃の一部が妙源寺所蔵の九字名号とは字配が異なっており、「大无量寿経」の「无」が妙源寺本では「無」となっているなど、正確な模写とは言い難い¹¹。しかし、下部画讃にみられる「獲信見敬得大慶」の一句は、他ではほとんど確認できない特徴的な文言である。これは『尊号真像銘文』からの引用で、現存する絵画のなかでこれを用いているものは、安城の御影と妙源寺の九字名号しか存在しない。真桑の九字名号では『正信偈』の文を用いていたとされることから、厳密に両者が同じ門流集団であったと指摘することは難しい。真桑は長良川の中流域にあり、三河系初期真宗の進出が著しい地域でもある。そこで次に真桑明円房とともに大谷を訪れた江吉良島門徒の本尊の記事に注目したい。

【史料三】康安元年（一三六一）江吉良島本尊

江喜良島本尊良信房 康安元辛 七廿八

一 マムキ上許ニ 光明遍照ノ文四行 表書皆如常

一 不可思議光上許 六行

大无量寿経言

設我得仏十方衆生

至心信樂欲生我国

乃至十念若不生者

不取正覺唯除五逆

誹謗正法

一 和尚以下先徳上許 六行

光明寺善導和尚曰

然弥陀世尊本發深重

誓願以光明名号撰化

十方但使信心求念上

尽一形下至十声一声

等以仏願力易得往生¹²

これによれば、江吉良島には真向の阿弥陀如来画像、九字名号、「和尚以下先徳」高僧連坐像の三点が存在していたことが分かる。これらの本尊記録から具体的な門流集団まで絞り込むのは難しいが、先の明円房と行動を共にしていたことから考えて、両者はおそらく同じ初期真宗門流に属する門末であったと推測はできる。なお江吉良島本尊との関連を指摘する九字名号はもう一点存在し、そちらも「平田本」との関連を示唆している¹³。これらの正確な関連性については、今後さらなる検討が必要であるが、三河を中心とする初期真宗の展開が、木曾川・

長良川流域を中心に一定の影響力を持っていたであろうことは『袖日記』からも読み取ることができるのである。以上、小島氏によって明らかにされた成果を再度筆者なりに整理しつつ、『袖日記』内の関係記録の再検討を行った。美濃の初期真宗集団に最も大きな影響力を持ったのは、三河を基点とする集団である。しかし、常に東から西へと真宗が流れてきたのではなく、源海系や善性系のように、西側や北側からの再進出が想定される点にも注意したい。真宗優勢地帯に囲まれているだけあって、美濃への初期真宗の伝播にはかなりの多様性が想定されるのである。

また、初期真宗との関連性は不明ながら、他宗に興味深い記録が残されている。それが、谷汲横蔵寺（揖斐川町）の虫供養の記録である。横蔵寺の「歴世高恩禄」には、応安八年（一三七五）から永徳二年（一三八二）までの八年間の虫供養に携わった末寺、講衆の名前が記載されている¹⁴。横蔵寺は伝教大師創建の伝承を持つ寺院で、鎌倉・南北朝期の美術品を多く残している。中世以前の具体的な活動内容については、ほとんど明らかにはされていないが、地域神社の一つとして美濃でも強い影響力を有していたと思われる。「歴世高恩禄」自体は十九世紀初期の成立とされるため、過度に信用することはできない。しかし、ここには、虫供養に携わった寺院として、末森性顕寺や揖斐天上寺の名前が見られる。性顕寺については後述するが、戦国期の美濃では最大規模の真宗寺院で、本願寺教団参入以後も延暦寺との関係を維持していた一面がある。天上寺は寺伝によれば、揖斐川町房島善明寺の前身とされる。天台宗寺院からの転派を伝えながらも、具体的な同史料による分析が困難な寺院の活動について考える一つの手がかりとなる興味深い事例として、取り上げておく。

第二節 蓮如・実如期における本願寺教団形成

このような初期真宗の広がりや背景に、戦国期、蓮如の活動に触発されて多くの本願寺門徒が各地で誕生した。先に見た初期真宗の念仏者たちの多くはこの動きに迎合していく。

長禄元年（一四五七）に蓮如は本願寺住持職を継承すると、身近な関係者をはじめとして、次々と初期真宗主導者層に本願寺教団への参入を促す。典型的なのが、初期真宗以来の大寺院坊主をまず取り込み、その影響力を利用して地域全体の本願寺門徒化を図る方法である。これは三河や越前などで見られた手法である。また大坊主を積極的に取り込む以外にも、各地の寺院・道場・門徒集団側からの自発的な参入も存在した。濃尾に存在する

河野門徒や飛驒の白川善俊門徒などがそれに該当すると思われる。なお、美濃地域の場合、初期真宗門流から本願寺教団へと参入する経過が具体的に分かる寺院はなく、教団形成の過程を物語る良質な史料も見られない。

そこで注目されるのが、本願寺教団特有の法宝物裏書である。裏書とは、本願寺宗主が門末に対して下付した、主に絵像（軸装）の裏面に記される宛名書で、主題、署判、下付年月日、宛所、願主が記載される。なかでも方便法身尊像（阿弥陀如来絵像）は、本願寺系の寺院・道場に対し、最初に下付される場合が多く、その寺の最も早く確実な本願寺教団参入の事例として、その裏書は注目される。本節ではこの裏書記録の収集・整理を通して教団形成の全体像を確認したい。

(一) 法物下付から見る周辺地域集団の特徴

【表二】を見てもらいたい。この表は裏書の宛所に美濃国内の地名・寺院名記載がある事例、及びあったと思われる事例を集めて年代順に整理したものである。最初に全体的な特徴だけ整理しておきたい。まず、長禄三年（一四五九）という、蓮如継職後間もない時期から門徒の誕生が見られるが、本格的な展開は文明年間後期以降で、明応年間から大永年間（一四九二～一五二六）にピークを迎える。また、周辺地域からの進出が著しい一方で、国内有力寺院の周辺地域への進出はほぼ皆無である。

以下、それぞれ関係の深い地域集団ごとに分類・整理することからはじめたい。

A 尾張系（八例）

「荇安賀門徒」（No. 10・17・19・35）、「船橋願誓寺門徒」（No. 58・61）など、尾張国内に拠点を置く寺院の門末を示す。安八郡、厚見郡、方県郡など、木曾川・長良川の中下流域に多い。荇安賀聖徳寺（名古屋市）は、後に富田（愛知県一宮市）の地に移転し、織田信長と斎藤道三の会見場所にもなったこと¹⁵で有名だが、文明年間の初期から寺号を持ち、尾張国中島郡（羽島市）を中心に門末を拡大させた¹⁶。聖徳寺と願誓寺（岐阜市）はともに文明年間初期からの活動が注目される。天文年間までに寺号が確認される中島郡の寺院はこの他にも満福寺（大垣市）、西方寺（羽島市）などがある¹⁷。この中島郡は、木曾川を挟んだ向かいに、美濃国安八郡があったことから、今確認したような有力寺院の安八郡への進出は相次いだ。

第一章 美濃地域における本願寺教団の形成

【表二】美濃地域関係下付物一覧

No	分類	年月日	題	宛所	備考	所蔵	所収
1		長祿3,7,2	方	[]寺[]／美濃国垂□□善相承／願主 釈妙□	「長沼浄興寺門徒」カ「磯部勝願寺門徒」カ	不破郡垂井町 専精寺	同朋VII
2		寛正2,8,21	方	濃州不破郡垂井[]／[]「□□□」／願主 釈善妙		不破郡垂井町 徳法寺	同朋VII
3		文明2,11,8	方	美濃国平野郷／草道□「□□院□□□」		安八郡神戸町 長久寺	同朋VII
4		文明5,10,21	親	美濃国安八郡平野庄／草道島西円寺常住物也／願主 釈賢俊	親鸞蓮如連座像	大垣市草道島町 西円寺	小島98
5	C	文明6,8,8	方	美濃国厚見郡池之尻 願主慶祐	現存せず、寛永13年記録。	岐阜市茜部本郷 浄性寺	集成2
6		文明12	方	[]国□八郡大井庄／願主釈源超		大垣市新町 等覺坊	同朋VII
7	C	文明13カ	方	美濃国□見郡□茜部[]／池尻慶祐門徒／願主釈[]		岐阜市茜部本郷 浄性寺	同朋VII
8		文明15,6,6	方	[]門徒／濃州郡上郡上保牛道／願主 釈浄照	手次部分切断	郡上市白鳥町 光雲寺	同朋VII
9	A	文明15,11,26	方	尾州羽栗郡飛保東道場下／美濃国鏡郡蘆原東嶋／願主釈法見	「奉修復」、飛保東道場=愛知県江南市上宮寺	各務原市蘇原東嶋町 大泉寺	同朋VII
10	A	文明16,1,19	方	苅安賀門徒 濃州安八郡加賀野村 願主慶空		大垣市加賀野 正賢寺	青木98
11		文明16,2,9	方	道存門徒濃州大野郡／公郷大師堂／願主 釈法覺		不破郡垂井町 明泉寺	小島98
12		文明16,2,?	方	□[]郡／[]□／願□ 釈了□		大垣市小野町 専勝寺	同朋VII
13		文明17,6,24	方	□□国□□之教信門徒／尾州中嶋郡大藪／願主釈教□	最初の□□は「美濃」カ	安八郡輪之内町 円楽寺	同朋VII
14	B	文明17,11,19	方	參河国浄妙寺門徒／濃州安八郡二木庄／墨俣／願主 釈円覺		大垣市墨俣町 本正寺	同朋VII
15	E	文明17,11,28	方	飛騨国白川善俊門徒／美濃国郡上郡奈良谷／願主 釈円実	白川善俊初見	飛騨市古川町 本光寺	同朋VII
16	D	文明17,12,22	方	湯□□願寺門徒濃州／石津郡多芸庄安久郷／願主 釈了善	湖北湯次誓願寺門徒	養老郡養老町 蓮光寺	同朋VII
17	A	文明17カ	方	「苅安□聖徳□門□」美濃□安[]／大樽庄内勝村□／願主釈慶祐	「」は後筆	海津市平田町 浄円寺	同朋VII
18	E	文明18,3,28	方	飛騨国白川善俊門徒／濃州郡上郡馬瀬奈良谷／願主 釈空専	名丸道場伝来	下呂市馬瀬村 桂林寺	同朋VII
19	A	文明19,5,28	方	美濃国厚美郡／西莊／「苅安賀門徒」願主釈教円	蓮如署判カ	岐阜市西莊 敬念寺	小島98
20	E	長享3,2,15	方	[]／美濃国満世郷大原□／願主釈空善	『飛州史』には「白河善俊門徒」	高山市清見村大原 長林寺	同朋VII
21	E	長享3,6,18	方	飛騨国善俊□徒濃州／郡上郡馬瀬郷和田／願主釈善慶	釈文は『馬瀬村の文化財』による	下呂市馬瀬村黒石 蓮光寺	同朋VII
22	E	長享3カ	方	飛騨国善俊□徒濃州／郡上郡島佐／願主釈慶円	蓮如署判カ	郡上市明宝村畑佐 畑佐太郎氏蔵	同朋VII
23	E	延徳1,9,5	方	飛騨国白川善俊門徒美濃国郡上郡気良庄桃原／願主釈了正	実如署判初見	郡上市明宝村畑佐 個人蔵	同朋V
24	D	延徳1,10,28	法	美濃国安八郡津布良／庄奥村称名寺／願主釈教珍	裏書写	滋賀県長浜市尊勝寺町称名寺	脊古00
25		延徳2,11,3カ	方	美濃国安八郡平野庄／[]／願主釈浄教	『神戸町史』によれば、空白は「北方並野部性願寺」、蓮如署判	岐阜県安八郡神戸町末守 性願寺	同朋VII
26	E	延徳3,2,28	方	濃州郡上郡奈良谷 願主善宗		高山市清見村 楢谷寺	集成2
27	E	延徳3,2,28	蓮	濃州郡上郡奈良谷／願主釈善宗	寿像、但し裏書後筆カ	高山市清見村 楢谷寺	図録99
28	E	明応2,3,□8	方	□□国白川善俊門徒濃□郡上郡馬瀬郷芋島／願主釈[]		高山市久々野町 個人蔵	同朋V
29		明応2,6,9	法	美濃国安八郡大樽庄／安養寺／願主釈中淳		郡上市八幡町 安養寺	同朋VII
30		明応2,9,18	親	美濃国安八郡／大樽庄安養寺／願主 釈中淳		郡上市八幡町 安養寺	北西81
31		明応2,10,2	方	美□□不□郡／願主 釈慶実		不破郡垂井町 本龍寺	同朋V

第一章 美濃地域における本願寺教団の形成

32		明応2,11,25カ	方	美濃国大野郡〔 〕宝来／願主釈覚口		揖斐郡大野町 仏照寺	小島98
33	E	明応3,12,28	方	奈良谷門徒／濃州郡上郡馬瀬本郷／願主釈巴乗		下呂市馬瀬村 桂林寺	同朋V
34		明応4,11,?	方	大樽安養寺門徒／美濃国郡上郡／中野郷腰口／願主釈口念		郡上市白鳥町 宝林寺	小島98
35	A	明応4カ	方	苺安賀聖徳寺門徒／美濃国大樽庄内／勝村郷／願主〔 〕	料紙なし、実如署判カ	海津市平田町 浄円寺	小島98
36		明応5,②,14	方	平野性願寺門徒美濃国／不破郡関原郷谷川／願主釈教了		島根県松江市 本龍寺	小島98
37		明応5, 3, 28	親	美濃国安八郡／大井庄／等覚坊	実如花押、「箱書」による	大垣市 等覚坊	大垣市
38		明応5,7,15	方	〔 〕／濃州石津郡／多芸庄椿井郷／願主釈浄巴	手次関係部分の欠落カ	養老郡養老町 浄誓寺	同朋V
39		明応5,8	方	美濃国不破郡／武方(庄／久徳村)／願主釈道頭	()内は裏書写によって補う	大垣市 順行寺	大垣市
40		明応5	方	真桑郷地頭 願主了道	地頭方カ	本巣市下真桑 教念寺	通史
41		明応6,7,9	方	美濃国厚見郡市橋郷林村千手堂	願主了願	岐阜市千手堂北町 善福寺	青木87
42	E	明応6,8,20	方	白川善俊門徒／美濃国郡上郡／気良庄西方野口／願主釈了善		高山市上切町 随縁寺	同朋V
43	E	明応7,1,18	方	白河善俊門徒濃州郡上郡気良庄乗専願主釈教専		郡上市明宝村 常妙寺	同朋VII
44		明応7,4,8	蓮	美濃国安八郡平野庄本庄保一色／願主永道	寿像、但し裏書後筆カ	安八郡神戸町 正覚寺	北西81
45		明応8,4,25	方	大樽安養寺門徒／美濃国郡上郡山田庄長滝寺内三船／願主釈西了		郡上市白鳥町 悲願寺	同朋V
46		明応9,10,15	方	大□□□寺門徒／濃州郡上郡／山田庄栗栖郷八日市／願主釈妙浄	「大樽安養寺門徒」カ	郡上市大和町 恩善寺	同朋V
47		明応9,□,28	方	〔 〕濃州郡上郡〔 〕佐		郡上市明宝村	同朋V
48		文亀1,6,15	方	小駄良了西門徒／濃州郡上郡／気良庄下保小川／願主釈浄本		郡上市明宝村 淨福寺	同朋V
49	E	文亀2,12,18	方	飛騨国白川善俊門徒美濃国郡上郡気良庄西保寺本／願主釈浄念		高山市 神通寺	同朋V
50	E	永正3,1,14	方	照蓮寺門徒美濃国／馬瀬郷奈良谷／願主釈善巴		高山市朝日町 法正寺	同朋V
51	C	永正7,9,18	方	河野門徒濃州厚見郡六条郷根尾垣戸	裏書は後記	岐阜市六条東 慶善寺	青木87
52		永正8,3,28	方	西願寺門徒濃州石津郡郡戸荘西駒野郷／願主釈□□		海津市平田町 西願寺	同朋V
53		永正8,4,8	方	濃州／石津郡内時村／願主釈一寿		大垣市上石津町 広栄寺	大垣市
54		永正9,2,25	方	〔 〕濃州大野郡九郷荘八木西光寺常住物也／願主釈祐了		揖斐郡大野町 西光寺	同朋V
55		永正17,8,6	方	〔 〕 願主釈正口	裏書判読困難	本巣市糸貫町 円命寺	同朋V
56		永正17	方	方県郡木田村西輪坊 願主西正		岐阜市黒野 専長寺	通史
57		大永2,4,9	方	大〔 〕寺門徒／濃州郡上郡山田庄／栗栖郷西保／願主釈□□	「大樽安養寺門徒」カ	郡上市大和町 応徳寺	同朋V
58		大永2,10,8	方	西門徒美濃国本巣郡真桑荘□大郷／願主釈〔 〕			同朋V
59		大永2,11,14	方	美濃国安八郡津布良荘		大垣市 了誓寺	同朋V
60	A	大永2,11,28	方	船橋願誓寺門徒濃州方県郡福光郷江畑町 願主道秀		法光寺	青木87
61	A	大永3,3,2□	方	足近□福寺門徒濃州□八郡梁瀬郷大□□／願主釈□□		愛知県弥富市 蓮如堂	同朋V
62	G	大永3,4,13	方	常楽寺門徒美濃国本巣郡舟庄十五条郷／〔 〕		瑞穂市重里 浄明寺	同朋V
63	A	大永3,4,28	方	船橋願誓寺門徒濃州方県郡木田郷西町屋惣道場 願主了願		岐阜市木田 仏心寺	青木87
64		大永3,4,28	方	濃州本巣郡／生津郷北方／願主釈慶祐		本巣郡北方町 西順寺	同朋V

第一章 美濃地域における本願寺教団の形成

65		大永3,4,28	方	性顕寺門徒／濃州大口郡九郷蓬萊光照寺常住物也／願主 釈□□	通史によれば、「願主祐誓」	揖斐郡大野町 光照寺	同朋V
66		大永3,8,28	方	高屋檀願正門徒濃州各務郡持田村	実如署判か、願主了願	各務原市蘇原持田町 西巖寺	青木87
67		大永3,8,28	方	安次慶勝門徒濃州方賢郡岐礼庄横山村願主釈願了		安八郡神戸町 永徳寺	同朋V
68	C	大永3	方	[]厚見郡平田庄本庄郷出雲村 願主正空	河野門徒	岐阜市本荘 快樂寺	通史
69	G	大永3	方	常楽寺門徒本巢郡田中東北院道場 願主浄念		本巢市長屋 常德寺	通史
70	G	大永3	方	常楽寺門徒方県郡曾我部村道場 願主了心		岐阜市曾我屋 超宗寺	通史
71	G	大永3	方	常楽寺門徒大野郡神秋郷高屋村道場		揖斐郡大野町 長宝寺	通史
72	B	大永3	方	佐々木上宮寺門徒蜂屋之庄木野 願主西願		美濃加茂市加茂野 明応寺	通史
73		大永4,11,4	方	濃州不破郡表佐郷宝光寺／願主釈祐願		垂井町 宝光寺	同朋V
74		大永4	方	蜂屋庄宝田郷引田村 願主正空		美濃加茂市蜂屋町 浄明寺	通史
75	E		方	□川善俊門徒□□郡上郡[]馬場□		郡上市大和町 長徳寺	同朋V
76			方	[]門徒安八郡中川荘□／願主[]		養老町 浄誓寺	同朋V
77			親		実如署判のみ	大垣市小野町 専勝寺	大垣市
78			蓮		実如署判のみ	大垣市小野町 専勝寺	大垣市

・本表は美濃国内所在の真宗寺院関係の裏書を集め、一覧にしたものである。
 ・題の「方」=方便法身尊像、「親」=親鸞御影、「蓮」=蓮如御影、「法」=法然御影を示す。
 ・宛所内のスラッシュは裏書本来の改行箇所を示す。論文によっては改行箇所が不明なものもあるが、その場合は改行箇所は示していない。
 ・所収についてはそれぞれ、通史=『濃飛両国通史』上巻(岐阜県教育会、1923年)、同朋V=同朋大学仏教文化研究所『実如判五帖御文の研究 資料編』(法蔵館、2000年)、同朋VII=同朋大学仏教文化研究所『蓮如方便法身尊像の研究』(法蔵館、2003年)、図録99=飛騨と蓮如上人編集出版委員会編『飛騨と蓮如上人』(真宗大谷派高山別院照蓮寺、1999年)、図録00=『蓮如上人と尾張』(真宗大谷派名古屋教区教化センター、2000年)、北西81=北西弘『一向一揆の研究』(法蔵館、1981年)、青木87=青木忠夫「河野門徒の基礎的研究」(『年報中世史研究』第12号、中世史研究会、1987年。のち同著『本願寺教団の展開 戦国期から近世へ』法蔵館、2003年所収)、青木98=青木忠夫「聖徳寺門徒の基礎的研究」(『年報中世史研究』第23号、中世史研究会、1998年。のち同著『本願寺教団の展開 戦国期から近世へ』法蔵館、2003年)、小島98=小島恵昭「美濃・尾張地域の中世真宗史」(『講座蓮如』第六巻、平凡社、1998年)、脊古00=脊古真哉「湖北地域における実如本願寺教団の展開」(同朋大学仏教文化研究所『実如御判の研究 研究編下』法蔵館、2000年)、集成=『真宗史料集成』、大垣市=『大垣市史』(2010年)を示し、末尾の数字は同書のナンバリングを示す。引用にあたっては諸研究で重ねて取り扱っている場合もあり、写真版などが含まれて掲載してある場合はそちらを優先的に出典としている。また、今回は近代以降の整理を参考としたため、近世文書の記録などは掲載していない。
 ・所蔵については、可能な限り現在地名で表記したが、現在地を確認できなかったものについては所収の表記に従った。

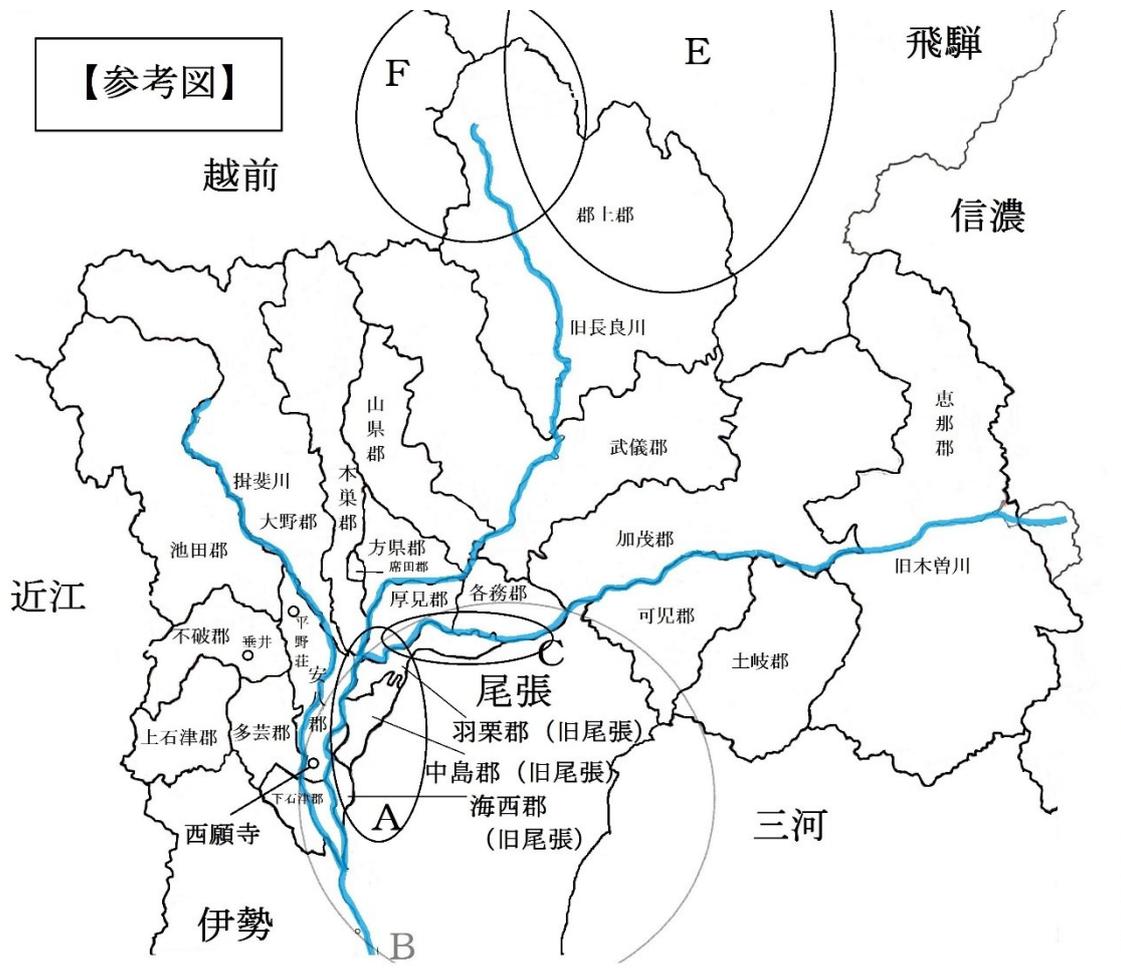
B 三河系(二例)

三河に拠点を置く寺院の門末を示す。なかでも東海地域で最も大きな影響力を持った三河三カ寺(上宮寺・勝鬘寺・本証寺)による教線拡大は、尾張教団の形成にも多大な影響を及ぼしたことが知られている。三カ寺の教線もまた河川を媒介としたものであり、尾張全域だけでなく、美濃地域へも木曾川流域を中心に、門末が広がった¹⁸。尾張の報土寺(海津市)・光明寺(愛知県常滑市)もはじめはこの系統であったが、文明年間後期以降に独立を果たす¹⁹。三河系は木曾川流域全体に展開していくが、とくに尾張南部や美濃南部には強い影響力を及ぼしていた。

C 河野系(五例)

河野門徒とは、木曾川中流域を中心に形成された蓮如直参の門徒集団である²⁰。寛正五年(一四六四)に河野門徒として、はじめてその存在が確認されて以降、河野門徒はたびたび史料に登場する²¹。尾張九門徒からはじまり、実如期に美濃九門徒が加わったとされ、以降は河野十八門徒とも称される。濃

第一章 美濃地域における本願寺教団の形成



- ・『日本歴史地名大系21巻 岐阜県の地名』採録の地図を筆者が加除修正した。
- ・地図中のA、B、C、E、Fについては本文参照。該当集団の影響圏について推測して示した。

尾で最初期に本願寺教団に参入した門徒集団の一つである。この尾張系統の門徒集団が成立した後に、美濃の九門徒側が参入していく図式に注意したい。岐阜地域は尾張地域との親和性が高いことがここから窺える。

D 近江湖北系(二例)

近江系の展開は誓願寺(滋賀県長浜市、No.16)、福田寺(同米原市)などを中心に、文明年間から確認できる。また、近江地域との強い関係性が注目される寺院として、郡上安養寺と北郡称名寺(滋賀県長浜市)が存在する。脊古真哉氏は安養寺の寺伝と高僧連坐像の分析を通して、初期真宗段階での近江地域から平野部への進出の可能性を指摘する²²。また称名寺についても、裏書では長く美濃の地名である津布良(大垣市)を名乗り続けるが、実態は早くから湖北に移り、西濃地域での具体的な活動の痕跡はほとんど見られないとする²³。どちらも旧所在地である安八郡近辺には末寺が確認できず、これら二カ寺の門末展開は特殊な部類に入ると考えられる。

一方、それ以外の湖北に拠点を置く寺院からの進出は、先に見た木曾川流域ほど顕著ではない。後年の記録からも美濃地域への末寺展開はほとんど確認できない²⁴。近江から美濃への進出はもともと盛んではなかったか、あるいは本願寺教団に参入するにあたって、近江系の本寺から脱却があった可能性も考えられる。このように、近江系寺院の西美濃平野部への定着はあまり確認されないものの、揖斐山間部は近江湖北との交流が注目される地域でもある²⁵。

E 飛驒白川系（十五例）

白川門徒とは、飛驒白川善俊を開基と唱える、飛驒国・美濃国郡上郡を中心に展開した門徒集団である。白川善俊とは、親鸞の直弟で、磯部門流の祖である善性の弟（または次男）と伝えられるが、近年では文明期から明応期の人物と見る研究も多く²⁶、詳細は不明である。白川門徒は文明十七年（一四八五）を皮切りに、続々と本尊下付が確認され、のちには飛驒の照蓮寺（高山市）を本寺として結集していく。山林を活動の基盤とする集団である。

F 越前系

裏書一覧には掲載していないが、郡上近辺を中心に越前系の進出が見られる点に注意したい。『天文日記』によると、郡上門末をめぐって、郡上最勝寺（福井県大野市、東西分派で三つに分寺）と越前超勝寺（同福井市、東西分派で二派に分かれた）の間で相論が発生している²⁷。この郡上最勝寺は越前大野の最勝寺が移転したものである²⁸。また山間部への展開という点では、長勝寺（同大野市）の教線も注目される²⁹。

G 常楽寺門徒（五例）

常楽寺（京都市）とは当時京都の今小路に存在した、存覚を開基とする寺である。戦国期には本願寺と共に各地に転じた。天正年間の美濃では七カ所その末寺が確認されている³⁰。常楽寺系進出の背景については、現在はいきりとしたことは分かっていない。一部の伝承によれば、常楽寺一族の入寺があったとされるが、史実は不明である³¹。

以上、A B Cのような木曾川筋での展開と、奥美濃の山間部を中心とするE Fの展開が確認できた。これらの川や山は行政的には国境と認識されていたが、門徒にとつてのそれらは規制・固定化の要因ではなく、かえって広く展開するため重要な媒介であった。そのため美濃では様々な集団の進出が見られるのである。またA B C Dは文明年間初期には、その地域の中心となる有力寺院の基盤が整っており、それを前提に進出してきている点に

第一章 美濃地域における本願寺教団の形成

【表三】「霜月御非時銭書上」登場単位の郡別一覧

郡別	該当単位	総数
安八郡	性願寺、西願寺、西円寺、等覚坊、この専勝寺、永徳寺、長久寺、称名寺外（津布良称名寺カ）、なかそね十ヶ所、聚楽寺、延長寺、康安寺、すのまた空了、わかもり今藤々、藤江道宗、むすぶ尊教、東大寺十ヶ所、かはら了西、まき渡辺、林三郎右衛門入道、荒川了専、中川了末魯	20
不破郡	宝光寺、たるい専精寺、同所教明、同所覚円、同所願西、せきかはら下屋、くりはら三郎右衛門、たるい教表	9
大野郡	仏照寺、永寿寺外七ヶ所、くろの香焼寺、さいくん島命念寺、たかや願正	5
本巢郡	西順寺	1
多芸郡	かなや願念、かなや又右衛門、志津了願、まさた西春	4
石津郡	時、多良、和田下、平井	4
席田郡	教徳寺	1
郡上郡	安養寺	1
不明	小大源六ヶ所（現在地不明）、石上（安八郡または本巢郡）、きそ明春（不明、木曾川流域沿いか）、みつこし了順（不明「みつはし」ならば本巢郡）	5
合計		50

※地名については、地名辞典を参考に整理した。寺院の所在地については、地誌等を参考に、天文年間後期の所在地を推定して示してある。『天文日記』でも確認できる寺院名は太字表記とした。

井寺の隠居寺であったことが指摘されている^{3,4}。垂進んだ地域だったことが分かる。

が特徴を垂井の専精寺宛（No.1）である。専精寺には古い高僧連坐像が残されており、それにより、もとは善性系磯部門流に属していたことが分かる。全国的にも善性系に対しては、かなり早くから方便法尊像下付されていた^{3,3}。次に早い徳法寺（No.2）も、専精寺の隠居寺であったことが指摘されている^{3,4}。垂進んだ地域だったことが分かる。

【表三】の結集は、【表二】と同様に、安八郡や不破郡の事例が多いのに対し、厚見郡近辺の事例が少ない傾向にある。教団形成当初から、安八郡や不破郡では、他国の有力寺院を取り次ぎとしない、自立的な門徒が多く登場し、それらが次第に地域的結集を遂げていく様子が窺える。すなわちこの地域では、初期真宗以来影響力の強かった三河・尾張系統から脱却しつつ、次第に美濃単独の集団へと編成されていくのである。いくつか具体的な事例からも、揖斐川流域地域の特徴を見ておく。美濃で最も早い方便法身尊像下付が垂井の専精寺宛（No.1）である。専精寺には古い高僧連坐像が残されており、それにより、もとは善性系磯部門流に属していたことが分かる。全国的にも善性系に対しては、かなり早くから方便法尊像下付されていた^{3,3}。次に早い徳法寺（No.2）も、専精寺の隠居寺であったことが指摘されている^{3,4}。垂進んだ地域だったことが分かる。

【表二】には、先の分類から外れるものをマーカーしてある。これらは美濃国内の寺院を本寺とする、あるいは本願寺を直接上寺とする美濃国内の直参門徒衆である。法物の下付先には、安八郡・不破郡・大野郡が多い。加えて注目したいのが【表三】である。【表三】は「霜月非時銭書上」^{3,2}と呼ばれる、天文年間後期から永禄年間間の成立と思われる史料をもとに、そこに登場する諸集団を郡別の一覧にしたものである。本来これは報恩講における、美濃の直参門徒各位の費用負担額を記したものであるが、美濃の本願寺教団が後年にはこのような形の結集を果たしていくことに注目したい。

注意したい。

(二) 揖斐川流域を中心とする展開

次に注目されるのが文明五年（一四七三）に安八郡平野莊草道島の西円寺（大垣市）に下付された、美濃国内唯一の親鸞・蓮如連坐の御影（No.3）である。この時期における親鸞御影の下付は、地域の中心ともいえる直参門徒に対してしか行われていない。よって蓮如が西円寺を信仰の中心として期待していたことが分かる。

それに対し、同じ平野莊の性顕寺（神戸町）は、延徳元年（一四八九）になってから本願寺に参入している（No.25）。性顕寺は後に美濃国内で最大規模の末寺展開を成し遂げており、戦国美濃を代表する真宗寺院の一つとして重要な位置にあった³⁵。こちらは天台宗からの転派として知られ、初期真宗とは異なる背景からなる参入と考えられる³⁶。

この他にも『天文日記』に繰り返し登場する有力寺院として、専勝寺（No.12）、仏照寺（No.32）、宝光寺（No.73）などが挙げられるが、これらはいずれも文明年間後期以降に本願寺に参入している。垂井門徒や西円寺などによる早い段階の展開が注目される一方で、後の地域の中核となるような寺院の参入が活発化するのには、文明年間後期以降である。近隣地域の有力寺院が文明年間前期には基盤を整えて、美濃へと進出したのに対し、揖斐川流域では本願寺系寺院の地盤確立がやや遅れていたとも評価できる。

これら平野部における展開が多いなか、安養寺の教線のみが郡上へと延びている。安養寺は最初安八郡大樽莊（輪之内町）にあり、天文七年（一五三八）には郡上郡へと移転した。ところが、安養寺が移転する以前から多くの末寺が郡上郡に確認できる（No.34・45・46・57）。安養寺の門末展開の特徴について脊古氏は、郡上郡に存在する安養寺門末はいずれも長良川本流沿いに展開しており、山間部を中心に展開する白川門徒とは住み分けがなされていたことを指摘する³⁷。一方で、【表三】が示すように、移転完了後も平野部門徒集団の一員として扱われていた点にも注意する必要がある。移転後は大垣一帯からは地理的に大きく離れ、独立的な行動も多く見られるようになる一方で、完全には関係性が断ち切れてはいないのである。

また、前述した津布良称名寺を除けば、この地域の有力寺院が他国へと門末展開を進めていく事例はほとんど確認できない。周辺諸国の門徒団形成が飽和的だった可能性もあるが、結果的に揖斐川流域を軸に非常に密度の濃い教団形成が進んだ点には注意する必要がある。

以上、主要な寺院の確認を通して揖斐川流域における独自性について見てきた。その特徴を確認すると、第一に、この流域では、他地域有力寺院の進出よりも、同地域内有力寺院の門末形成や、直接本願寺と子弟関係を結ぶ動きが顕著である。第二に、周辺地域では文明年間前期から有力寺院の展開がみられたが、この地域での本格

的な教団形成はやや遅れる。第三に教団形成の方向性として、少数の有力寺院と大勢のその末寺という形ではなく、中規模の有力寺院が多数形成されていく点に特徴がみられる。

このような平野部を中心とする展開に対し、安養寺だけが郡上へ進出し勢力を広げた。天文七年に移転が完了すると、これまで山間部を中心として展開していたE Fのような系統と、本格的に結びついていくのである。

第三節 秘事法門問題からみる教団形成の一側面

前章までは絵画資料及びその記録類をもとに地域性形成の過程について考察してきた。裏書史料が順調に増えていく様子からは、一見すると順風満帆な教団形成にも思える。しかし、在地の人々にとって旧来の信仰を改め、蓮如の教義を受容していくことは簡単ではなかった。最後にこの時期の秘事法門について記した史料から、そういった困難の一端についてまとめておきたい。

【史料四】蓮如覚書

秘事法門人数事分美濃国

平右衛門タル井道善下

左衛門太郎浄妙寺下

新右衛門平野屋道善下

了専福田寺下

九郎左衛門平右衛門兄弟道善下

三郎右衛門仏光寺下

伊賀道善下

新衛門入道
成戸順光秘事法門次第也

序題門云、言弘願者、如大経説、一切善悪凡夫得生者、莫不皆乘阿弥陀仏、大願業力為増上縁ト云テ、大願業力ニ乗スルカユヘニ増上縁トナルカユヘニ、信心ナクトモ仏ニナルヘシト心得テ念仏申スヘシ、

又云、草木国土悉皆成仏ノ道理ニテアル間、人間衆生ハ成仏ノ道理ナレハ、ウタカヒナク成仏スヘシト心得ヘシ、

■草木モ仏ニ成トキク時ハ、心アル身ハタノモシキ哉、

浄順申流ニイハク

法報応ノ三身ヲ一体ニ具足スヘシトツタフル也、

マツ法身ト者コ、口也、報^{身ト}者コトハ、応身ト者我スカタ也、

此三身ヲ我心ノ一体ノ内ニ具足スルカ故ニ絵像・木像ノ仏ヲ礼スルヲモテ雜行ト也、

文明三年之比、誓^件珍・香珍兩人大外道之者、オハリ塚ミノ、国脇田江西願寺^{ヒナ里堂}ニ秘事法門之カイシキヲイヒテ、其詞云、勸化ヲハナレテ勸化ニツケ、人ニオシヘラレヌ信ヲトレ、此信ヲ取事ハ、オホロケノ縁オホロカナル志ニテハ、トケカタシ、人ニオシヘラレテトル信ハ、ソレハ教ノ方トテオカシキ法門ナリ、コレヲヨクコ、ロウヘシ、シツカニ思惟スヘシトイヘリ云々、

文明九年後正月十二日書之、³⁸

【史料五】「蓮如覚書写」

文明七・八年之比、参河国野寺同宿ニ誓珍備前、伊勢国香取浄賢子安田主計助ニ秘事法門サツケタル趣ハ、吉崎ニテヒソカニツタエ申スカリトテ、其詞ニイハク、仏性ト我心ヲオモハ又間ハ沈輪シ、又仏性ト我身ノオモヒ候ヘハ、スナハチ如来ナリト、心得候ヘトサツケタリ、コレヲモテ、正理トオモフヘシ、如此伝ヘ候者ヲサシテ、滅後ノ如来トモ信スヘキナリ、而間、安田此趣ヲ相伝シテ、眞実当流一大事秘事ト心中ニオモフ間、此趣ヲ又安田方ヨリ人ニ相伝ル人数ハ、中島ノ等善、又新兵衛兩人ニツタヘタリ云々、

文明九年正月比聞之、

※傍線部筆者記入
以御筆御うつし候御本にて又写申候、正本ハ加州長流谷殿^{フルヤ}ニ御座候也³⁹

これらは文明年間初期に、美濃地域南部で確認された秘事法門に関する覚書である。この場合の秘事法門とは、本願寺教団内部における異端信仰のことである。まずは事件の経緯から確認したい。もともとこのような信仰の混乱は応仁二年（一四六八）に三河の上宮寺如光の死後、三河を中心に発生し、その延長上に南濃（海津市域）

での問題も位置する。【史料四】によると、文明三年（一四七一）ごろから、南濃の脇田江西願寺（海津市）を拠点に秘事法門が展開していた。この信仰は三河本証寺同宿であった誓珍や香珍という人物を中心に、美濃・尾張・伊勢へと拡大していった。それを問題視した蓮如は、文明九年にその情報を整理し、この問題の収拾を図っている。

思想内容にも注目したい。【史料五】の傍線部を読むと、如来等同思想にもとづく知識帰命の傾向を見出すことができる⁴⁰。そして【史料四】には、絵像・木像への礼拝を否定している姿が描かれている。金龍氏によれば、この種の教説は、各種「談義本」の中にも散見され、旧来の門流各派内での主張とさほど差異はないとして、この秘事法門は伝統的な教説の強調であったがために、支持を受けても不思議はないと位置づける⁴¹。

この秘事法門の大きな問題点は、本来蓮如に帰依したはずの門徒によってそれが担われている点にある。当時蓮如が門徒に対し、何度も御文を書き、繰り返し自らの教説を説き直さねばならなかったことから明らかのように、受容する側は蓮如の教説を完全に理解してから、本願寺に参入していたわけではなかった。このような初期真宗以来の教説との対決は、蓮如教団の形成にあたって不可欠な要素として存在していた。

【史料四】では、秘事法門の担い手として美濃国内の近江福田寺下、三河浄妙寺下、仏光寺下、垂井道善下の四名、成戸順光の合計八名が挙げられている。この秘事法門は三河を発信源としていたが、もはや三河系門徒だけでなく、美濃国内の様々な門末に影響を及ぼしていたことが分かる。

このうち垂井道善下に注目したい。これらの道善系集団はいずれかの段階で本願寺の傘下に加わった者たちであろう。もともと垂井は絵像本尊を重視する磯部系が発達した地域であったが、秘事法門の教説に触れた結果、絵像を否定する信仰へと変化してしまったのである。とくに、先に確認した専精寺の方便法身尊像裏書には「垂□□善」が登場する。この読めない文字の内、上の□は、地名を示す「井」で問題ないだろう。下の□には、写真版を見るとしんじょうの形が見いだせる。よって、これを「道」と読むことは不可能ではないだろう。そうであれば、垂井道善は美濃で最も早く本願寺に参入した坊主でもあったことが指摘できる。幸い専精寺は、師の道善とともに秘事法門を信仰しなかったおかげか、現在に絵像が残されている。

このような思想の混乱は単に垂井だけでなく、西美濃の各地にいたであろう、初期真宗色を脱し切れない本願寺門徒に大きな混乱を与えたと考えられる。すなわち、美濃において早くから本願寺に参入する寺院がありながらも、本格的な教団展開が遅れた一因として、こういった信仰の混乱が存在したことが指摘しうる⁴²。

この混乱は、蓮如によって掌握され、文明九年には主導者の一人である誓珍が懺悔を伝えており、以降次第に鎮火していったことが予想される。この事件をきっかけに三河本証寺の末寺的立場にあつた南濃の報土寺は、本末関係を解消し本願寺の直参となつて⁴³。当時の人々にも、本願寺教団へ参入していくにあつて、初期真宗以来の善知識への不信感が形成される一因となつたことは間違いない。また、垂井門徒が多く登場していることや、後の西願寺末寺の展開が大垣方面に伸びていることを念頭におくならば⁴⁴、今回の事件は揖斐川流域沿いに大きな影響を持ったことが推測できる。揖斐川流域における自立的な本願寺教団への参入と、この事件の与えた影響は全く無関係ではなかつた可能性を指摘したい。

むすびにかえて

以上、本論では主に初期真宗の展開と、蓮如・実如期における本願寺教団形成について考察し、美濃地域では大きく三つの地域的傾向が見られることを指摘した。木曾川・長良川流域では、初期真宗以来一体的な関係が注目される尾張や三河の有力寺院による進出が、文明年間前期から確認される。それに対し、揖斐川流域では、周辺有力寺院による進出よりも、国内の有力寺院や直参門徒の誕生が相次いでおり、広範に広がつた初期真宗以来の法脈関係に束縛されない、独特の動きが注目される。この地域では次第に直参門徒を中心とした地域的結集が目指されていく。そして郡上では、長良川を介した安養寺による平野部からの進出が見られるほか、山間部を中心に白川門徒や越前系の展開が注目される。安養寺は郡上移転以降も平野部の門徒集団との関係を維持していたが、郡上における独自の活動が活発化し、次第に平野部との連携は希薄化していくことが想定される。

今回の考察は、現在確認される絵画資料に基づくものであり、寺院調査が活発化することにより、新たな事実が判明することと思われる。しかし、本論で指摘したような基本的な性格に大きな変化は生じないものと考えている。また、本論では初期真宗からの本願寺教団への参入という点に重点を置いたが、横蔵寺虫供養記録が示唆しているように、初期真宗を経由しない形での教団参入も少なからず存在していたと思われる。この点に関しては多様な伝承を頼りとしながら、少しずつ考察していく必要がある。

註

¹ 小島恵昭「美濃・尾張地域の中世真宗史」(『講座蓮如』第六卷、平凡社、一九九八年)。以下小島氏の指摘に
 関しては全てこちらの論文によるものとする。

² 主に裏書を示す。同朋大学仏教文化研究所『蓮如方便法身尊像の研究』(法蔵館、二〇〇三年)や同『実如判
 五帖御文の研究 資料編』(法蔵館、二〇〇〇年)に多くの新出の方便法身尊像裏書の写真と釈文が掲載されて
 いる。また『蓮如上人と尾張』(真宗大谷派名古屋教区教化センター、二〇〇〇年)や『飛騨と蓮如上人』(真
 宗大谷派高山別院照蓮寺、一九九九年)などにも、直接美濃国内に関する事例ばかりではないが、多くの裏書が
 掲載されている。

³ 金龍静「東海三域の一向衆と長島一揆」(同著『一向一揆論』吉川弘文館、二〇〇四年)。

⁴ 安藤弥「東海地域における真宗勢力の展開」(『年報中世史研究』第三八号、二〇一三年)。

⁵ 脊古真哉「郡上安養寺の成立と展開―初期真宗門流から本願寺教団への一例―」(水野柳太郎編『日本古代の
 史料と制度』岩田書店、二〇〇四年)。

⁶ 小島前掲註¹。

⁷ 今井雅晴「如信の子孫と大綱門徒」(『親鸞と浄土真宗』吉川弘文館、二〇〇三年)によれば、これまで美濃
 国本巢郡七郷村改田(現在の岐阜市西改田)のものとしていた「開田」を、常陸国内(現在の太子町下金沢と
 田野沢の一部)ではないかと指摘している。『存覚袖日記』内の開田の高僧連坐像の配列を見ると、上から和朝
 高僧、中国高僧、太子と侍臣、印度高僧となっている。筆者がこの配列を『真宗重宝聚英第八卷』(同朋舎、一
 九八八年)で探したところ、岩手県在住の平野昌氏所蔵のもの(八頁)しか該当せず、東海北陸畿内では、同様
 の配列のものは見出せなかった。そのため、東海地域で独自に考案されたものとは考えにくく、今井氏の見解を
 支持したい。

⁸ 『龍谷大学善本叢書三 存覚上人一期記存覚上人袖日記』(龍谷大学、一九八二年)、八八才、八八ウ。な
 お、翻刻編の誤りと思われる箇所は、写真編をもとに適宜訂正した。また文中句読点は筆者記入。

⁹ 『袖日記』、一一三才〜二五才。

¹⁰ 織田顕信「三河「平田庄」についての覚書―『室町幕府引付史料集成』上所収文書一通をめぐって―」(『同
 朋大学論叢』第四三号・四四号(一九八〇・八一年)、のち同著『真宗教団史の基礎的研究』(法蔵館、二〇〇八
 年)所収)。

¹¹ 妙源寺蔵九字名号に関しては『真宗重宝聚英第二卷』(同朋舎、一九八七年)を参照。

¹² 『袖日記』、一一八ウ、一一九才。

¹³ 『袖日記』、一一一ウ。

- 14 『谷汲村史』(一九七七年)。
- 15 桑田忠親校注『信長公記』首巻(新人物往来社、一九六五年)。
- 16 青木忠夫「聖徳寺門徒の基礎的研究」(『年報中世史研究』第二三号(一九九八年)、のち同著『本願寺教団の展開―戦国期から近世へ―』(法蔵館、二〇〇三年)所収)。
- 17 尾張地域の本願寺教団形成については、名古屋別院史編纂委員会『名古屋別院史 通史編』(一九九〇年)が参考となる。
- 18 三河教団の展開については、青木馨氏が裏書史料を丹念に収集したうえで分析を行っており、非常に参考となる。青木馨『本願寺教団展開の基礎的研究』第一編第四章(法蔵館、二〇一八年)。
- 19 前掲註16参照。
- 20 青木忠夫「河野門徒の基礎的研究」(『年報中世史研究』第一三号(一九八四年)、のち同著『本願寺教団の展開―戦国から近世へ―』(法蔵館、二〇〇三年)所収)。
- 21 河野門徒には、まず寛正五年(一四六四)に十字名号が下付され、文明二年(一四七〇)には親鸞御影と親鸞絵伝が同時に下付されている(図録『蓮如上人と尾張』二〇〇〇年)。
- 22 脊古氏前掲註5。
- 23 脊古真哉「湖北地域における実如期本願寺教団の展開―称名寺とその門末を中心に―」(同朋大学仏教文化研究所『実如判五帖御文の研究』法蔵館、二〇〇〇年)。
- 24 「美濃国末寺之下数留書」(西円寺文書九『岐阜県史 史料編 古代・中世一』一九六九年)。天正十二年(一五八四)前後の成立と考えられ、ここには近江系は「本行寺下二ヶ寺」が記されているに過ぎない。
- 25 宮部一三『教如流転』(叢文社、一九八六年)。
- 26 三本昌之「戦国期飛騨真宗の動向―照蓮寺再興と親鸞影像の移徙の意味について―」(『講座蓮如』第六巻、平凡社、一九九八年)。
- 27 『天文日記』天文九年五月二十六日条(『大系真宗史料 文書記録編八』法蔵館、二〇一五年)。
- 28 小泉義博「戦国時代の田野最勝寺」(『福井県史研究』第一四号(一九九六年)、のち同著『越前一向衆の研究』(法蔵館、一九九九年)所収)。
- 29 千葉乗隆『中部山村社会の真宗』(吉川弘文館、一九七一年)。
- 30 「美濃国末寺之下数留書」(前掲註23)。
- 31 『本巢郡志 上巻』(一九三七年)によれば、曾我屋超宗寺寺伝では、源太郎高信が大永三年に実如に帰依した際、了心という法名を賜り、本尊を授けられるも、実子がおらず常楽台純恵の息兵部卿信乗を法嗣に定めたとされる。また常徳寺伝によれば、永正五年三月に常楽台九代目に当たる連枝の子、浄念坊が来て道場を開いたとされる。

- ^{3 2} 「霜月御非時錢書上」(性願寺文書、『神戸町史』一九六九年)。
- ^{3 3} 吉田一彦「日本仏教史上の蓮如の位置―本願寺教団の形成と初期真宗―」(同朋大学仏教文化研究所『蓮如方便法身尊像の研究』法蔵館、二〇〇三年)。
- ^{3 4} 小島前掲註1。
- ^{3 5} 「美濃国末寺之下数留書」(前掲註24)。これによれば性願寺の末寺は五十七を数える。次に多い末寺数は等覚坊十八、専勝寺十七、西願寺十六、満福寺下西方十一、ノテラトノ(三河国野寺本証寺)下十となり、他記載の二十カ所はいずれも一桁となっている。
- ^{3 6} 「山門上使油請取状」(不破幹雄氏所蔵文書四『岐阜県史 史料編 古代・中世一』一九六九年)によれば、性願寺は永祿年間に至っても延暦寺に対して、油料を支払っていたことが確認される。
- ^{3 7} 脊古前掲註5。
- ^{3 8} 本善寺文書(『愛知県史 資料編一〇中世三』、九八、二〇〇九年)。
- ^{3 9} 赤尾行徳寺文書(『愛知県史 資料編一〇中世三』、九九、二〇〇九年)。
- ^{4 0} 金龍静「中世一向宗の善知識観」(千葉乗隆博士傘寿記念論集『日本の歴史と真宗』自照社出版、二〇〇一年)。
- ^{4 1} 金龍前掲註3。
- ^{4 2} 小島前掲註1では尾張中南部において、初期真宗が興隆することによって本願寺教団の拡大が停滞したことを指摘するが、これが美濃でも発生していたとしても不思議はない。
- ^{4 3} 小島氏前掲註1。『天文日記』天文十年八月十九日条にその経緯が記されている。
- ^{4 4} 「元祿元年十月七日美濃国末寺寺号留」(『平田町史 下巻』一九七四年)には、この時期の西願寺末寺二十五カ所が記載されているが、このうち、不破郡、多芸郡の末寺が八カ所あるが、伊勢に末寺はなく、尾張の末寺は二カ所に留まる。これらを戦国以来の末寺と断定することはできないが、門末展開を北方へと進めていった結果と考えることは可能であろう。

第二章 美濃地域における本願寺教団の展開—西美濃教団を中心に—

はじめに

この章の目的は、天文年間から天正年間にかけて作成されたと思われる美濃門徒の地域的結集を示す四点の文書をもとに、戦国期における美濃地域本願寺教団の組織編成とその展開について考察することである。

前章では、美濃地域における本願寺教団形成の特徴を考察した。その結果、木曾川・長良川流域を中心とする地域では、尾張・三河系寺院の進出が顕著に見られる一方で、揖斐川流域を中心とする地域では、国内有力寺院の台頭が相次ぎ、多数の直参門徒が形成される傾向が確認できた。また山間部の郡上では、隣接する飛騨や越前の教線がはつきり見えるほか、平野部から安養寺の進出が見られた。

このように、美濃門徒と一括される門徒団が、実は形成過程を窺うと、それぞれ異なる背景をもっており、このような大まかな区分は近世東本願寺教団の触頭制度、近代真宗大谷派の教区制度にも部分的に引き継がれている。そのため、教団形成に見られた地域的傾向は一時的なものとして終始するのではなく、その後の地域教団編成にも大きな影響を与えたものとして見ていく必要がある。

この時期の美濃真宗史研究としては、長島一向一揆の政治的性格を考察するなかで重松明久氏、金子昭武氏が領国支配への抵抗という視点から教団形成や一揆蜂起の過程について論じているほか、金龍静氏や安藤弥氏が東海地域全体における教団展開の一端として分析を行っている¹⁾。いずれも美濃に特化して考察しているわけではないため、地域教団としての組織面にまで十分な議論が尽くされていない。戦国期における地域教団の具体的な形態について考察することは、一向一揆組織の解明や、近世教団との歴史的差異について考察していくための重要な基礎となる。

この章では、戦国期の美濃地域本願寺教団の中で、最も史料の豊富な揖斐川流域に焦点をあてて、そこで形成された地域集団の展開について考察する。地域集団の組織的編成は、本願寺による地域編成的側面を多分に持ちながらも、在地側による主体的な編成という面も存在するため、必ずしも本願寺の意図に沿う地域教団が作り上げられたわけではなかった。戦国期において、非常に中央集権性が強いことが注目される本願寺教団の中で、地域教団にどういった自律性が見られるのか考察したい。

第一節 戦国期における美濃地域本願寺教団の編成関係文書

まずは、地域教団編成について考察する上で基礎史料となる天文年間から天正年間にかけての史料を提示する。これらの史料は前述した金龍氏の研究や『増補改訂本願寺史』の中でも、末寺・門徒による地域的結集の具体例として取り上げられるなど、すでに何度も注目されている²⁾。しかし、これらの文書が示す具体的な教団構造についての議論は十分とはいえず、なかでも本願寺の強い意図を想定しうる「美濃惣坊主衆支配定書」については、文書の成立背景をはじめ、いくつかの検討すべき問題点が残されている。【表一】は、次の【史料一〜四】に登場する寺院の所在地を地域ごとに整理し、一覧にしたものである。

【史料一】霜月御非時銭書上

みの三ヶ寺 一 八百文 性顕寺、一 八百文 安養寺、一 八百文 西願寺、
 みの七ヶ寺 一 五百文 西円寺、一 五百文 等覚坊、一 五百文 この 専精寺、一 五百文 仏照寺、
 一 五百文 永徳寺、一 五百文 長久寺、一 五百文 西願寺、
 一 五百文 永寿寺外七ヶ所、一 五百文 称名寺外、一 五百文 なかそね十ヶ所、一 五百文 小大源
 六ヶ所、一 三百文 聚楽寺、一 三百文 宝光寺、一 三百文 延長寺、一 三百文 康安寺、一 三百
 文 すのまた空了、一 三百文 教徳寺、一 貳百文 くろの香焼寺、一 貳百文 たるい専精寺、一 百
 七拾五文 同所教明、一 百七拾五文 同所覚円、一 百七拾五文 同所願西、一 貳百文 せきかはら下
 屋、一 百文 さいくん島 命念寺、一 百五拾文 たかや 願正、一 百五拾文 和田下、一 貳百文 石
 上、一 百文 わかもり 今藤々、一 百五拾文 かなや願念、一 百五拾文 かなや 又右衛門、一 五
 拾文 くりはら三郎右衛門、一 百文 藤江道宗、一 貳百文 むすぶ尊教、一 五百文 東大寺十ヶ所、
 一 三百文 かはら了西、一 百文 まき渡辺、一 百文 志津了願、一 百五拾文 平井、一 貳百文 林
 三郎右衛門入道、一 三百文 きそ明春、中川了末魯、一 百文 荒川了専、一 百文 時、一 百文 多
 良、一 百七拾五文 たるい教実、一 貳百文 まきた西春、一 貳百文 ミつこし了順³⁾

第二章 美濃地域における本願寺教団の展開—西美濃教団を中心に—

【表一】美濃地域、教団編成関係史料一覧						
旧郡名	現在地名	【史料一】	【史料二】	【史料三】	【史料四】	
安八郡	海津市	西願寺	西願寺	西願寺下16	ワキダ西願寺	
	大垣市	西円寺	西円寺	西円寺下7	シマ西円寺	
	大垣市	等覚坊	等覚坊	等覚坊下18	林等覚坊	
	大垣市	この専精寺	この／小野専勝寺	専勝寺下17	コノ専勝寺	
	大垣市	康安寺	康安寺	康安寺下3	リヨウケ康安寺	
	大垣市	なかぞね10			中ゾネ10	
	大垣市	延長寺			コクブ延長寺	
	大垣市	聚楽寺		聚楽寺下5	ノグチ聚楽寺	
	大垣市	東大寺10			タウダイジ10	
	大垣市	わかもり 今藤々				
	大垣市	藤江道宗				
	大垣市	林三郎右衛門入道				
	大垣市	中川了末魯				
	大垣市	荒川了専				
	大垣市	また西春				
	大垣市		かざめい 賢専			カサスイ堅専
	大垣市		赤坂乗専坊			
	神戸町	永徳寺	永徳寺	永徳寺下6	ヨコイ永徳寺	
	神戸町	性顕寺		性顕寺下57	スヘモリ性顕寺	
	神戸町	長久寺		長久寺下7	イツミ長久寺	
安八町	むすぶ尊教			ムスブ尊教		
安八町	まさ渡辺			渡辺		
安八町			正明寺下3	正明寺		
大垣市	永寿寺外7 (瑞穂市)		永寿寺4	ハヤシ永寿寺 (大垣市)		
大垣市墨俣		すのまた空了	空口代祐蔵		スノマタ空了	
大垣市墨俣		(羽島市)	万福寺下西方分11	尾州スノマタ万福寺(大垣市)		
不破郡	垂井町	宝光寺	宝光寺	宝光寺下6	フサ宝光寺	
	垂井町	たるい専精寺			タルイ専勝寺	
	垂井町	教明	教明			
	垂井町	覚円				
	垂井町	願西	梅井 願西			
	垂井町	くりはら三郎右衛門				
	垂井町	たるい教実				
	垂井町				タルイ明乗	
大野郡	関ヶ原町	せきかはら下屋	せきか原下屋了順		セキカハラ下屋	
	揖斐川町	仏照寺		仏照寺下9	ホウライ仏照寺	
	揖斐川町	くろの香焼寺	香焼寺		クロノ番勝寺	
	揖斐川町	さいくん島命念寺			サイゲンシマ受念寺	
池田郡	池田町				イビイケダ3	
	池田町				イケダ5	
本巢郡	北方町	西順寺			シバワラキタガタ西順寺	
	北方町	たかや願正				
	北方町		芝原賢正			
	本巢市			小弾正6		
岐阜市	教徳寺				カイテン教徳寺	

多芸郡	養老町	かなや願念			カナヤ願心
	養老町	かなや又右衛門			
石津郡	養老町			福正寺下5	福正寺
	大垣市上石津カ	和田下			
	大垣市上石津カ	平井			
	大垣市上石津	時		大ハシノ下6	トキ明覚
	大垣市上石津	多良	たらの浄願		タラ直参衆
	海津市	志津了願	しづの了通		
海津市				ツヤ了通	
郡上市	郡上市	安養寺		安養寺下3	郡上安養寺
厚見郡	岐阜市				ギフ上宮寺
	岐阜市	(三重県)			カロトノ浄土寺 (岐阜市)
	岐阜市	(羽島市)			フナハシ願誓寺 (岐阜市)
尾張国中島郡	海津市			報土寺ノ下ミノ分5	尾州方ナルト報土寺
	羽島市			西法寺下4	
厚見郡・尾張国葉栗郡・中島郡	羽島市・岐阜市・愛知県稲沢市・一宮市など				川之方
尾張国丹羽郡	愛知県大山市				カギヤ心光坊
滋賀県	滋賀県	称名寺外 (大垣市)			
他国末寺	愛知県名古屋	(愛知県一宮市)		聖徳寺下5	聖徳寺下5
	愛知県常滑市			光明寺下7	光明寺下7
	愛知県岡崎市			ノテラトノ下10	野寺方10
	愛知県岡崎市			浄明寺下5	
	富山県				開名寺方
	滋賀県			本行寺衆下2	本行寺殿下2
東京都			ハントウドノ下3		
京都府			イマコウシトノ下7	イマヨノジ殿7	
不明	不明	みつこし了順	光吉了順		シツヨシ了順
		かはら了西			カワラ教春
					(イシハシ教春)
		小大源6			
		石上			
		きそ明春			
			神崇寺		
					理慶
					宮内卿
					左京
			浄念		

・表中の旧郡名は、近世以前における郡名を示す。表中の現在地名は、各史料に登場する地名や寺院の登場段階における地点を、現在地名で示したものである。寺院のうち、複数回登場し、史料に記載された地点が現所在地と大きく異なることが判明するものに関しては、各項目のなかから()つきで、その当時の所在地を示している。但し、現在の市町村区域を出ない移動については、今回は省略した。
 ・【史料一】みつこし了順、【史料二】光吉了順、【史料四】シツヨシ了順は同一地域の人物と推測したが、いずれも県内の現在地名からは確認できない。

【史料二】美濃御末寺年行事御用留

- 一、天文拾八年等覺坊年行事
- 一、天文拾九年このの年行事
時五月廿八日御百錢すみ
- 同十九年
- 高願九貫八百八十七九月二日
御願入候
- 六貫八百文 九月朔日すみ
- 弘治三年十一月十一日に窪田又五郎口助兩人取にひち
時渡し申候則兩人請取之すみ
- 三貫八十七文
- 同拾九年
- 高願八貫四百文霜月廿六日ひじせん入用
此内渡すみ
- 三貫文十一月廿六日朝
栗田弥三郎使にて渡しすみ
- 三貫二百文十二月十八日国坊主衆さんきんの時可参
渡御中居にて直に〇〇取使にて右使なり
- 八百文 安養寺より直に渡すみ河那部対馬殿より取
に人御下の時
- 壹貫四百文永禄三年十月七日
小林方と助兵衛方に渡しすみ
- 一、同 廿 年 永徳寺年行事にて
- 一、同 廿一年 西願寺
- 一、同 廿二年 西円寺
- 一、同 廿三年 小野専勝寺
- 一、同 廿四年 神崇寺
- 一、弘治二年 香焼寺
- 一、同 三年 宝光寺
- 一、同 四年 小弾正六ヶ所年

- 一、永禄二年 康安寺
- 一、同 三年 芝原賢正
- 一、同 四年 たかや性清
- 一、同 五年 かさぬい賢専
- 一、同 六年 せきか原下屋了順
- 一、同 七年 光吉了順 すのまた空□代祐意
- 一、同 八年 梅井 願西 たらひの浄願
- 一、同 九年 教明 了通
- 一、同 十年 赤坂乗専坊⁴

【史料三】美濃国末寺之下数留書

性願寺下 五十七ヶ所、専勝寺下 十七ヶ所、永徳寺下 六ヶ所、仏照寺下 九ヶ所、等覚坊下 拾八ヶ所、長久寺下 七ヶ所、正明寺下 三ヶ所、福正寺下 五ヶ所、西円寺下 七ヶ所、聚楽寺下 五ヶ所、宝光寺下 六ヶ所、万福寺下西方分 十一ヶ所、康安寺下 三ヶ所、浄明寺下 五ヶ所、西法寺下 四ヶ所、安養寺下 三ヶ所、大ハシノ下 六ヶ所、報土寺下ミノ分 五ヶ所、永寿寺 四ヶ所、本行寺殿下 二ヶ所、イマヨウシトノ下 七ヶ所、ノテラトノ下 十ヶ所、聖徳寺下 五ヶ所、光明寺下 七ヶ所、ハントウドノ下 三ヶ所、西願寺下 十六ヶ所⁵

【史料四】美濃惣坊主衆支配定書写

美濃惣坊主衆支配之定

シマ 西円寺 上、スエモリ 性願寺 上、フナハシ 願誓寺 上、川之方 上、尾州方ナルト 報土寺 中、尾州スノマタ 万福寺 上、林 等覚坊 上、コノ 専勝寺 上、ワキダ 西願寺 上、郡上 安養寺 上、ヨコイ 永徳寺 上、ホウライ 仏照寺 中、イツミ 長久寺 下、カロトノ 浄土寺 中、中ゾネ 十ヶ所 中、ギフ 上宮寺 下、スノマタ 空了 下、タカヤ 正誓 下、サイグシマ 受念寺 下、トキ 明覚 中下、タラ 直参衆 中下、シツヨシ 了願 下、カサヌイ 堅専 下、カナヤ 願心 下、宮内卿 下、

左京 下、ハヤシ 永寿寺 下、浄念 下、渡辺 下、ムスブ 尊教 下、カワラ^(イシハシ) 教春 下、本行寺殿下
 二ヶ所 下、タウダイジ 十ヶ所 中、九郷 七ヶ所 中、イマヨノジ殿 七ヶ所 中、カギヤ 心光坊 中、
 シバワラキタガタ 西順寺 中、ノグチ 聚楽寺 中下、ヲサ 宝光寺 中下、リヨウケ 康安寺 中下、
 コクブ 延長寺 中下、クロノ 番勝寺 中下、野寺方 十ヶ所 中下、ツヤ 了通 下、カイテン 教徳
 寺 中下、聖徳寺下 五ヶ所 中、光明寺下 七ヶ所 中、聞名寺方 下、理慶 下、正明寺 下、イビイ
 ケダ 三ヶ所 下、福正寺 下、イケタ 五ヶ所、タルイ 明乗 下、タルイ 専勝寺 中下、セキカハラ
 下屋 中下

少進法印

「九月廿日

刑部卿法眼」⁶

【史料一】は、本願寺の最も重要な行事である報恩講における各門徒の費用負担額を示す。無年記のため正確な成立年代は分からない。しかし、登場する「称名寺」を津布良称名寺（現在は滋賀県長浜市）とするならば、称名寺が美濃から近江へ本尊の移転を完了させるのが永禄元年（一五五八）とされることから、それより以前のものとは推測できる。また、『天文日記』では確認できない寺院が多く含まれており、天文二十三年（一五五四）以降と思われる。【表一】で示すように、登場する寺院・集団の大部分は大垣市周辺で、すでに本願寺教団の進出が顕著であった岐阜近辺の坊主・門徒はほぼ見いだせない。また、五十にも及ぶ直参各位の負担額を本願寺側が設定したとは考えにくく、こちらは在地側で作成した控えの文書であったと思われる。

【史料二】は本願寺の定例行事である齋の頭人役の担当寺院を示す。本願寺における齋とは、仏事の際の共同飲食の場のことを示す。なかでも親鸞と本願寺歴代住持の命日を機縁とする齋は、特定の地域教団によってその費用負担がなされていた。『天文日記』を読むと、毎年五月二十八日と九月二日が美濃坊主衆に割り振られていたことが分かる。この書上が作成された年代は不明であるが、天文十八年から永禄十年にかけての記録として注目される。このうち『天文日記』天文二十年九月二日条から、齋頭人役を永徳寺が担当していたことが判明し、一部とはいえ同時代史料との合致が確認されるため、基本的には信頼してよいと考えている。また、『天文日記』だけでは分からない、年ごとの担当寺院や費用調達の諸手続きまで記されている点は非常に珍しい。登場する坊

主・門徒の所在地はほぼ大垣一帯で、岐阜近辺及び郡上はみられない。この文書も内容から在地で作成された記録と思われる。

【史料三】は美濃国内に存在する直参寺院の末寺と、周辺国有力寺院の美濃国内に存在する末寺の数を記録した下書きと思われる。【史料四】と一部の末寺数が合致するため、ほぼ同時期の作成と推測できる。史料自体は無年記だが、『新修大垣市史』には「天正十二年孫末寺院員数調」という表紙情報が付されており¹⁰、本願寺に提出するために作成されたことが分かる。この表紙情報は、次の【史料四】の成立と比較しても大きな矛盾は生まれないため妥当と考えたい。こちらも岐阜地域の寺院の情報はない。また郡上安養寺の末寺数は実態以上に少ない点が指摘されており¹¹、郡上山間部の末寺は計上せず、平野部のみに展開した門徒のみを算出していた可能性が高い。

【史料四】は、本願寺坊官の刑部卿法眼下間頼廉と少進法印下間仲之の名前が記された文書で、美濃の末寺の序列を明記する。しかし、現在西円寺（大垣市）・専勝寺（大垣市）に残された同文書に花押はなく、写しの形でしか伝わっていない。そのため疑文書の可能性もある。しかし、広範囲にわたる門徒集団の格付けが地方の一寺院に可能であったとは考えにくく、本願寺が在地の支配関係を整理しながら提示した文書と考えたほうが違和感はない。発給年次は署名者である頼廉と仲之の僧位から、天正十年（一五八二）以降十三年以前と判断できる¹²。また、【史料三】に記された末寺数と合致する箇所がいくつも見られることから、【史料三】の調査報告を受けて、本願寺が提示した文書と考えられる。よって【史料三】を踏まえることで、十二年または十三年と時期を絞ることができる。ここでは、それまでほとんど登場しなかった岐阜周辺の寺院が複数含まれている。そのため金龍氏は、一国規模での結集を示唆する文書として注目しており¹³、筆者もこの点に賛同する。

美濃地域に残存する教団編成関係文書四点をおよそ年代順に整理すると以上の通りとなる。これらは厳密にはそれぞれ性格の違う史料であり、慎重にその性格を検討する必要のある文書も含まれる。しかし、いずれにおいても諸寺院を列挙するにあたって、一定の地域的な偏りが生じている点に注目したい。【史料一〜四】に共通して登場するのが西円寺、性顕寺、専勝寺など現在の大垣市を中心とする寺院であるのに対し、【史料四】にのみ、岐阜市近辺の寺院が複数登場する。前章でも見たように、本来、美濃国全体における本願寺門徒の分布について考えた場合、大垣だけでなく岐阜や郡上といった地域での展開は無視できない¹⁴。にもかかわらず、【史料一〜三】で岐阜一帯の門徒がほとんど登場しないのは、意図的に排除されていたためと考えられる。【史料一〜三】と【史

料四】の大きな違いは作成主体にある。前者が在地主導で作成された文書と思われるのに対し、後者は本願寺主導の傾向が見出せる。ここから【史料四】では、これまでの在地主導の結集とは異なる結集が、本願寺を中心に模索されたことが窺える。さらに天正十二年前後という時期に注目するならば、「石山合戦」を経た本願寺が、それまでとは異なる地域教団統制を試みた事例という可能性がでてくる。しかし、なぜこの時期に、なんのために発給されたのかは分かっていない。

そこで本論では、もともと在地に見られる地域教団の存在と、それとは異なる地域結集を指示した本願寺の意図について考察し、「美濃惣坊主衆支配定書」発給の意義について明らかにしたい。以下、第二節では、【史料一・二】を中心に、天正年間以前の地域教団編成について確認し、第三節では、【史料四】の示す地域教団再編がそれまでの教団編成と具体的にどう異なるのか明確にする。第四節では、本願寺がそういった再編を志向しなければならなかった要因について、在地側の条件と本願寺の意図の二面から分析する。これらの考察を通して、天正年間後期に本願寺がどういった教団像を描いていたのか、展望を付したい。

なお、【史料一・四】を通して郡上以北の寺院は安養寺しか登場しない。郡上には、飛騨の照蓮寺門徒をはじめ、最勝寺という有力寺院が天文年間には確認できる。しかし、それらを【史料四】では見出せないことから、教団再編の核となるのは濃尾の平野部の門徒であったと考えられる。そのため本論では郡上地域については最低限の言及に留め、平野部を中心とした分析を行う。

第二節 天文年間における美濃地域本願寺教団の編成

天文元年（一五三二）、畿内の政争に介入し、山科本願寺を失った証如は大坂御坊へ逃げ込む。結果大坂御坊は次第に新たな本願寺として、規模・機能の面で整備されていく。本願寺の天文年間の動静については、住持である証如が記した『天文日記』から多くのことが分かる。天文年間の本願寺は直接政治勢力と争うことが少なく、対外的には協調的な姿勢を堅持する。一方で対内的には、重要な教団制度が次々と整えられ、地域教団もそのなかで多くの役割を担っていくことが注目される¹⁵。ここでは、【史料一】【史料二】に見られる揖斐川流域を中心に結集する門徒集団が、『天文日記』内において、一定の規則性を保って役負担に対応していることを考証し、平野部でも大きく長良川を境とする二つの地域的結集が本願寺によって把握されていたことを明らかにしたい。

第二章 美濃地域における本願寺教団の展開—西美濃教団を中心に—

【表二】濃尾両国齋頭人の勤仕状況一覧

	2月28日 (近江)金森衆 + (尾張)聖徳寺	5月2日 (尾張)十六日講 + (摂津)仏照寺	5月28日 奈良衆 ↓ 美濃衆	6月2日 (尾)小林光明寺 (尾)足近満福寺	8月2日 (尾)船橋願誓寺 + (尾張)報土寺	9月2日 美濃衆	10月2日 河野衆 + 奈良衆
5年	金森衆	無	奈良衆	○	○ 代官として門弟の坊主成分専坊	無	○(国錯乱)
6年	金森衆	○	奈良衆	頭人を除き3人(小林2、足近2)	○ 船橋2人	濃州再開を申付ける、相伴性願寺、西円寺、永寿寺、覚照	○ 河野2人
7年	金森衆	○ 頭人太子堂	奈良衆	○ 足近2人	○	△ 惣代一人も上洛せず。西円寺代物500疋、安養寺も来ず	○ 河野2人
8年	金森衆	○ 2人	奈良衆	○ 小林1人、足近1人	○ 主まで4人、報土寺を喚びたいとのこと	無	○ 河野両国2人
9年	金森衆	○ 2人	奈良衆	○	○	○濃州 3人	○ 河野2人
10年	○ 4人、聖徳寺参入	○ 講2人、仏照寺6人	○濃州、5人	○ 3人	○ 報土寺迄3人	○濃州 惣代永寿寺門徒坊主分五郎左衛門	○ 河野并奈良7人
11年	○ 金森5人、聖徳寺9人	○ 講2人、仏照寺6人	○ 2人	○ 5人	○ 4人	○ 2人	○ 河野5人奈良5人
12年	○ 19人(志金森)	○ 6人	○ 西円寺1人	○ 6人	○ 6人	○ 2人	○ 7人
13年	○ 21人	○ 7人	○ 5人	○ 4人(1人は卅日番衆)	○ 4人	○ 5人	○ 6人
14年							
15年	○ 11人、高島祐珍、(志金森)	○ 18人	○ 5人	○ 4人	○ 5人	○ 6人	○ 3人
16年	○ 金森2人、聖徳寺下7人(志金森)	○ 9人	○ 美濃国5人	○ 7人	○ 報土寺願誓寺2人	○ 美濃衆9人	○ 河野衆2人
17年	○(志金森)	○ 12人	○ 濃州衆5人	○ 14人	○ 4人	○ 5人	無
18年	○ 11人(志金森)	○ 9人	○ 7人	○ 7人	○ 5人、願誓寺参上	○ 美濃衆7人	○ 河野2人
19年							
20年	○ 金森3人、聖徳寺下6人(志金森)	○ 仏照寺14人、講は国錯乱により×	○ 西美濃8人	○(当年は足近担当、12人)	○ 2人、願誓寺方計	○ 1人、永徳寺に代わってつつみの二郎衛門	× 河野一人も参上せず、頭銭も運上せず
21年	○ 9人(志金森)	○ 仏照寺6人、講×	○ 8人	○ 8人	× 洪水、乱入により勤めず	○ 西美濃2人	○ 河野5人
22年	○10人(志金森)	○ 仏照寺12人、講×	○ 西美濃12人	○ 15人	無	無	○ 河野4人、若衆来ず
23年	○ 9人(志金森)	○ 仏照寺10人、講×	○ 美濃16人	○(足近方13人)	○ 願誓寺使(国錯乱のため)		

・『天文日記』をもとに作成。なお天文14年と19年は本文欠如のため、記載せず。「無」とある部分は関連記述が存在しないことを示す。
 ・表中○は齋が滞りなく勤められたことを示す。また人数は頭人からの相伴人数を示す。
 ・担当寺院項目の+は天文11年以降の追加、↓は同年以降の差し替えを示す。

そこで、天文年間における門徒集団形成の特徴を明らかにするために、本願寺主催の行事のうち、地方の門徒が重要な役割を担ったとされる、齋頭人役と卅日番衆役について確認しておきたい。

先にも簡単にふれたが、齋頭人役とは、本願寺で行われる法要の際の食事の場を齋と言いい、その費用負担者を示す。証如の存命中は、毎月二日と二十八日、そして歴代宗主の祥月命日に齋が催された。早島有毅氏は齋頭人役について、前代宗主と直弟関係にあった門徒集団が担っていることを明らかにしている¹⁶。『天文日記』に見られる、美濃尾張の門徒による役負担の記事を一覧にしたのが【表二】である。これを見ると、美濃では地域集団による勤仕体制が構築されてきたのに対し、尾張では有力寺院が個別に担う体制が主流だと分かる。この中で一つの単位を構成している河野衆とは、前章でもふれたが、当時の美濃と尾張の国境であった古木曾川を中心に、両国にま

第二章 美濃地域における本願寺教団の展開—西美濃教団を中心に—

【表三】西美濃教団内の主要寺院による番衆上山一覧

	①蓬萊 仏照寺	②垂井 専精寺	③表佐 宝光寺	④郡上 安養寺	⑤小野 専勝寺	⑥古橋 永寿寺	⑦草道島 西円寺	⑧末森 性顕寺	⑨脇田江 西願寺
天文 6年	4, 4	6, 18	11, 8	12, 6					
7					1, 9	2, 5	5, 8	9, 13	11, 6
8	1, 22	2, 9	5, 19	6, 6	⑥、21	7, 25	10, 9		
9	5, 16	8, 3	12, 18					1, 17	2, 23
10					2, 22	3, 22	10, 5		
11	11, 5			1, 22				7, 8	9, 8
12		2, 18	3, 17		7, 19	10, 24			
13				3, 22			11, 15		
14	10月	8月	9月		10月×	12月×		1月	4月
15					4, 23	8, 17	9, 23	11, 10	
16	8, 12	7, 19	⑦、11	8, 17	9, 18				5, 16
17						5月× 8, 7	6, 8	8, 10	
18		4, 13							1, 18
19								5, 21	
20									
21		5, 8		3, 24				4, 7	
22	5, 26					①、16		9, 22	
23		5, 10				6, 24			

※『天文日記』（『大系真宗史料』法蔵館）及び「本願寺番衆差定」（番衆差定条『本願寺史料研究所報第3号』1991年）を参考に筆者作成。但し、19年6月～12月、20年7月、8月については欠本のため補えていない。表中×は末寺側が延引を希望した事例を示す。表中の数字は番衆の到着が確認できる『天文日記』内の月日を示す。そのうちの丸数字は閏月を示す。なお『天文日記』と「本願寺番衆差定」で異なる記述が見られる場合、『天文日記』の記述を優先している。
 ※安養寺は天文6年まで「大博安養寺」と記され、天文8年登場時は「郡上安養寺」と記されている。なお、郡上移転以降の動向はマーカーで示している。
 ※専勝寺は天文15年まで「古橋専勝寺」と記され、天文16年登場時は「コノ専勝寺」と記されている。

たがって活動する直参の門徒集団である。尾張九門徒が蓮如から直参と認められた後、美濃九門徒が新たに参入したとされ、河野十八門徒とも呼ばれる¹⁷。このうち尾張九門徒は、尾張国葉栗郡や中島郡を中心に活動していたのに対し、美濃九門徒は美濃国厚見郡や各務郡に展開していた。なお、ここでは、河野門徒は美濃の集団に含まれていない点に注意しておきたい。

次に卅日番衆とは、諸国の直参門徒が担当する本願寺の御堂警護役で、毎月二十八日を交代日としていた。地方門徒の番衆上山は山科本願寺時代から確認されるが、制度として確立されるのは天文年間とされる。なかでも、金龍氏は番衆の上山に一定の法則が見られることに注目し、加賀における非常に緻密な周期性を明らかにし、その緻密性の背景に在地坊主の強い意志が見られることを明らかにした¹⁸。残念ながら全ての地域において金龍氏の指摘する加賀と同レベルの緻密性を確認することはできないが、地域ごとに一定の法則性を見出すことは可能である¹⁹。そこで、美濃坊主衆による上山記事のうち周期性の確認できるものを抽出し、一覧にしたのが次の【表三】である。『天文日記』内に卅日番衆として、美濃では多くの門徒や寺院が登場するが、長期間にわたり、安定的に登場する門徒や寺院は限られている。しかし、そういった天文年間の最初期に登場して以降安定的に役を担ってきた寺院には一定の周期性が確認できる。それが、【表三】で示した仏照寺（大野町）、専精寺（垂井町）、安養寺、宝光寺（垂井町）、専勝寺、永寿寺（大垣市）、西円寺、性顕寺

第二章 美濃地域における本願寺教団の展開—西美濃教団を中心に—

【表四】尾張系教団における主要な番衆上山一覧

	A野田 正琳寺	B萱津 円通寺	C小林 光明寺	D成戸 報土寺	E富田 聖徳寺	F河野門徒	G寺田 西方寺	H舟橋 願誓寺	I足近 満福寺
天文 6年	3, 27	5, 12	6, 17	7, 21	9, 7	11, 8			
7	12, 29								11, 8
8		2, 24		3, 13	4, 8	6, 11	10, 19	11, 4	
9	7, 20	8, 5	9, 5		11, 8				4, 21
10						1, 18	6, 25		
11								2, 24	7, 24
12		2, 15		3, 21	5, 23	4, 21	9, 22		
13	⑩, 23		12, 29					3, 17	6, 9
14				3月	4月		8月×		
15							6, 22	1, 17	4, 17
16			1, 21	2, 17		4, 26		10, 16	
17		9, 17		10	11	12, 15			5, 14
18						2, 21		11, 6	11, 12
19							3		
20			5, 14					6, 12	
21				6, 5	7, 6	3, 27			
22			10, 24						
23									

・『天文日記』（『真宗史料集成第三巻』同朋舎、1979年）及び「本願寺番衆差定」（番衆差定条『本願寺史料研究所報 第3号』1991年）を参考に筆者作成。左の数字は天文年間の年号を示し、各項目は月日を示す。表中×は末寺側の希望によって延引された事例を示す。月日欄の丸数字は閏月を示す。なお『天文日記』と「本願寺番衆差定」で異なる記述が見られる場合、『天文日記』の記述を優先している。

（神戸町）、西願寺（海津市）である。なお、安養寺は途中で大樽（輪之内町）から郡上に移転することもあり、周期性からは外れていく。これらは紛れもなく、天文年間における美濃の番衆役の中心を担った寺院であり、【史料一・二】に登場する寺院とも重なる。

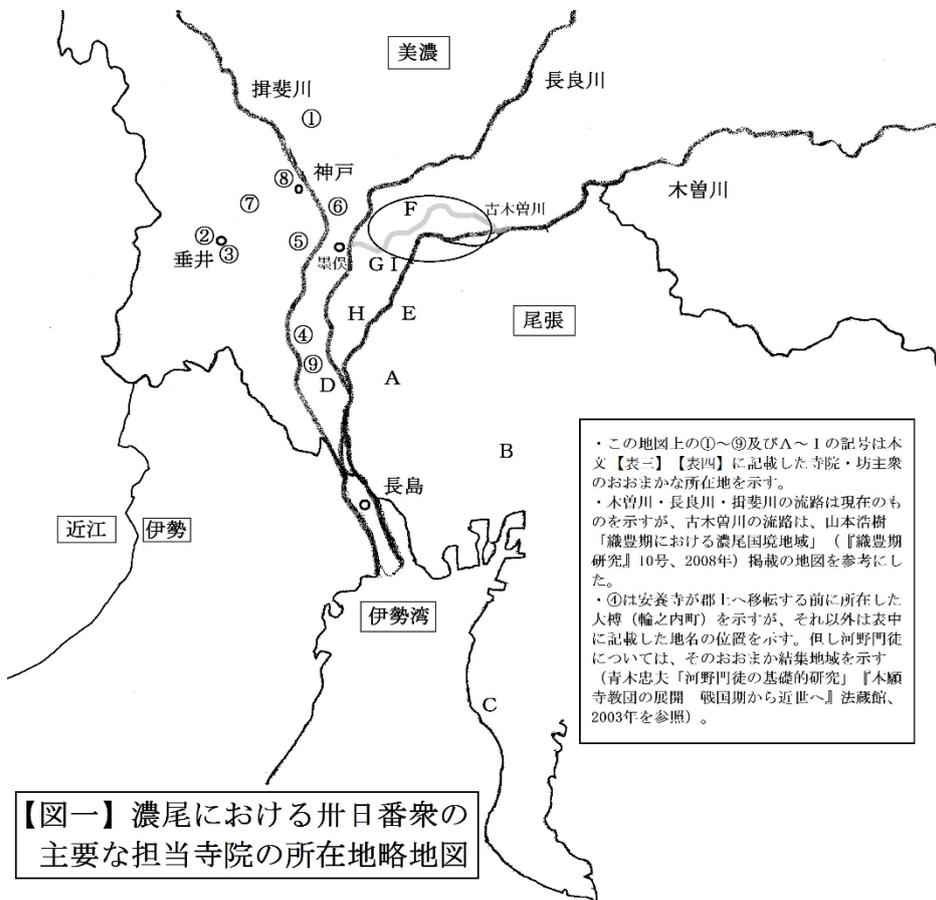
【表三】をもとにそれらの周期性に注目すると、様々な寺院や門徒が天文年間で一度か二度程度しか役を担わない関係上か、次の寺院が担当するまでの期間に安定感はないが、安養寺を除く八ヶ寺を軸とする順序性がおおよそ天文十八年ごろまで維持されていたことは指摘できるだろう。しかし、天文十八年後半以降、それまで役を担っていた寺院の約半数が登場しなくなり、役負担体制は大きな転換を遂げている点に注意したい。この問題については在地の混乱が背景にあったと考えられ、詳しくは次章で分析する。ともあれ、天文六年から十八年前半まで、基本的な順序が維持され続けていたことは特筆すべきである。こうした順序性を維持できた背景には、大垣一帯の寺院集団に一定の規律が存在し、組織的にこれを担うことのできる地域教団体制が存在していたためといえる。

筆者はこのような地域的結集を西美濃教団と呼びたい。ここで示す「西美濃」とは、具体的には長良川以西の地域を示す。これは『天文日記』に見られる「西美濃」とも同じ内容を想定している²⁰。

では、岐阜地域の門徒はどうしていたのだろうか。筆者は岐阜だけで独立していたというよりは、隣接する尾張の諸寺院と連動していた可能性が高いと考えている。前章でも見たように、岐阜地域の門末展開には尾張有力寺院の影響が非常に強かった²¹。そこで次に、岐阜も含めた尾張系の卅日番衆の傾向について整理したい。以下、岐阜地域と尾張の有力寺院からなる地域的まとめりを尾張系教団と呼称していく。

尾張系の番衆上山周期を一覧にしたのが【表四】である。こちらも

第二章 美濃地域における本願寺教団の展開—西美濃教団を中心に—



【図一】濃尾における卅日番衆の主要な担当寺院の所在地略地図

尾張国の寺院を全て列挙したものではなく、とくに番衆の記事が多いものを中心に整理したものである。ここで挙げたのが、正琳寺(愛知県稲沢市)、円通寺(現珉光院、名古屋市)、光明寺(愛知県常滑市)、報土寺(海津市)、聖徳寺(名古屋市)、河野門徒(岐阜市・羽島市・愛知県稲沢市など)、西方寺(羽島市)、満福寺(大垣市)、願誓寺(岐阜市)である。西美濃と比べた場合やや安定感を欠くものの、天文十四年ごろまでおよそこのサイクルは維持されていたことが確認できる²²。注目したいのが河野門徒の位置づけである。河野門徒は濃尾両国にまたがる門徒集団であるが、【表二】や【表四】を見る限り、国別で切り分けられることなく、ひとつの集団として本願寺からの諸役を担っていたことが分かる²³。河野門徒は一見すると、西美濃教団の一員として位置づけ可能にも思えるが、番衆として上山するにあたって、西美濃の諸寺院とは不定期に何度も重複しており、連携が取れていない点に注意したい²⁴。むしろ【表四】で整理したように、河野門徒は尾張の集団との滞りない連携が注視され、尾張の諸寺院と地域的結合を果たしていた可能性が高いのである。ところで、尾張系教団の具体的な存在形態については他の史料から直接確かめることは難しく、どの寺院が中核となって教団を運営したのか、あるいはどこまでが尾張系教団の影響地域なのかなどは不明瞭である。ひとまず今後の研究課題としておきたい。なお、これら主要寺院の天文年間におけるおよその所在地を示したのが次の【図一】となる。

以上、【史料一・二】に見られた地域的結集は、『天文日記』からも確認できた。そして、『天文日記』に見られる番衆の周期性を分析したところ、河野門徒は尾張の諸寺院と連動していることが分かった。そのため、河野門徒の影響力が強い美濃国内の厚見郡一帯は勿論ながら、尾張の有力寺院の末寺が多く展開する木曾川・長良川流域はそのまま、尾張系教団としてまとまっていた可能性が高い。だからこそ、【史料一・二】の結集には含まれなかったのである。この両教団におおまかな境界線を設定するならば、河野門徒の多い岐阜地域と、西美濃教団に合流している事例がいくつも確認できる本巢郡との間に流れる長良川がよいだろう。但し、厳密な境界線とまでは言えず、長良川流域上の門徒の所属は流動的である点は留意しておく必要がある。

第三節 「美濃惣坊主衆支配定書」の特徴

前節では、【史料四】成立の前提となる地域教団の様相について確認した。戦国期の美濃国には、西美濃教団と尾張系教団とが混在していたのである。それに対し、【史料四】では「美濃惣坊主衆支配定」と題し、西美濃の坊主と尾張系の坊主の一部を組み合わせた新たな地域的枠組みが提示されている。

さきに言及した通り、【史料四】の発給は天正十二年か十三年と考えられるが、周知のようにこれは「石山合戦」が終結して五年経つかどうかの時期である。元亀元（一五七〇）年からはじまった「石山合戦」における美濃門徒の動向については第四章でふれるため、ここでは詳述しないが、木曾三川を下った伊勢長島では、一家衆の願証寺を中心とした大規模な一向一揆が発生している。この長島一向一揆は何度となく信長を苦しめるが、天正二（一五七四）年には一向一揆根絶作戦を意味する「根切り」によって壊滅させられた。長島一向一揆には、美濃でも南部や木曾川流域の門徒を中心に多くの加勢があったと考えられる。美濃国内が直接的な戦場となった形跡はほとんどないものの、少なくない坊主・門徒が応援に駆け付けたことにより、地域の教団組織への影響は小さくなくあったことが窺える。

このことを念頭に置きつつ、【史料四】の具体的な特徴について見てゆこう。まず特徴的なのがわざわざ「尾州方」と記載された報土寺や「尾州スノマタ」満福寺が「美濃惣坊主衆」に組み込まれている点である。どちらも濃尾の国境に位置する寺院で、天文年間には尾張系教団としての活動が目される。また、前節で尾張系に数えた河野門徒も、まるごと「美濃惣坊主衆」として計上されている。このように、いくつかの尾張系有力寺院が末

寺ごと編成替えとなる一方で、聖徳寺、光明寺などは末寺数カ所のみが美濃に組み込まれたに留まる。このほか、三河本証寺末寺、近江本行寺末寺なども「美濃惣坊主衆」として記載されている。これらはおそらく、末寺の活動基盤が美濃国内にあったためであろう。なお、【史料一・二】において他国末寺は全く登場しなかったが、それは美濃国内に末寺が存在しなかったためではない。この段階の地域結集は、直参寺院を対象としたものであり、法脈関係を超えた結集までは目的としていなかったのである。それに対し【史料四】は本末関係ではなく、行政国境を軸にした結集を示唆しており注目される。一方で、郡上郡に広く展開していたはずの飛騨照蓮寺末寺はここに記載されておらず、あくまで濃尾の境界再編を重視した惣坊主結集であったことが窺える。

また、このような地域教団再編の背景には、「石山合戦」による寺基の移動があったことにも注意する必要がある。例えば、伊勢から岐阜に移転した浄土寺、舟橋から岐阜に移転した願誓寺、足近から墨俣に移転した満福寺などが挙げられる。これらの寺院は長島一向一揆への参加があったと思われる²⁵、それゆえ旧来の寺基を失い、新たに美濃へ移転してきたのである。大規模な合戦後には、このようなかつての有力寺院が末寺の影響力などを頼って、隣国に移転するケースは少なくなかった。とくに濃尾勢は河川を通じて、三国間の往来が盛んだったことから、「石山合戦」を経て少なくない寺院・道場の拠点移動があったと考えられる。当然それは、「石山合戦」以前からの地域教団組織に変更を迫る一面も持っていた。【史料四】には、「石山合戦」の戦後処理的要素があったことも見落としてはならない。

次に、時期的に近い関係にあると思われる【史料三】との比較を試みたい。【史料四】の前提と思われる【史料三】では、岐阜近辺の寺院は登場せず、前述した満福寺の「ミノ分」と報土寺の「西方分」の末寺のみが掲載されたものである。すなわち【史料三】は、天正十二年（一五八四）以前に本願寺が、美濃の末寺調査を行ったさいに、西円寺が西美濃教団の影響地域（主に平野部長良川以西）の末寺数のみを計上し報告した、その控え（あるいは草案）であったと考えられるのである。この段階において長良川以東及び郡上は西円寺にとって管轄外地域だったため、あえて記載しなかったたのである。これは【史料四】が提示される直前段階での在地有力寺院の地域認識が浮き彫りにされたものと言うべきであり、非常に興味深い。

ところで、【史料三・四】では、他の同時代史料から寺号の確認できる岐阜市の養教寺、善行寺などが記載されていない²⁶。なぜ漏れたのかは分からない。また、西美濃の記述が充実している一方で、岐阜地域の寺院記載は

かなり少なく感じる。他にも、聖徳寺・光明寺の末寺数も【史料三】の数字をそのまま引用するなど、西美濃の調査と比べ、岐阜近辺の末寺調査は不十分だった可能性が高い。なぜ、西美濃は詳細に明らかにできて、岐阜は不明瞭な要素が多いのか、この点についてただちに答えることは難しい。

【史料四】には十分に明らかにしきれない要素はあるが、その提示する内容は天文年間の地域的結集の在り方や、提示される直前段階まで西田寺が意図していた地域的結集とは明瞭に異なっていたことが指摘できる。また、「石山合戦」後の戦後処理を踏まえた地域再編政策としての一面を持つことにも注意したい。

第四節 「美濃惣坊主衆支配定書」成立の背景

以上のように、【史料四】を通して本願寺は、それまでの在地側の了解とは異なる地域教団像を提示したのである。問題はなぜ本願寺がこのような従来とは異なる地域結集を示すに至ったのか、その背景である。

この時期の本願寺の動向を簡単に確認しておこう。天正十年（一五八二）六月に信長が滅亡した後、本願寺は羽柴秀吉に接近していく。同時に、「石山合戦」で最後まで信長に抵抗し、頭如から義絶された教如が、信長の滅亡をきっかけに本願寺に復帰する。天正十年代の本願寺にとって、合戦敗北によって衰えた教団体制の回復は最も重要な課題であった。それを成し遂げるためにも、政治的に安定した立場を獲得すること（具体的には秀吉政権への従属姿勢を示すこと）、そして合戦により分裂した各地の門徒の再掌握を図ることは当然必要であった。ならば、【史料四】には、これらの課題に解答しようとするような要素は含まれているのだろうか。【史料四】において新たな地域的枠組みが模索された背景の一つとして、当時の美濃・尾張両国が抱えていた政治的課題について言及しておかなければならない。

そこで、天正十年前後における美濃の状況を確認したい。永禄十年（一五六七）以降、美濃は信長の支配下にあったわけだが、天正四年に長男信忠が、信長の安土城築城をきっかけに美濃・尾張を統括するようになる。本能寺の変の後、美濃は信長三男信孝が、尾張は二男信雄が支配することになった。信孝は柴田勝家と連携して秀吉と対立したが、天正十一年には敗北する。信孝没後は池田恒興が岐阜城を与えられ、その子元助、輝政へと継承され、文禄元年（一五九二）以降は信長の嫡孫である秀信に与えられた。なお、郡上は遠藤氏・稲葉氏が平野部とは別個に支配しており、平野部とはまた異なる政治状況に置かれていた。

さて、本論で注目したいのは、天正十年に信孝が美濃を支配する際に発生した、濃尾の国境再編問題である。この騒動の結果、尾張国内の一部が美濃国に割譲され、現在の愛知県・岐阜県の県境により近い国境が生じるのである。興味深いのは、この国境再編問題と同時期に、その境界区域に集住する河野門徒の宛所にも変化が見られる点である。まずは次の史料から、この問題の概要を確認したい。

【史料五】柴田勝家書状（天正十年九月三日付）

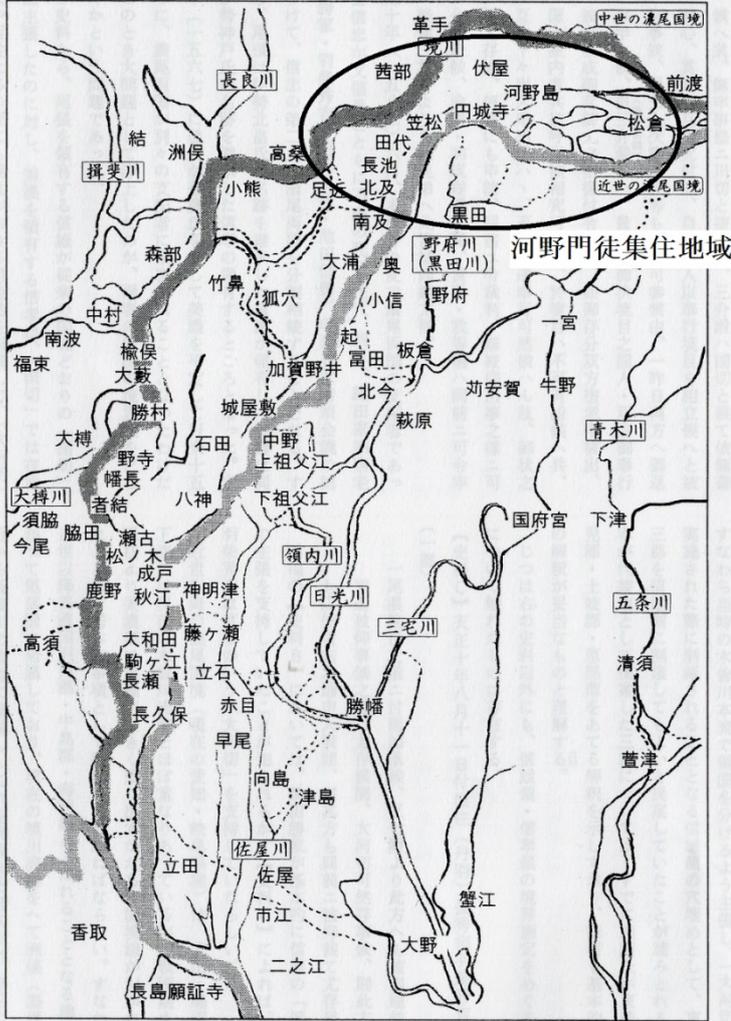
一、尾濃境目之事、此方へも御兄弟方同事ニ被仰越候、両国御兄弟様へ相渡上、国切者勿論候、三七郎殿者大河切ニ無之者、下々諸給人・国之百姓以下迄も申事仕出候へハ不可然之条、大川切ニ前々も無事と候へハ相分候間、東にてハ三郡まで尾張へ相越候へ共、無申事様ニ川切と被仰候、三介殿ハ国切と候て依無御同心、其分ニ互相究付而、自両四人以奉行境目を相立候へと被仰事候、両三人次第ニ我等も奉行可参候由、一昨日両方へ御返事申入候、（後略）²⁷

【史料六】羽柴秀吉書状（天正十年八月十一日付）

一、尾濃境目之儀ニ付而如承候、三七殿より此方へも被仰越候、以来迄被仰事無之様ニ尤存候間、大河切可然存事候、左候ハ、一往も二往も右之分憑入候て可然候、則此方よりも以使者右之通申入候間、従其方も同前ニ被仰候て尤存候事²⁸。

【史料五】は柴田勝家が丹羽長秀に宛てた文書の一部である。これによれば、信孝は東濃の三郡を割譲する代わりに、これまでの国境線（「国切」）を「大河切」に変更するよう信雄に依頼している。しかし、信雄は従来の国境線である「国切」の維持を望んだため交渉は難航した。信孝が「大河切」を望んだ背景には、「下々給人・国之百姓以下」の存在があり、「大河切」が実生活レベルでの境界となっていたことが述べられている。ここで示される「大河」とは現在の木曾川で、信雄の支持する「国切」とはおおよそ現在の境川（古木曾川）を示す。古くは、天正十四年の大洪水によって木曾川の流路変更が発生し、現在の木曾川流路が作られたと考えられてきた。しかし近年では、洪水以前からすでに現在の木曾川流路には大河が形成されていたことが注目されている²⁹。信孝はその「大河」を新たな国境とすることで、在地支配の合理化を図ろうとした。【史料六】は秀吉もまた信孝の方針

【参考地図：濃尾国境地域】



関係地図（明治24年の地形図に見られる河川流路を実線で、推定される旧河道を破線で表す）

山本浩樹「織豊期における濃尾国境地域」（『織豊期研究』第10号、2008年）記載の地図を参考に筆者が加除修正を加えた。河野門徒集住地域については、青木忠夫「河野門徒の基礎的研究」（同著『本願寺教団の展開—戦国から近世へ—』法蔵館、2003年）を参考とした。

を支持していることを示す。

この「大河切」は、新たに肥大化してきた「大河」によって尾張国との結びつきが弱まりつつある「大河」右岸の住人を、事実上一体化しつつある美濃国に正式に定着させる目的があったといえる。しかし、境界領域上には旧来の土豪所領が複雑に存在しており、容易にそれらを一新することは叶わず、再編が定着するのはそれらの土豪を束ねていた信雄が改易される天正十八年以後とされる³⁰。

この新たに美濃へ編入されることになる境界地域に多く住んでいたのが河野門徒である。河野門徒は天正年間以前には西美濃教団との一体性は見られず、尾張の集団と近い性質だったこともすでに指摘した通りである。しかし、天正後期以降にならんと本願寺から「ミ

ノ河野十八門徒惣中」³¹や「美濃両川野方」³²に宛てた文書が散見されるようになる。つまり、これは本願寺が河野十八門徒を美濃系列の門徒集団として認識しはじめていたことの表れである。これは、先の【史料四】で見たような河野門徒を丸ごと美濃惣坊主衆に位置付ける発想と共通する。このような表現の現在確認できる最も

早期の事例として、「刑部卿法眼頼廉」の花押が捺された懇志受取状などが挙げられる³³。これらの発給時期は頼廉の僧位から、天正四年から十四年まで絞り込める³⁴。さらに、合戦に関連した文言は確認できないことから、天正九年以降の発給と思われる。これ以上の絞り込みは難しいが、本来濃尾両国に混在していた河野門徒の宛所に、「美濃」を強調しなければならぬ事態が発生したとすれば、国境再編の影響以外ないと筆者は考える³⁵。

しかしそれだけであれば【史料四】のように、わざわざ坊主衆を結集させ、序列まで整える必要はない。広く美濃地域全体での惣坊主結集を示唆した理由についても考える必要がある。以下、やや推測に頼る部分が多くなるが、一応の見通しを立てておく。注目したいのが、近世中期の記録ではあるものの、次の正木御坊の由緒に触れた文書である。正木御坊とは、近年まで岐阜市に存在した本願寺派黒野別院の前身で、美濃の御坊としては最も古く、天正年中の創立とされる³⁶。また、天正十二年には御坊を中心とする「寺内」が形成されていた³⁷。御坊とは、本願寺が地域支配の支部として設置する寺院で、住職は基本的に本願寺住持による兼帯だが、実際には本山派遣の輪番や地域の寺院によって護持されることも多くあった。

【史料七】黒野・岐阜両御坊入組につき願書

(前略)

黒野御坊御由緒之儀は、往古正木御坊と申節、美濃国中正木御坊之御触下斗にて御座候御事

一 信長公御墨印

一 東照大権現公 御朱印

右 御両公様御朱印頂戴罷在候

黒野御坊之儀は、古来准如上人様より当国正木御坊御馳走二付、御褒美之御書、美濃惣坊主衆
惣門徒衆と被成下頂戴仕候上は、一国之人民、他宗之道俗達迄も被致尊敬、何方えも任御招請御供仕候に、慮外仕候もの不承及申候、岐阜御懸所御建立御成就被成候二付、両触下と分れ申候(後略)³⁸

【史料八】本願寺光昭書状

当国正木坊之儀、各馳走之由尤神妙候、弥無油断心付之段、専用候、就其、法儀無沙汰候而者、永世後悔者不可有際限候、能々覚悟有へき事肝要候也、穴賢／＼、

八月廿五日

准如（花押）

ミノ

坊主衆中

惣門徒衆中へ³⁹

【史料七】は、宝暦二年（一七五二）に黒野御坊肝煎衆が西本願寺に提出した文書の一部で、御坊の由緒について語っている箇所である。注意したいのが、黒野御坊の前身である正木御坊がかつて美濃一國の触頭であったことを伝えている点である。ここで示される「御褒美之御書」に該当するのが【史料八】である。慶長九年に正木村・黒野村を中心とする門徒衆が御坊護持を表明した際に、それに応える形で提示された文書だと思われる⁴⁰。但し、慶長九年までには美濃各地で御坊がいくつも建立されていくことから⁴¹、実際に正木御坊のみが美濃一國の門徒衆を統制していたとは考えにくく、その点には注意が必要である。

しかし、だからといって慶長年間以前の正木御坊は、地域に全く影響力を持たなかったとも考えにくい。【史料八】は護持を担う門徒衆への感状という要素と同時に、「ミノ坊主衆中惣門徒衆中」と広く美濃門徒全体に御坊維持を担うよう呼びかけている一面がある。ゆえに正木御坊が美濃地域の中核的寺院に成長することを、准如が期待しているのは間違いない。【史料七】が伝える触頭の活動が、実際には不完全だったにしても、少なくとも慶長年間段階で本願寺側が地域統制の中心的寺院として正木御坊に期待していたことは十分にあり得る。

そして正木御坊がすでに天正年中において成立していることを踏まえるなら、天正年間後期にもそういった期待はあったと考えることも可能であろう。そこで再度【史料四】に注目したい。【史料四】は後の西本願寺でも中心的な坊官となる頼廉と仲之によって発給される。彼らの構想する美濃教団は、それまでの分散的傾向から一國規模での結集へと修正されたものである。ゆえに【史料四】において広く美濃全体での結集を示唆する方向性の先に、同じく美濃全体での護持が期待される正木御坊の存在があった可能性も完全に捨て去ることはできない。では、なぜ天正年間後期に新たな御坊擁立が図られるのか。「石山合戦」以前の美濃は、伊勢長島の願証寺の与力地域であった。願証寺は、蓮如五男蓮淳が明応十年（一五〇一）以前に創建した寺院で、美濃・尾張・伊勢の三域を統括する立場にあった。天文年間には各地域の守護との交渉や坊主衆への指示を行っていたが、一方で三域の門徒を掌握しきれていないという、願証寺の御坊としての限界も指摘されている⁴²。

その願証寺も合戦によって失われたことから、願証寺が露呈した問題を解決しうる御坊を創る必要性が生じる。

こうして、新たに美濃一國に地域を絞った御坊として正木御坊が創られ、正木御坊がその影響力を行使しやすくなるため、【史料四】の坊主結集が、第一手として提示されるのである。【史料四】が提示される積極的な要因について、筆者はこのように考えたい。ゆえにこの文書には、秀吉の国境再編に追従的姿勢を示すと同時に、美濃の門徒を、御坊を核とする地域教団として再掌握する意図があったと考えられるのである。

むすびにかえて

美濃における地域教団編成は、形成期に見られた特徴をより発達させる形で継承し、揖斐川流域を中心とする地域と長良川・木曾川流域にそれぞれ異なる性質の地域的結集を生じさせた。揖斐川流域に編成された西美濃教団では、特定の有力寺院によって役負担が独占されることはなく、地域の直参門徒を束ねた諸役への対応が注目される。一方長良川・木曾川流域沿いに編成された尾張系教団では、聖徳寺や願誓寺をはじめとする一部の有力寺院が役負担を担い、それ以外の直参門徒はあまり登場しない。少数の有力寺院主導の傾向が強かったといえるだろう。

この体制は「石山合戦」期まで基本的には維持されたと考えられる。しかし、「石山合戦」の終結後、一時統率力を失った本願寺は再度地域教団の掌握を図る必要があった。このような状況下で提示されたのが「美濃惣坊主衆支配定書」である。ここでは、これまでの在地教団の在り方とは異なる、美濃一國単位での門徒結集が示唆されている。この背景には、当時濃尾の両織田氏の間で問題となっていた国境再編の問題や、顕如・頼廉・仲之系統が主導する、正木御坊を重視した教団体制構築の意図があったと考えられる。

ところで、このような御坊を軸とする教団体制はどの程度実現したのだろうか。東西分派後の美濃は、数量的に東派が圧倒的に多い。それもあってか西派では、第四節で少し確認した通り、黒野（正木）御坊と慶長年間に門徒の寄進によって誕生する岐阜御坊が、美濃教団の中心となる⁴³。一方東派では、西美濃や岐阜、郡上など地域ごとのまとまりが維持される。なかでも西美濃は西美濃五カ寺（真徳寺・西円寺・永徳寺・専勝寺・等覚坊）による触頭体制が形成されるなど、天正年間以前の地域教団体制の色が強く残っている。この触頭体制は元禄年間、本願寺が一族寺院である真徳寺（垂井町）を単独触頭として取り立てたため解体されたが、残りの四カ寺からの根強い反発があったことは特に注意が必要であろう⁴⁴。すなわち、西派では御坊を一國の中心とする教団

体制が早期に成立したのに対し、東派のとくに西美濃では御坊を軸とする体制に根強い抵抗が見られるのである。このように御坊を中核としていく体制の受容は、東西で全く異なる展開を見せるのである。

本願寺が御坊による支配を強化させようとするのに対し、それまで地域教団を主導してきた有力寺院が反発するという事例は、天正後期の三河においても確認されている⁴⁵。三河の場合、永禄の一向一揆に敗れた際に、三河の大坊主たちは追放され、御坊も一度破却されている。しかし、徳川家康の乳母にあたる妙春尼の尽力により、天正十一年に本願寺教団は赦免され、大坊主も同十三年に帰国を許されていく。追放以前から三河教団では、御坊が大坊主たちを統括する体制が確立されており、天正後期の教団赦免の際も御坊が果たした役割は大きかった。しかし、天正後期を通して、御坊体制それ自体は維持されるものの、次第に大坊主たちが在地支配の主導権を掌握していく。結果、御坊を除く、三河教団の大多数は教如教団に加わっていく。天正後期以降、本願寺が御坊支配の強化を図る一方で、それが在地側の反発を招くという点では、美濃の場合も類似した問題を抱えていた可能性がある。東西分派の課題を捉えていくうえで、在地の教団構造の継承・改革は、本願寺門跡との人格的なつながりとは別に、注目すべき要素であるといえる。

註

¹ 重松明久「織田政権の成長と長島一揆」(『名古屋大学文学部研究論集』三(一九五三年)、のち同著『中世真宗思想の研究』(吉川弘文館、一九七三年)所収)。金子昭式「濃尾平野に於ける本願寺教団の発展と一向一揆」(『日本歴史』一六一・一六二、一九六一年)。金龍静「東海三域の一向衆と長島一揆」(同著『一向一揆論』吉川弘文館、二〇〇四年)。安藤弥「東海地域における真宗勢力の展開」(『年報中世史研究』第三八号、二〇一三年)。

² 本願寺史料研究所『増補改訂本願寺史 第一巻』(本願寺出版社、二〇一〇年)。

³ 性頭寺文書(『神戸町史』、一九六九年)。

⁴ 林周教『岐阜県真宗史』(美濃文化研究所、一九六〇年)。現在この史料は所在不明となっており、原本が確認できず、林氏の紹介するもの以外にその内容を窺うことはできない状態にある。

⁵ 西円寺文書二九(『大垣市史 資料編古代・中世』、二〇一〇年)。「正明寺 下」の箇所のみ、史料上に段落のズレが発生しているが、筆者はこのズレに大きな意味があるとは考えていない。筆写過程でのミスであろう。そのため、本文引用にあたっては、他の文言同様行を詰めているが、意図的であることを付言しておく。

⁶ 西円寺文書二八（『大垣市史 資料編古代・中世』二〇一〇年）。但し「」内の箇所は西円寺文書では破れており確認できず、その写しと思われる専勝寺文書によって補っている。注意すべき点として、専勝寺文書では「カワラ 教春」が「イシハシ 教春」となっている。書写過程でのミスと思われるが、一応記載した。また「イケタ 五ヶ所」には序列記載がないが、両文書ともに記載はない。専勝寺にはこの他数点の西円寺文書の写りが確認できる。

⁷ 脊古真哉「湖北地域における実如期本願寺教団の展開—称名寺とその門末を中心に—」（同朋大学仏教文化研究所『実如判五帖御文の研究』法蔵館、二〇〇〇年）。

⁸ 早島有毅「戦国本願寺における『頭』考—勤仕の性格と問題状況—」（『真宗研究』第二六号（一九八二年）、のち『蓮如大系』第三卷（法蔵館、一九九六年）所収）。

⁹ 『天文日記』（『大系真宗史料文書記録編九 天文日記』法蔵館、二〇一七年）。

¹⁰ 『新修大垣市史 史料編』（一九七八年）。

¹¹ 脊古真哉「郡上安養寺の成立と展開—初期真宗門流から本願寺教団への一例—」（水野柳太郎編『日本古代の史料と制度』岩田書店、二〇〇四年）。

¹² 金龍静「戦国時代の本願寺内衆下間氏」（『名古屋大学文学部研究論集』史学二四、一九七八年。のち『蓮如大系 第三卷』法蔵館、一九九六年所収）。これによると、仲之が法印を名乗る最初の事例が、天正十年二月となる。また頼廉がはじめて法眼を名乗るのが、天正四年十一月で、法眼を改め法印と名乗る最初の事例が天正十四年八月とされる。

¹³ 金龍氏前掲註1。

¹⁴ 小島恵昭「美濃・尾張地域の中世真宗史」（『講座蓮如』第六卷、平凡社、一九九八年）。

¹⁵ 草野顕之『戦国期本願寺教団史の研究』（法蔵館、二〇〇四年）。

¹⁶ 早島氏前掲註8。

¹⁷ 河野門徒については、青木忠夫「河野門徒の基礎的研究」（『年報中世史研究』第一三三号（一九八四年）、のち同著『本願寺教団の展開—戦国から近世へ—』（法蔵館、二〇〇三年）所収）が詳細な考察をしている。

¹⁸ 金龍静「『卅日番衆』考」（『名古屋大学日本史論集上』、吉川弘文館、一九七五年。のち『親鸞大系 歴史編』第八卷、法蔵館、一九八九年）。

¹⁹ 例えば、『富山県史 通史編』中世』第四章第一節（一九八四年）。

²⁰ 『天文日記』内に「西美濃」の表記が見られるのは、【表二】でも示したが天文二十年五月二十八日条と天文二十二年五月二十八条の二カ所である。また、近世の東本願寺教団では長良川以西の地域を担当する触頭を指して「西美濃触頭」と呼んでいる。

²¹ あわせて、小島氏前掲註14を参照。

²² なお、当時尾張国海西郡荷上（愛知県弥富市）にあった興善寺（名古屋市）がはじめて番衆として登場するのは天文十年八月で、その後も定期的に番衆役を勤めるが、筆者が見た限りでは、他の尾張系寺院との連動性は見出せない。そのためここでは表から外している。

²³ 卅日番衆だけでなく、斎頭人も河野十八門徒で一単位扱いである。なお、天文年間の担当忌日は十月二日である。

²⁴ 例えば、天文六年十一月は表佐宝光寺、同八年六月は安養寺、同十六年四月は笠縫（大垣市）賢専、同二十一年三月には郡上安養寺と担当月が重なっている。

²⁵ 金龍氏前掲註¹。

²⁶ 養教寺文書三、善行寺文書三（『岐阜県史 史料編古代・中世』一、一九六九年）。以下『岐阜県史 史料編古代・中世』からの引用は『岐』と省略する。

²⁷ 『愛知県史 資料編十二』四三号文書（二〇〇四年）。

²⁸ 『愛知県史 資料編十二』二四号文書（二〇〇四年）。

²⁹ 榎原雅治『中世の東海道をゆく』（中公新書、二〇〇八年。のちに吉川弘文館より復刊、二〇一九年）。

³⁰ 山本浩樹『織豊期における濃尾国境地域』（『織豊期研究』第一〇号、二〇〇八年）。

³¹ 河野文書一二（『岐』一）「詳定」印、かつ発給者が「刑部卿法眼頼廉」を名乗っているため、天正十年から十四年まで時期と分かる。「詳定」印の特徴については草野氏「本願寺家臣下間氏の性格と構造」（前掲註²⁰著書）。

³² 河野文書一〇（『岐』一）。なお、「御開山様三百五十年忌」の懇志に対する礼状であるため、発給時期は慶長十九年ごろと分かる。

³³ 前掲註³¹文書、あるいは「ミノ河野十八門徒惣中」に宛てられた本願寺御印書（河野文書三一（『岐』一））となる。後者は「明聖」印、かつ発給者が「刑部卿法眼頼廉」のため、前掲文書より若干時期が遡る可能性はある。

³⁴ 金龍氏前掲註¹²

³⁵ 近世河野門徒の分布を確認しておく、尾張九門徒の半数は近世の行政国境では美濃に該当する。

³⁶ 『岐』一の解題では、天正五年の創建と伝えている。また、慶長期以降の正木御坊には、留守居役として光

順寺が一体化していた。

³⁷ 『豊臣秀吉文書集一』五六五号（吉川弘文館、二〇一五年）。

³⁸ 郷文書一（『岐阜市史 史料編近世二』、一九七三年）。

³⁹ 黒野別院文書一（『岐』一）。

⁴⁰ 山田文書九（『岐』一）。

- 4 1 『岐阜市史 通史編近世』（一九八一年）など。
- 4 2 金龍氏・安藤氏前掲註4。
- 4 3 前掲註4 1。
- 4 4 細川道夫「近世美濃における本願寺教団の組織」（『岐阜史学』六〇号、一九七二年）。
- 4 5 青木馨「三河本願寺教団の復興と教如の動向—石山合戦終結をめぐって—」（北西弘先生還暦記念会『中世仏教と真宗』吉川弘文館、一九八五年）。安藤弥「天正年間三河本願寺教団の再興過程—平地御坊体制をめぐって—」（『安城市史研究』六号、二〇〇五年）。

第三章 天文年間における美濃門徒と政治勢力

はじめに

前章までを通して、主に西美濃教団の宗教組織としての歴史的展開について明らかにしてきた。一方で、本願寺門徒の集団は、戦国期を通してたびたび地域政権と対立する面も見られ、その政治的動向には強い関心が寄せられてきた。無論美濃においても、『天文日記』から、門徒が蜂起を行い、守護土岐氏がそれに対応するというような事態は何度か確認され、のちに美濃を支配する織田信長も美濃近在の一揆蜂起には悩まされてきた。この章では、『天文日記』を主要題材として、西美濃教団の政治的な動向について分析したい。

戦国時代の美濃といえ、齋藤道三が守護土岐氏を追い落とし、下克上を成し遂げたことが有名だろう。まずは通史的な流れを確認しておきたい。中世の美濃国では、土岐頼芸が戦国期に齋藤道三によって追放されるまで、土岐氏が長く守護として君臨していた。そもそもは、元弘・建武の乱の際、足利尊氏に味方した土岐頼貞が美濃国守護に任じられたのが守護土岐氏としてのはじまりとなる。その後、頼貞の孫にあたる頼康の代には、美濃だけでなく、尾張・伊勢の守護を兼帯するなど、土岐氏の権勢は全盛期を迎えた。しかし、嘉慶元年（一三八七）に頼康が没すると、家督を巡る内紛に幕府が介入し、守護康行は追討される。以降内紛を繰り返すことにより、土岐氏の影響力は徐々に衰えていく。その一方で応永年間には、守護代として齋藤氏が台頭するようになる。なかでも応仁・文明期に活動した齋藤妙椿は美濃・尾張・伊勢・近江・越前に強い影響力を保持するなど、守護代としての最盛期を築き上げた。しかし、その子妙純が明応五年（一四九六）の近江侵攻に失敗し、敗死したことをきっかけに、数カ国にも及ぶ守護代齋藤氏の影響力は失われた。大永五年（一五二五）ごろからは、土岐氏の一被官であった長井長弘の台頭が顕著となる。齋藤道三の父新左衛門尉は、京都の法花宗の坊主から、長弘の有力被官へと成長し、長井姓を名乗ることまで許されたが、天文二年（一五三三）ごろに没した。一方でこの間の守護土岐氏は、頼芸が大永年間に美濃国守護に任じられて以降も、尾張織田氏や越前朝倉氏などが、対立関係にある土岐一族を支援して、美濃に侵攻を繰り返すなど、不安定な立場にあった。

齋藤道三が台頭するのは、このような守護土岐氏・守護代齋藤氏の権勢が弱体化の傾向を強くしていた天文年間である。道三は父の基盤を継承するとまもなく、主家である長井氏を滅ぼす。そのため当初は長井の名字を名

乗ったが、天文七年ごろまでには齋藤を名乗り始めたとされる。そして天文十九年には守護土岐頼芸及び土岐氏一族を美濃から追放し、下克上を成し遂げる。しかし、その道三も弘治二年（一五五六）には、子の義龍によって滅ぼされる。義龍は独自の家臣団編成を目指す、それが十分に熟しきらないまま、永禄四年（一五六一）に没し、その子龍興も永禄十年には信長によって美濃を追われ、戦国大名齋藤氏は滅びるのである。

このような政権推移の中で、美濃の本願寺門徒はどのような行動をとったのだろうか。これまでの研究では、元亀元年（一五七〇）からはじまる「石山合戦」に重点を置くあまり、門徒に厳しく対応した信長を強調し、相対的にそれ以前の土岐・齋藤氏は妥協的だったと位置づけてきた²⁾。しかし、近年『大垣市史』では、美濃の本願寺勢力と齋藤道三の被官衆も含めた良好な関係性に注目している³⁾。単純な対立と妥協といった点を指摘するだけでなく、時期に応じて変化したと思われる関係性に注目する必要があるだろう。

土岐氏・齋藤氏と在地教団の諸関係を考察する上で主に用いられてきたのが『天文日記』である。『天文日記』は本願寺証如の日記で、一部欠如があるものの、主に天文五年から、証如が没する天文二十三年までの記録が残されている。内容的には、本願寺の儀式に関連する記述は当然ながら、諸国門徒の動向や、本願寺と交渉を行う諸国大名の記事も多く含まれる。美濃門徒の動向を論じるにあたって、これまでは一向一揆関係の記事や土岐氏・齋藤氏が直接登場する記事ばかりが注目されてきた。しかし、前章で分析したように、在地教団の動向を分析できる記事は、そういった政治的な記事に限定されない。本願寺と在地教団の諸役負担関係の記事からも注目すべき動きは抽出可能である。すでに前章では、本願寺からの役の一つである「卅日番衆」の一覧を示し、西美濃教団では、仏照寺・専精寺・宝光寺（・安養寺）・専勝寺・永寿寺・西円寺・性頭寺・西願寺が基本的な流れを形成し、それが天文六年以降、天文十八年前半ごろまで比較的安定して維持されるものの、天文十九年以降はいくつかの寺院が番衆として登場しなくなることを指摘した。

このような番衆動向を政治的な推移と照応させるとき、ちょうど土岐頼芸が美濃から追放される前後に番衆の動きに狂いが生じていることが注目される。西美濃教団の混乱と政変のタイミングが一致することは偶然とは考えにくい。この時期には在地教団の全体動向を考える上でも大きな変化が生じた可能性が高いのである。

よってこの章では、西美濃教団という地域的まとまりを念頭に置きながら、天文年間における美濃の本願寺勢力と政治勢力の関係について考察する。具体的には、土岐氏と本願寺勢力の関係性の内実と天文十九年前後の変化の背景を明らかにしていく。第一節では、これまで美濃門徒と政治勢力の関係について分析する上で必ず吟味

されてきた、天文六年の多芸一揆について再検討を行う。第二節では、政治勢力と本願寺勢力の橋渡し役を担った土岐五郎（揖斐光親）の動向について整理し、彼が本願寺勢力に接近した意図について明らかにする。そして第三節では、天文十九年前後の政変と在地教団の混乱の因果関係について明らかにしたい。

第一節 多芸一揆

地方の本願寺教団といえ、一向一揆が注目される。美濃では天文六年（一五三七）に、多芸郡の十日講を中心とする一向一揆が発生した。多芸一揆については、これまでも少なくない研究の中でその経過や性格が言及されてきた。しかし、多芸一揆に関する記事は『天文日記』にしか見られず、解釈の難しい部分もあるため、一揆の解釈が論者ごとに異なるという問題がある⁴。単純な事実誤認もあるが、一度この一揆の全体像については整理しておく必要がある。

まずは多芸一揆に関連する記事を挙げよう。

【史料一】『天文日記』天文六年七月廿一日条⁵。

一、同源六ニ申送候、先度濃州多芸事一揆蜂起事、此方知たる事歟之由、自土岐六角被尋候へハ、不及此方へ尋候、知間敷由、少弼返事せられ候。於此上上野一筆所望候。

【史料二】天文六年八月三日条

一、^{返事出}従六角就先日使ヲ遣儀、書札来候。
又濃州一揆之儀、自土岐以交名被申旨、申来候。

【史料三】天文六年八月六日条

一、少弼へ返状出候。同平井、新藤へも一通ニ返事出候。濃州一揆之儀者、一向不知候。然而註来候間、其

趣国へ可相尋由、申遣させ候。
又横川事如此之儀者、申付間敷由、申遣させ候。

【史料四】天文六年九月六日条

一、自土岐、六角へ被申候、濃州一揆事、濃之坊主衆尋候へハ、一向不知由候間、其~~坊主衆~~坊主衆書状書載之の~~書状~~書載之、彼方へ見せ候へ、と申付候。又多芸事西円寺以彦九郎申披候通、以前自在所如注進申候間、同此儀も六角方へ申遣候。

【史料五】天文六年九月十一日条

一、従多芸、江尾之儀自土岐、六角へ申候趣、先度此方へ被申候。此通上洛之坊主衆尋候へハ、一向不存候由申候間、其分認書状^{性願寺、西円寺、覚照}加判させ、六角方へ見せ候。

【史料六】天文六年九月十二日条

一、濃州江尾事^{多芸内、之儀也}、十日講、各対土岐、非緩怠由、被聞分旨、齋藤彦九郎十日講中、又一兩人へのあてところニ認状遣候。其状昨日来候間、六角方へ写案見せ候へ、と上野ニ申付候。

【史料七】天文七年二月五日条

一、先日古橋専勝寺自多芸郡申候、とて申候者、北郡浅井ニ土岐被出候ハ、不破郡計やられ候処ニ、多芸郡内高木ト云者令成敗、近所の在家七百間計も放火シ乱妨候。各迷惑共候。然而今般之儀者、悔返事不成候間、向後之儀無煩之様、浅井方へ申越候て、と申候間、届候ハんするヲハ雖不知候、浅井へ可申越之由返事シ候。

【史料八】天文七年三月廿二日条

一、福勝寺ヨリ、多芸門下事ハ於国沙汰候ハ矢ヲ出候間、放火候由候間、濃州門下無相違様にと候ハ、可

然由申候間、其分上野書状下させ候。

まず【史料一】から【史料六】までの大筋を確認しておきたい。これらの記事によると、天文六年七月から九月にかけての多芸郡江尾（現在の養老町勢至近辺カ）の十日講を中心とした一揆が発生した。一揆が証如の指示であることを疑う土岐氏は、六角氏を通して証如に一揆との関係を尋ねてきた。証如はこれに全く関与していないことを伝えたが、土岐氏は交名帳を用意して、再度証如に一揆との関係を尋ねてきた。証如はまず、美濃国内の坊主衆に尋ねるべきと返答したが、国内の有力寺院である西円寺らもまた多芸一揆との関係を否定した。最終的に証如は、多芸十日講と土岐方の両者に宛てて年貢緩急を停止するよう書状を認め、送付した。

土岐氏側が一揆鎮静化のため、繰り返し本願寺に連絡を寄こしている点が印象的である。ここまでの解釈について、先行研究間での大きな相違はない。しかし、後半の解釈をめぐって諸説がある。

次に【史料七】【史料八】に関して、筆者の解釈を示したい。

【史料七】。先日古橋専勝寺から、多芸郡門徒がこのように伝えてきた、として（証如に）報告があった。それによると、（土岐氏が）近江国北郡の浅井方を攻めかかったところ、その合戦によって不破郡が被害を受け、（浅井によって）多芸郡の高木が成敗されて、郡内の近所七百軒までもが放火された。皆迷惑しているが、今回の件は、もうとりかえしがつかないので、今後同じことが無いよう浅井方に連絡して欲しいと専勝寺を通して多芸門下が願い出た。そこで（多芸門下からの音信が浅井氏へ）届いているかどうかは分からないが、（証如からも）浅井へ伝えておくことを返事しておいた。

【史料八】。福勝寺から（報告が来たが、それによると）、多芸門下（への攻撃）のことについては、（多芸門下が美濃の）国の評定に従って合戦に協力したため、（浅井方は多芸郡に）放火を行ったのである。（多芸門下はこのような理由のため放火されたが、他の）濃州門下については無事であるようにと伝えたとのことなので、（証如も）それに納得した。よってその一件に関して上野に（浅井方への）書状を書かせた。

補足をしておくと、【史料八】での「国」は、多芸門下の説明を行っている箇所と思われる、美濃を指すものと考えられる。次に「矢ヲ出」の部分の文字通り、合戦への協力と解釈すれば、多芸門下は土岐氏の指示に従って浅井方に対抗していたと読み取れる。また、かつての研究のなかには、ここに登場する福勝寺を美濃国内多芸郡の寺とするものもあるが、『天文日記』内に登場する福勝寺は、特別な注記がない限り、現在長浜市の福勝寺と見る

べきであろう。この福勝寺は湖北十カ寺の一つとして著名で、戦国大名浅井氏と当時から昵懇な関係にあった。そして最も解釈が分かれるのが、高木の立場についてである。これまでの研究では、【史料七】【史料八】を【史料六】までの一揆と連動した事件ととらえ、高木は多芸一揆の首謀者として土岐氏に成敗されたと考えられてきた。あるいは、高木が「近所の在家七百」を放火し、浅井と福勝寺がその混乱解消に尽力したという見方もある。しかし、すでに示したように、筆者は【史料七】【史料八】と、それまでの多芸一揆は別の事件だと考えている。なぜなら、多芸一揆に関しては、土岐氏がかなり神経を尖らせて、頻繁に証如へ詰問していたのに対し、【史料七】の事件までは半年の空白があり、その後も土岐氏側がこの一件を問題にした徴証は見られない。また、この事件も土岐氏が「北郡浅井ニ土岐被出」とあるように、土岐氏が浅井へ攻撃したことが直接的な要因だといえる。むしろこれは、多芸門下が土岐氏の浅井侵攻に協力したために被った損害に関する事後処理のための報告だと考えている。

では、多芸一揆を引き起こしたのはどういった門徒衆なのだろうか。一揆蜂起を執行した十日講は、本願寺に出頭するような有力坊主衆が否定しているように、在地教団の中心的集団の中にはいなかった。前章で示した西美濃の坊主を中心とする番衆上山体制は、現実的には限られた有力寺院のみに可能な役負担である。多芸十日講はこのような役負担者の中に見出すことはできず、本来彼らは経済的には余裕のない門徒衆であったと思われる。ゆえに年貢緩急運動の根本的な要因はここにあると筆者は見ている。地域の有力寺院が深く関与する政治的な一向一揆と、これら経済的に困難な状況が想定される門徒衆による生存を賭した蜂起を同一視することは難しく、地域教団の性格について考察するうえでは区別して見ておく必要があるだろう。多芸一揆は後者の性格が強かったと考えている。一方で、【史料七】【史料八】の記事に見られる多芸門下の合戦協力は、十日講だけではない多芸郡門徒の全体を示すものと考えられる。

では、地域教団を主導する立場にあった有力坊主衆が在地政権とどう関わっていたのか、次節以降その点について考察したい。

第二節 土岐五郎と本願寺教団

多芸一揆で見られたのは、在地の有力坊主らが、一揆とは関係ない旨を土岐氏側に伝え、一揆の事実解明に協

力した姿であった。そして多芸郡が放火された事件も、土岐氏に対して反旗を翻して討伐されたのではなく、むしろ土岐氏に加勢した結果、門徒が被害を被ったことを指摘した。このように、西美濃教団と土岐政権が必ずしも対立的でないとすれば、両者はどのような関係にあったのだろうか。次に注目したいのが、美濃国内の在地土豪らが本願寺へ接近したことを示す記事である。なかでも重要なのが土岐五郎と本願寺証如の音信記録である。

土岐五郎とは、守護頼芸の弟で揖斐光親とも呼ばれた。天文七（一五三八）年以降、『天文日記』と『証如書札案』に繰り返し登場し、天文十七年には本願寺門徒になりたいと伝えてきている⁶。天文年間において本願寺教団と非常に親しい立場にあった国人領主として注目される。北西弘氏は、五郎を含めた在地土豪と本願寺の接近に注目し、その背景として美濃には武家人層を中心とする強固な教団組織があり、教団は伝統的な支配構造を支持し、ゆえに守護大名としての余臭を多分に残す土岐氏を擁護したことを指摘する⁷。しかし、西美濃教団が政治的に強固な組織であったかは疑問が残る。以下、土岐五郎を中心に、西美濃教団と政権の関係性について考察していく。

土岐五郎の史料上の初見としては、大永七（一五二七）年前後に、大野郡の古橋（穂積市）進出により、新たな館の櫓構を構築するための材木が不足したことから、汾陽寺の山林を勝手に伐採した事件が挙げられる⁸。また『美濃明細記』では「天文頃揖斐城在城」と伝えており⁹、大野郡を中心に強い影響力を發揮していたことが想定される。しかし、五郎は土岐一族という立場にあったことから、最終的には頼芸とともに道三によつて美濃から追放された¹⁰。けれども出国後も、越前朝倉氏のもとで再入国を目論んでいたことが確認される¹¹。

さて、土岐五郎と本願寺の確認される最初の音信が天文七年（一五三八）四月二十四日条で、「久無音之由候て為音信、太刀、馬代来候。被事付西円寺候」¹²とあるように、西美濃教団の中核的存在である西円寺を通して本願寺によしみを通じてきた。では、土岐五郎は何のために本願寺証如に接近したのか。目的は天文七年九月四日条からはっきりする。そこには、「返事院従土岐五郎書状来候。尼子不日ニ〇播州可相働其間候間、可知之由候。又当国未一途候間、可及行候。門下中之儀申付候ハ、可為祝着之旨候」と記されている。一見すると、「当国」は播磨国のことを指しているようにも見えるが、それでは意味が通じにくい。そこで、これに先立つ同年五月廿二日付の『証如書札案』に注目したい。ここでは、証如は「当国錯乱之事千万無御心元候、随而示預之旨、不存等閑候」¹³と述べており、美濃国の現状について話をしてきた可能性が高い。よつて先の「当国」も話の流れから美濃のこと

と考えられる。すなわち、五郎は内乱が続き政情不安定な美濃国内の安定化のために、本願寺門徒を軍事動員しようとする目論みであったのである。しかし結局のところ、同年九月十五日の証如の「抑当国之儀、可及御札之旨示給候、定可為御本意之段、勿論候、左右方可申談覚悟候間、御分別專一候」¹⁴という曖昧な返答に見られるように、証如自身は門徒衆の動員には消極的であった。このように五郎は当初から政治的な意図をもって、証如に接近していたが、証如はそれと積極的に取り合うことはなかったのである。

しかし、これ以後も土岐五郎と証如の音信は続く。天文八年（一五三九）には在地土豪の古田と有力坊主である覚善による相論の解決を、証如に再三にわたって依頼している¹⁵。兩人ともその詳細は不明だが、先に触れたように、五郎の拠点が大野郡一帯であったことから、どちらも近在の有力者であろう。ここからも、五郎は在地を効率よく治めていくために、西美濃教団のさらに上位にあたる本願寺証如との直接的関係を求めていたことが分かる。

次に注目したいのが、証如から美濃土岐氏及びその被官衆に宛てた、天文十年（一五四一）の音信記録である。

【史料九】天文十年十一月八日条

一、土岐美濃守へ、久無音之間、以書札太刀一腰安吉代六貫計虎皮一枚、馬代遣之。有目錄。

一、揖斐五郎へ、書状一腰金代三百足段子三貫老端遣之。

一、鷺巢六郎へ、初而書状一腰代同前織色式端、○遣之。馬代

一、齋藤帯刀左衛門へ、初而以一札一腰土岐へ取次也織色式端、馬代遣之。此人守護代之間、取次ニ可然之由、依西円寺申、如此。

一、齋藤彦九郎入道へ、初而一腰一貫五百段子式端、馬代遣候。

一、同左近大夫長井新九郎事也へ、一腰一貫段子式端六貫馬代遣之。

一、長井孫九郎へ、初而一腰一貫段子式端五貫馬代遣之。

一、齋藤右衛門尉新道場破却之時、依此人之意見、雖有三百余ヶ所十一ヶ所破之間、音信可然之由申之へ、初而一腰七百段子老端遣之。此■人へハ今計也。

一、木下源次郎掛斐へ、一腰五百遣之。

高木美作天十一正廿九
驚巢へ、一腰同遣之。

右十ヶ所へ音物、西円寺下国ニ事付候。北国路次事候間、如此候。此土岐、驚巢、宗雄、祐向領中を各上下

候事候。馬代於此方先八貫文西円寺ニ替之為路銭式貫渡之。残七貫文、十二、朔對馬ニ渡之

後半に示されるように、このとき本願寺が土岐氏との正式な交渉を望んだ背景には北国路地の安定的確保があった。そして、この音信において重要な役割を担ったのが西円寺である。西円寺はこれまでも五郎と本願寺の音信を取次ぐなど、土岐氏とのパイプ役として重要な役割を担ってきた。そのため証如は、「此人守護代之間、取次ニ可然之由、依西円寺申、如此」と述べるように、音信相手の選択にあたって、西円寺の意見を重視している。

そこで十名の人選についても確認しておこう。ここに登場するのは、美濃守土岐頼芸を筆頭に、一族の掛斐五郎、驚巢六郎、頼芸への取次を担った守護代齋藤帯刀左衛門尉利茂、同じ一族の齋藤彦九郎入道宗雄、齋藤左近大夫利政（齋藤道三）、守護代系の齋藤右衛門尉利賢、長井孫九郎、五郎取次の木下源次郎、驚巢取次の高木美作である。これらの人物は単に美濃政権の有力者というだけではなく、その影響圏も西美濃に偏っていた。例えば、掛斐五郎、驚巢六郎は西美濃の地名を冠しており、長井孫九郎や齋藤彦九郎は掛斐方面に勢力を有していたことがその発給文書から推測される¹⁶。齋藤道三は一族に長島願証寺下間氏の縁者がいることが指摘されているほか¹⁷、被官に林や宮河などの熱心な本願寺門徒が確認できる¹⁸。齋藤右衛門尉に至っては「新道場破却之時、依此人之意見、雖有三百余ヶ所十一ヶ所破之間、音信可然由申之」とあるように、教団の存続を大いに助けており、西円寺もそれを評価し、音信相手として加えられた。

このように、十名はいずれも西美濃教団の影響圏と支配地域が重なる者たちか、あるいは被官や一族に熱心な本願寺門徒がいる者たちだといえる。西円寺は彼らと本願寺を仲介することにより、両者の良好な関係構築に重要な役割を果たしていたのである。西円寺がこのような役割を担った背景としては、在地教団内におけるリーダーシップはもとより、土岐一族である五郎との良好な関係があったことに注目する必要がある。また、美濃国の領主層を支える武家のなかには数多く門徒がいた。そのため、西円寺に限らず、多くの有力寺院と武家がそれぞれ

れ結びついていた可能性は高いといえる。但し注意したいのが、彼ら武家門徒が戦国期を通して、領主への従属よりも一向一揆への加担を優先していた様子はほとんど確認できない点である。門徒であることと、教団構成員として一向一揆に加担していくことは必ずしも結びつかないことが窺える¹⁹⁾。

一方で、そのような教団動向とは合致しない門徒も一定数存在していた。前述の多芸一揆に参加した門徒らがその代表的存在であろう。そういった個別の門徒による蜂起とこの節で確認した教団主導層の方向性を同一のものとして論じることは困難であろう。五郎が証如に接近し、門徒の動員を目論んだのは、政権に対し協調的な教団だけでなく、むしろ教団の指示にすら容易に従わない本願寺門徒を支配下に収めるためだったのではないだろうか。

第三節 天文年間後期の政変と西美濃教団

このように、西美濃教団は有力寺院を中心に、土岐政権とは比較的良好的な関係にあった。では、土岐頼芸が国を追われ、守護・守護一族の影響力が完全に失われる時期、すなわち天文年間後期の政変において西美濃教団はどうか対応したのか。前述した番衆動向でも、天文十八年（一五四九）以降に大規模な混乱が生じている。この問題について考える際に、ひとつの切り口となるのが、西美濃教団において中核的位置にあった西円寺と性頭寺の動向である。まずは西円寺の動きから見ていこう。天文十七年を最後に、『天文日記』からは西円寺による番衆勤仕の記事が見られなくなる。この背景を考えるヒントとなるのが、次の二点の西円寺文書である。

【史料十】斎藤道三書状

帰国之義条々、懇望候、得其心候、自今以後、於有穩便之覚悟者、不可有疎意候、猶宮川吉左衛門尉可申候、
恐々謹言、

左近大夫

七月廿四日

道三（花押）

西円寺

机下²⁰

【史料十一】 齋藤道三安堵書状

草道島之内、其方名田方并所々買得分之事、如前々、還附候、不可有別儀候、恐々謹言、

「天文廿年」
(異筆)

左近大夫

正月十四日

道三(斎藤)
(花押)

西円寺²₁

【史料十】の文書は内容からして【史料十一】に先行するものと思われる。【史料十】によると、ある時期に国外へと追放されていた西円寺は齋藤道三によって、帰国を許されたことが分かる。【史料十一】は差し押さえしていた土地を返却したものである。これにより番衆停滞の背景には、西円寺の不在を一要因としていたことが想定できる。ではなぜ西円寺はこの時期国外にいたのか。横山住雄氏は【史料十】を天文十八年のものと推測して、この背景に西円寺の織田信秀への加担があったことを指摘する²²。天文十七年八月に信秀は西美濃に侵攻する。しかし同年末に和睦がなされ、信秀は大垣城から撤退し、代わりに道三被官の宮川吉左衛門尉が城主となったとする。西円寺は信秀の動向にあわせて一時的に国を離れ、大垣において道三が復権したのを確認して詫びを入れたのだと述べる。反道三的動きという点には賛同するが、その背景説明には疑問が残る。まず番衆動向に見たように、天文十八年段階までは番衆による上山が比較的安定しており、十七年の戦乱が地域教団そのものに大きなダメージを与えたようには見えない。むしろ諸役負担の混乱は天文十九年前後にピークを迎える²³。また前章まで述べてきた通り、西美濃教団は美濃国内だけでほぼ完結している。西円寺を中心に土岐氏政権を支持してきた西美濃教団が、ここまでほとんど関係を見出せない織田氏に加担して分裂するとは考えにくい。

それに対し筆者が注目するのは、頼芸派と道三派での対立である。頼芸が道三によって国を追われた時期については、天文十九年十月から十一月はじめという木下聡氏の指摘があり²⁴、筆者もその見解に従いたい。では西円寺がなぜその問題に関わるのか。筆者は西円寺の動きを、先ほどもまで繰り返しその友好関係を強調してきた、揖斐五郎との結託によるものと推測している。とくに五郎は天文十七年三月に、「門徒成たき由」²⁵を証如に伝

えていることが注目される。もともと五郎が本願寺に接近した背景には、在地門徒衆を束ねての政治的安定の獲得という目的があっただけに、五郎が西美濃教団と結託して、土岐氏の排除を目標む道三に対抗したいと考えていたとしても、そこまで不自然ではない。そこで時期的に符合する、西円寺の国外追放の問題が浮かび上がってくるのである。おそらく天文十八年前後から西美濃一帯で、道三派と頼芸派の対立が激化し、五郎と西円寺は一時期結託して道三に対抗したが、西円寺は早い段階で国外へと逃れ、五郎や頼芸も十九年末までに国を追われたのではないだろうか²⁶。よって筆者は、【史料十】を天文十九年のものと考えたい。

このような西円寺の国外退去の一方で、揖斐川流域の有力寺院である性顕寺は、天文年間を通して安定的に役を勤めていたことに注目したい。性顕寺は天文十七年八月、十九年五月、二十一年四月、二十二年九月などに番衆役を勤めていたことが分かる。性顕寺がこの混乱の最中安定していた背景として、筆者は道三との安定的な関係にあったことを想定している。その根拠として、性顕寺門徒の林という人物に注目したい。天文十六年には、性顕寺門徒の林宗三郎、道西、太郎衛門、三郎衛門らの調進によって、大坂本願寺で斎が催された²⁷。彼らの素性は不明であるが、天文二十三年と推測される【史料十二】にも林某という人物が現れる²⁸。性顕寺は道三臣下で門徒の林氏を通して、道三と良好な関係にあったのではないだろうか。

【史料十二】斎藤道三書状

林かたへの御状、令披閱候、瓜二籠送給候、祝著之至候、毎々御懇慮候、猶期面展候、恐々謹言、

山城守

六月廿二日

道三（花押）

性顕寺

凡下

また性顕寺は天文十九年閏五月に、本願寺から三点の重要な法宝物を相次いで下付されている²⁹。それが蓮如御影、実如御影、親鸞御影の三点である。西円寺が国外にある不安定な局面のなかで法宝物を整えていることを考えると、西円寺の担っていた宗教上の中心地としての役割が性顕寺に期待されてきていることも想定できるとくに、停滞していた番衆制度の再編成は本願寺にとっても重要なことであり、そのなかでも性顕寺が果たした

役割は評価されなければならない。

西円寺、性顕寺はともに政権との安定的な関係を志向するという点では、方向性は合致していた。しかし、土岐頼芸や揖斐五郎との関係に重点を置いた西円寺に対し、性顕寺は門徒を通して斎藤道三と良好な関係にあった。それが天文十九年の混乱において両者の立場を分けたものと考えられる。前節で北西氏が美濃教団を強固な組織と評価したことに対し、疑問の抱いた理由はここにある。確かに美濃では少なくない数の武家門徒を確認できるが、彼らが同一の方向を向いていたとは考えにくい。今回の一件は、そのような武家の動向に寺院の側が引き寄せられた事例と評価される。個々の寺院と武家門徒の関係性はともかく、政治的な意味で、教団組織として盤石な体制を構築していたとは言い難いことを指摘しておく。

その後西美濃教団はどうなったのか。番衆制度は天文二十年以降、性顕寺や土岐多良衆、専精寺、永寿寺などを中心に再構成されている。これらの寺院は先の動乱に直接関与しなかったのだろう。また当然ながら、西円寺の追放でもって、道三が本願寺門徒と徹底的に対立したと述べることもできない。かなり早い段階で西円寺の帰国を認めたことや、本願寺証如との数度にわたる音信³⁰、井口城下の惣道場の保護など³¹、これまで以上に本願寺勢力との結束を強化している。この斎藤道三の対応を、単に妥協的なものと評価することは適切ではない。西美濃教団の中核である西円寺・性顕寺を改めて政権下に抑えなおしつつ、教団の成長を肯定したのである。

以降の義龍・龍興期についても門徒勢力との大きな対立があったことを伝える文書は存在しない。むしろ永禄七年（一五六四）二月に竹中半兵衛が稲葉山城を奪取した際には、後斎藤氏の有力家臣が岐阜近在の複数の真宗寺院宛に禁制を発給している³²。ここからは安定的に本願寺門徒が成長していることが推察される。政治的にも、義龍期には西濃地域の諸土豪が政権の中核を担うようになるなど³³、より西美濃教団の実情を勘案した統治がなされた可能性がある。

むすびにかえて

以上、本論では西美濃教団に注目して、土岐氏・後斎藤氏との関係について考察した。西美濃でも大坂本願寺に定期的に行き来するような有力寺院は、基本的には政治勢力との良好な関係構築を志向していた。なかでも西円寺は、土岐一族の土岐五郎と親密な関係にあり、土岐氏と本願寺の仲介役としても重要な役割を果たしていた。

しかし、天文十九年には、齋藤道三が本格的に土岐氏の排除に動いた結果、土岐氏を支援していた西円寺は一時的に国を追われることとなった。道三はこれ以降も本願寺勢力との関係強化を進めていくが、その前提として、西円寺の屈伏という事件が存在したことには注目する必要がある。

一方で、多芸一揆に見られたように、有力寺院の動向とは別に、零細な門徒による年貢緩怠の動きが存在した点にも注意を払う必要がある。美濃では有力寺院の動きとは別に、政治勢力の言いなりのままではたちゆかない不安定な立場の門徒も多くいた。在地教団がそれらの門徒衆をも十分に組織編制し、まとめあげていた形跡は見いだせない。むしろ多芸一揆での対応を見るに、西円寺や性顕寺などはこういった門徒衆とは距離を取っていたことが窺える。多様な階層からなる地域教団の内部矛盾については、今後も注視していく必要があるだろう^{3,4}。

註

¹ 戦国期の通史を巡っては長らく、近世の稗史の影響を強く受けてきた。しかし、勝俣鎮夫氏や横山住雄氏の研究を皮切りに、同時代史料に即した分析がなされるようになった。勝俣鎮夫「美濃齋藤氏の盛衰」(初出『岐阜市史 通史編原始・古代・中世』(一九八〇年)、のち勝俣鎮夫編『戦国大名論集四 中部大名の研究』(吉川弘文館、一九八三年)所収)。横山住雄『美濃の土岐・齋藤氏(改訂版)』(濃尾歴史研究所、初版一九九二年)、同著『齋藤道三』(濃尾歴史研究所、一九九四年)、同著『中世武士選書 29 齋藤道三と義龍・龍興 戦国美濃の下克上』(戎光祥出版、二〇一五年)。木下聡「美濃齋藤氏の系譜と動向」(『論集戦国大名と国衆十六 美濃齋藤氏』岩田書店、二〇一四年)。

² 重松明久「織田政権の成長と長島一揆」(『名古屋大学文学部研究論集』三(一九五三年)、のち同著『中世真宗思想の研究』(吉川弘文館、一九七三年)所収)、金子昭式「濃尾平野に於ける本願寺教団の発展と一向一揆」(『日本歴史』一六一・一六二、一九六一年)。

³ 『大垣市史 通史編 自然・原始と近世』(二〇一三年)。

⁴ 具体的な一揆の説明を行っている研究としては、重松氏前掲註2、金子氏前掲註2、北西弘「武家大名と本願寺」(『一向一揆の研究』第三章第一節、春秋社、一九八一年)、金龍静「東海三域の一向衆と長島一揆」(同著『一向一揆論』吉川弘文館、二〇〇四年)などが挙げられる。

⁵ 『天文日記』については『大系真宗史料 文書記録編八・九』(法蔵館、二〇一五年・二〇一七年)を参照。また、煩雑を避けるため、史料中に見られる△等の記号については省略した。以下、特に註記のないものはいずれも『天文日記』からの引用である。

- 6 天文十七年三月三日条。
7 北西氏前掲註4。
8 「一柳直満書状」(汾陽寺文書三七『岐阜県史 史料編古代・中世』一(一九六九年)。以下『岐阜県史 史料編古代・中世』は『岐』と省略する)。
9 「土岐系」『美濃明細記 美濃雑事紀』(一信社出版部、一九三二年)。
10 『美濃明細記 美濃雑事紀』(一信社出版部、一九三二年)。
11 「六角承禎条書」(春日偵一郎氏所蔵文書〔『岐』四〕)。
12 天文七年四月廿四日条。
13 『証如書札案』天文七年三九号(『大系真宗史料 文書記録編四宗主消息』法蔵館、二〇一四年)。
14 『証如書札案』天文七年七〇号。
15 『天文日記』天文八年八月二十五日条、同年十一月十一日条。
16 龍徳寺文書一三四、一三五(『岐』一)。これらはいずれも制札の内容を保障する目的の書状である。そのため、直ちにそれが揖斐一帯の有力者の証とはならないが、影響力を行使する立場にあったことには注意したい。
17 金龍前掲註4。
18 宮河については『天文日記』天文五年正月廿五日条参照。林については後述。
19 戦国期の美濃で熱心な武家門徒としては、竹中重利や森忠政が有名である。
20 西円寺文書二(『岐』一)。
21 西円寺文書一(『岐』一)。
22 横山前掲註1(二〇一五年)。
23 『番衆差定条』(『本願寺史料研究所報』第三号、一九九一年)によれば、天文十八年十二月に西光寺、仏照寺、翌年正月に専勝寺が上山を相次いで取りやめている。その前後に補った記録は残されていないため、緊急事態が発生したことが予想される。
24 木下氏前掲註1。
25 『天文日記』天文十七年三月三日条。
26 なお、西円寺以外にも、これ以降『天文日記』から番衆役として見られなくなるのが、古橋専勝寺、表佐宝光寺、脇田江西願寺などである。
27 『天文日記』天文十六年二月五日条。
28 「斎藤道三書状」(性顕寺文書一『岐』一)。
29 『神戸町史』。なお蓮如御影、親鸞御影の裏書には証如の裏書とともに、実如花押が貼付されている。
30 『天文日記』天文廿年十月四日条、同年十一月廿五日条、「証如書札案」(天文二十年)三五、(二十二年)

四五・

³¹ 浄安寺文書一、二（『岐』一）。

³² 敬念寺文書四、光沢寺文書（いずれも『岐』一）など。

³³ 三宅唯美「戦国期美濃国の守護権力と守護所の変遷」（内堀信雄・鈴木正貴・仁木宏・三宅唯美編『守護所と戦国城下町』、高志書院、二〇〇六年）。石川美咲「戦国期美濃国における後斎藤氏権力の展開」（『年報中世史研究』三九号、二〇一四年）。

³⁴ 重松明久「越前一向一揆について」（北西弘先生還暦記念会『中世社会と一向一揆』吉川弘文館、一九八五年）。

第四章 中近世移行期の美濃における「寺内」

はじめに

本論の目的は、十六世紀後半から十七世紀初頭にかけて、美濃において多数形成された本願寺系「寺内」の特質について考察し、地域的な「寺内」形成の意義について明らかにすることである。

美濃地域といえ、室町後期の蓮如登場以降、本願寺門徒が爆発的に増えた地域である。そのため、これまでも同地域の本願寺門徒の動向には、多くの研究者が関心を寄せ、とくに一向一揆を中心に研究が積み重ねられてきた。しかし、その一方で、戦国期本願寺教団による地方展開の特徴の一つとして注目される「寺内」形成の動きについては、あまり注目されてこなかった。

「寺内」とは、寺院や道場を中心とする一定の領域を示す。それは、単に寺の境内のみを示す場合もあれば、周囲を囲う堀や土塁の内側まで、あるいは村や町ごと「寺内」と呼称する場合もあった。なかでも戦国期の本願寺系「寺内」は、一向一揆の拠点となったことや、畿内では「大坂並」と呼ばれる、本願寺の獲得した都市的特権と同じ特権を獲得する「寺内」が自治的な都市形成を果たしたことが注目されてきた。なお、後者のような都市的な展開を遂げた「寺内」を指して、研究史上では寺内町と呼んでいる。

とくに注目されたのが藤木久志氏の研究である。藤木氏は本願寺を頂点とした「大坂並」特権の広がりや、「大坂並」体制と呼称し、本願寺が全国の門徒の宗教的・経済的な頂点に位置しており、統一政権成立の課題としてその解体があったことを指摘した¹⁾。藤木氏の提起は、百姓と侍の対立というテーマを明示し、一向一揆と「寺内」形成、統一政権成立を有機的に結び付けたことから注目を集めた。しかし、その後実証的な研究が進むなか、畿内の寺内町の全てが「石山合戦」期に本願寺側として蜂起したわけではないことや²⁾、都市的な展開を志向した畿内の寺内町と特権獲得を目指して蜂起をした地方の「寺内」は区別する必要があることなどが指摘された³⁾。

また、仁木宏氏は畿内の寺内町形成の初期には真宗寺院の果たした役割が大きく、本願寺を重視する「寺の論理」が優勢だったのに対し、「寺内」が都市として発達していくにつれ、都市民としての意向である「町の論理」が発達していくことを明らかにし、「石山合戦」においても「町の論理」が優勢な寺内町は、本願寺に味方しなかったことを指摘する⁴⁾。

このように畿内を中心に、都市的な場として展開する寺内町が注目されるものの、地方で形成される村落規模の「寺内」については、十分に顧みられてこなかった。美濃では、文献史料から多くの「寺内」が確認できるところが注目される⁵。その大部分は近世以降の町場へと連続していかないが、なかには永祿から慶長にかけて半世紀近く「寺内」を維持してきたところもあり、長期にわたって必要とされて続けていた点は重要である。寺内町への注目だけでは見えてこない、地方における広範な「寺内」形成の問題について考えるうえで、美濃の事例は重要な示唆を与えてくれるはずである。

なお、美濃の「寺内」に関してはすでに千葉徳爾氏によっておおまかな分析がなされている。それによれば、戦国期には戦乱の拡大に伴い、宗教者を中心に支配者から禁制を獲得し、寺社の安全を願うようになるが、次第に寺社だけでなく、その門前や村落耕作地まで禁制の保護対象に含まれるようになった。そして、その居住民が多く寺内と称し、自治自衛の対応をしたのだと位置づける。千葉氏の指摘は重要だが、概要把握に留まり、時期的な変化や地域的特質などについては、具体的に議論する余地が残されている。よって、本論では、美濃に形成された「寺内」の具体的な内容分析を課題としたい。村落「寺内」の歴史的役割を分析することは、真宗寺院の地方展開の一面を明らかにするだけでなく、移行期村落社会の希求するものを見ていくうえでも有益と思われる。以下、本論では通例に従い、寺内町という表現を用いるが、町場化していない寺内や、寺内一般について言及する際は、括弧つきで「寺内」という史料用語に基づく表現を用いる。但し、固有名詞としての某寺内や寺内特権について論じるにあたっては括弧を用いないこととする。

第一節 濃尾地域に展開する本願寺系「寺内」

(一) 濃尾地域における本願寺教団の展開

まずは、戦国期の濃尾地域に、どのような本願寺教団の展開があったのか確認するところからはじめたい。美濃は現在の岐阜県南部、尾張は愛知県の西部にあたる地域だが、両国の国境となったのが木曾川である。木曾川は、美濃に流れる長良川・揖斐川と合わせて木曾三川とも呼ばれ、前近代においては幾度となく洪水を繰り返した。これらの河川は自然災害の象徴だった一方で、地域の流通経済や人的交流の媒介としての役割も果たした。南北朝期ごろから、このような河川流域沿いに、真宗系の法物を伝持する念仏者の存在が確認され、室町期

を通して広範に展開した彼らは戦国期における本願寺教団の爆発的拡大の前提を形成した存在として注目される⁷⁾。美濃と尾張はこのように河川を媒介とした真宗の伝播が顕著であり、それは門徒集団の形成にも大きな影響を与えた。

室町時代後期、蓮如の布教がはじまると、長禄三年（一四五九）の垂井の専精寺、寛正五（一四六四）年の木曾川流域の河野門徒をはじめとして、次第に本願寺門徒が文字史料からも確認できるようになる⁸⁾。なかでも、三河三ヶ寺（本証寺・勝鬘寺・上宮寺）を介して本願寺門徒化する動きが文明年間以降、尾張ではとくに顕著に見られ、美濃でも木曾川流域沿いにもその傾向は見出せる。一方で、木曾川中流域では、三河三ヶ寺の教線に組み込まれない聖徳寺（名古屋市）や願誓寺（岐阜市）、満福寺（大垣市）などの展開が見られ、天文年間には独自の地域教団として結集を果たす。美濃でも、垂井や大垣を中心に、西円寺（大垣市）・性顕寺（神戸町）を中核とする独自の地域教団形成が進んでいく。この平野部地域の教団形成は著しく、天文年間には新道場「三百余ヶ所」と称されるほどの規模となった。また、美濃では平野部だけでなく、郡上山間部においても本願寺教団が展開していく。郡上では、隣接する飛騨の白川善俊門徒や越前の教線が見出せるほか、平野部から安養寺（郡上市）が進出して多くの門徒を獲得している¹⁰⁾。その一方で、現在の美濃市・関市以東へはほとんど展開してゆかなかつた。

(二) 「寺内」の広がり

右のような状況下で「寺内」形成がどのように進んだのか、ここでは「寺内」史料の全体像を提示したうえで留意すべき点を確認しておきたい。【表一】は、天文年間から慶長年間にかけて濃尾で本願寺系の「寺内」という文言が確認できる史料を一覧にしたものである。

その特徴として第一に、現存する「寺内」関連史料の大部分が美濃側に偏っていることを指摘したい。尾張側の事例として明確なものは聖徳寺（名古屋市）と専福寺（岐阜市）のみである。聖徳寺といえば、織田信長と斎藤道三の会見場となったことで有名だが、領主の保護を得た広大な「寺内」を富田（一宮市）に形成していたことも注目される¹¹⁾。一方美濃では、永禄十一年（一五六八）ごろと思われる文書に「川西惣寺内」という文言が登場することをはじめ、多くの「寺内」が確認される。「川西惣寺内」という文言からは、少なくとも数人の「寺内」を想定してよいだろう。さらに岐阜周辺には、具体的な名前の分かる「寺内」が十カ所以上も見いだせる。

第四章 中近世移行期の美濃における「寺内」

【表一】濃尾地域「寺内」関連文書一覧							
No	登場年次	発給者	対象寺院	現所在	史料文言	備考	所収
1	天文年間		聖徳寺	名古屋市	「斎藤道三、富田の寺内正徳寺まで罷り出づべく候」		信長公記
2	永禄7年2月18日	安藤守就	善超寺	岐阜市清本町	「本庄西光坊寺内」(宛所)	戦時禁制	【同】善超寺文書
3	「永禄7」7月29日	竹中重虎	敬念寺	岐阜市西荘	「於当寺内…」	戦時禁制	【1】敬念寺文書
4	(永禄7年カ)4月11日	成吉尚光	善超寺	岐阜市清本町	「於当寺内…」	戦時禁制	【同】善超寺文書
5	(永禄7年カ)4月16日	日禰野盛就	敬念寺	岐阜市西荘	「当寺内江、此方之者令出入…」	戦時禁制	【1】敬念寺文書
6	(永禄7年カ)4月16日	日禰野盛就	光沢寺	岐阜市柳津町	「当寺内江、此方之者令出入…」	戦時禁制	【1】光沢寺文書
7	永禄11・12	市橋長利など	長良川以西の全「寺内」		「川西惣寺内」	寺内役銭の支払要求	【大】西円寺文書
8	(元龜3年)7月13日	織田信長	専福寺	岐阜市加納新町	「…脇々寺内…可引払…」		【1】専福寺文書
9	天正10年6月4日	斎藤利堯	善福寺	岐阜市千手堂北町	「千手堂寺内」(宛所)	戦時禁制	【1】善福寺文書
10	(天正10年カ)11月14日	岡本良勝	超宗寺	岐阜市曾我谷	「曾我屋寺内長願寺儀、如前々、聊不可有相違候…」	「曾我屋百性中」宛安堵状	【1】岡本太右衛門氏所蔵文書
11	天正10年「11月」	織田信雄	願正坊	岐阜市大門町	「願正坊寺内」(宛所)	戦時禁制	【1】願生坊文書
12	(天正10年カ)12月4日	稲葉貞通・一鉄	仏照寺	揖斐川町宝来	「其地寺内取立之由、得其意候…」		【1】鳥本順八郎氏所蔵文書
13	(天正10年カ)12月12日	堀秀政	西円寺	大垣市	「对草道島西円寺高札之事…急度相整…彼寺内へ可」	寺内保護の禁制取次を約束	【1】西円寺文書
14	(天正10年カ)12月16日	稲葉貞通・一鉄	超宗寺	岐阜市曾我谷	「寺内之儀、得其意候…」	寺内存続の容認	【1】超宗寺文書
15	天正10年12月日	丹羽長秀・羽柴秀吉	養教寺	岐阜市東島	「濃州江口寺内」(宛所)	戦時禁制	【1】養教寺文書
16	天正10年12月日	丹羽長秀・羽柴秀吉	福蔵坊	岐阜市?	「濃州河手寺内」(宛所)	戦時禁制	【1】福蔵坊文書
17	天正10年12月日	羽柴秀吉・丹羽長秀	黒野別院	岐阜市黒野	「正木村寺内」(宛所)	戦時禁制	【秀1】山田文書
18	天正10年12月日	羽柴秀吉	善福寺	岐阜市千手堂北町	「濃州千手堂寺内」(宛所)	戦時禁制	【1】善福寺文書
19	天正10年12月	某	正福寺	岐阜市東川手	「下河手古城寺内」(宛所)	戦時禁制	【本】
20	天正11年閏正月日	某	円徳寺	岐阜市加納	「北加納寺内」(宛所)	三法師花押と伝わるが別人カ	【1】円徳寺文書
21	天正11年閏正月日	織田信孝	西順寺	北方町	「又丸之内西順寺寺内」(宛所)	戦時禁制	【1】西順寺文書
22	天正11年5月日	稲葉一鉄・貞通	善超寺	岐阜市清本町	「東六条惣寺内」(宛所)	戦時禁制	【同】善超寺文書
23	天正12年3月17日	織田信雄	聖徳寺	名古屋市	「寺内町中并外地引得分…」	寺内安堵状	【12】聖徳寺文書
24	天正12年3月日	池田恒興	西円寺	大垣市	「赤坂寺内西円寺」(宛所)	戦時禁制	【1】西円寺文書
25	天正12年5月2日	羽柴秀吉	聖徳寺	名古屋市	「富田寺内」(宛所)	戦時禁制	【12】聖徳寺文書
26	天正12年6月日	羽柴秀吉	聖徳寺	名古屋市	「当寺内市日出入輩…」	戦時禁制	【12】聖徳寺文書
27	天正12年9月12日	羽柴秀長	西順寺	北方町	「濃州北方寺内西順寺」(宛所)	戦時禁制	【1】西順寺文書
28	天正14年10月18日	池田照政	専福寺	岐阜市加納新町	「円乗寺市場、寺内与相定上者…」	円城寺市場の保護	【1】専福寺文書
29	慶長4年8月日	織田秀信	聖徳寺	名古屋市	「三屋寺内町中改立置…」	寺内定	【聖徳寺由緒】
30	慶長5年7月17日	西順寺など	西順寺	北方町	「寺内之儀ニ付て定数候事」	寺内掟書	【1】西順寺文書

第四章 中近世移行期の美濃における「寺内」

31	慶長5年8月11日	長束正家・安国寺恵瓊	正福寺	岐阜市東川手	「下河手寺内」(宛所)	戦時禁制	【本】
32	慶長5年8月21日	池田輝政	善超寺	岐阜市清本町	「六条惣寺内」(宛所)	戦時禁制	【同】善超寺文書
33	慶長5年8月日	織田秀信	円徳寺	岐阜市加納	「加納寺内」(宛所)	戦時禁制	【本】
34	慶長5年8月日	織田秀信	善福寺	岐阜市千手堂北町	「千手堂寺内」(宛所)	戦時禁制	【1】善福寺文書
35	慶長5年8月日	織田秀信	養教寺	岐阜市東島	「当寺内…如先規、諸役令免除畢」	安堵状	【1】養教寺文書
36	慶長5年8月日	織田秀信	黒野別院	岐阜市黒野	「柿内正木郷寺内」(宛所)	戦時禁制	【1】山田文書
37	(慶長5年か)8月22日	伊木忠次	上宮寺	岐阜市前一色	「其郷寺内、三左衛門相拘候間…」「前一しき寺内中」	池田輝政禁制の内容を保証	【補】上宮寺文書
38	慶長9年9月23日	黒野村秋野才次郎など	黒野別院	岐阜市黒野	「正木村御寺内ノ儀…御馳走可申候」	正木村寺内護持の宣言	【1】山田文書
39	慶長15年12月16日	上田勘解由など	性顕寺	神戸町	「…寺内竹木不可剪取…」		【補】性顕寺文書

・所収の【1】【4】【補】は『岐阜県史史料編 古代中世』の該当巻数を示す。【秀1】は名古屋市博物館『豊臣秀吉文書集一』(吉川弘文館、2015年)を示す。【大】は『大垣市史 資料編古代・中世』2010年、『聖徳寺由緒』は「元禄七年由緒書上」(「共同研究一尾張聖徳寺資料の研究一」『同朋学園仏教文化研究所紀要 第14号』、1992年)、【本】は「本願寺兼帯所并末寺高札写」(龍谷大学図書館所蔵)を示す。



また、「寺内」といえば寺内特権の内容にも注目する必要がある。畿内において多くの寺内町が形成された背景には、特権の存在が大きかった。畿内の「大坂並」特権の実態について分析した堀新氏は、特権の内実について、本願寺から御坊を介した検断不入権、及び諸役免除や徳政免除などの経済特権であることを指摘する¹²。この「大坂並」特権は単に、戦時下の一時的な特権として機能したのではなく、平時からの特権として、多くの「寺内」に適用された。一方美濃では、【表一】に見るように、「寺内」関係史料の大半は戦時の禁制で、それ以外の大部分も合戦期間中に発給されたものである。また、禁制内容に関しても村落宛の禁制と内容的に大差ないものがほとんどである。すなわち、一見した限りでは寺内特権の実態が掴みづらいのが、第二の特権といえる。このように史料上はつきりと見えてこない寺内特権について、どう考えるべきか示しておかなければならない。

ここまで見たように、永禄年間以降に形成されている美濃「寺内」の全体像を通して見えてくるのは、ひとつは「寺内」形成の重要なメリットとも言うべき寺内特権が具体的に見えてこない点、しかし、にもかかわらず多くの「寺内」が繰り返し禁制類に登場する点であろう。これは畿内寺内町の展開が都市的特権を大きな理由としていたのとは、また異なる理由があったことを想起させる。鍛代氏は、こうした畿内の寺内町とは異なる、一向一揆に同調する「寺内」として、地方の「農村集落型」や、城塞的な「土豪居館型」といった「寺内」の存在を指摘し、なかでも都市化を志向しない「農村集落型」を『反古裏書』の記述に基づいて、課役忌避のため、諸役免許を希求した存在として提起している¹³。しかしこれ以降、地方の村落に形成された「寺内」の性格を積極的に見ていこうとする研究は見られない。

美濃の「寺内」には、寺内町と呼べるような都市の実態や、具体的に土豪の拠点となったことが明らかな「寺内」は確認できない。むしろ禁制の保障内容が一般の村落と同等の「寺内」が多いことから考えて、村落規模の「寺内」が多かったことが予想される。そのため、美濃の「寺内」は、鍛代氏の分類で言うところの「農村集落型」について分析を深めていくうえで恰好の題材となると考えている。

以下、具体的な分析方法について示しておこう。まずは、美濃門徒の動向や「寺内」形成の推移について考察することからはじめたい。具体的には、美濃における「寺内」の初見史料ともいうべき、『反古裏書』の指す大永年間から、織田信長が滅亡する天正十年（一五八二）六月ごろまでを一つの区切りとする。とくに織田信長は本願寺教団に対し厳しく向き合ったことで有名だが、神田千里氏が信長と本願寺は本質的な敵対関係にはなかったと指摘して以降、両者の根底的対立は見直されつつある¹⁴。当然美濃における双方の対立の実態を見ていくうえ

でも「寺内」動向への適切な評価は必要である。次に、天正十年六月から慶長の関ヶ原合戦前後までの史料をもとに、この時期の「寺内」実態について考察し、村落に「寺内」が必要とされた背景について考察する。

第二節 織田信長の美濃支配と門徒動向

(一)『反古裏書』と信長支配の「寺内」

美濃では多数の「寺内」形成が確認されるが、文献史料上明確に姿を現すのは永禄年間以降である。しかし、戦国期に作成された歴史書である『反古裏書』には、それより半世紀近く前から、美濃を含めた各地に「寺内」が形成されていたことが記されている。

【史料一】『反古裏書』（龍谷大学本）

しかるに実如御円寂の後、又在々所々の新坊、坊主衆にいたるまで、寺内と号して人数をあつめ、地頭領主を軽蔑し、限りある所役をつとめざる風情、定而他家の謗難あるへき物をや。すてに濃州所々の寺内破却せられ、南方にもその類あまたきこゆ。これによりて前住上人もつはら御掟のむねかたく仰出され、所々の非義あらたまり、御再興の時節到来せしと也¹⁵。

※傍線筆者記入

これによると、大永五年（一五二五）の本願寺実如の死後、各地の坊主や門徒が勝手に「寺内」を名乗り、領主に反抗し、諸役を全く納めなかつたという。そのため美濃では各所の「寺内」が破却され、南方（畿内周辺か）でも同様の事態が発生した。そこで証如が厳しく掟を定めたところ、各地の非義は改まり、本願寺は再興されたという。この史料は美濃の「寺内」の動向について、現在知られるなかで最も古い時期の状況を語っている。寺社の周囲に堀や土塁を廻らすといった動きが、いつごろからなされていたのかは分からないが、その領域を「寺内」と称し、諸役の対象外と唱え始める画期を見出すうえで、この記述は注目すべきである。

前述した鍛代氏はこの記事に注目して、諸役免許を求めて一向一揆化する「農村集落型寺内」の存在を指摘し、金龍静氏は傍線箇所を、添削する過程で入手した東海地域の最新情報として、著者の頭誓が成稿段階（永禄十一

年（一五六八）か）で書き加えた部分ではないかと指摘し、美濃を制圧した信長による「寺内」解体政策の反映とする¹⁶。文脈的には実如没後の大永後期から天文初期の状況を指す可能性もあるため、これを永禄十年ごろの信長の動きと断定することは難しい。

このような在地領主に反発し、諸役負担を免れようとする動きは『天文日記』からも確認することができる。

【史料二】『天文日記』

① 天文十二年（一五四三）十一月十四日条

一、從土岐美濃守、同鷲巢、齋藤右衛門尉有音信。為使大^系。与五郎来也。

一、彼国門下衆年貢不納之間、可加成敗。然者自他不可然之間、可申下之由候。

② 天文十二年十二月十九日条

一、土岐、同六郎、齋藤右衛門尉等へ、以返状還礼遣之。又彼国門徒衆年貢無沙汰事、可申付之通申遣之

ここからは、美濃国守護の土岐氏が、門徒の年貢緩怠をやめさせるよう証如に訴え出たことが分かる。このような記事は他にもいくつか確認でき¹⁷、天文年間の美濃では領主による年貢・公事の徴収が滞りがちだったことが分かる。土岐氏があえて本願寺に訴え出たのは、年貢不納を行う領民が、本願寺門徒であることを正当性の根拠として主張したためであろう。実際には、ほかならぬ本願寺によって、門徒側の論理は退けられていくことになるが、この当時、本願寺門徒であることが、年貢忌避の根拠となりえた点には注意したい。

なお、『天文日記』には、直接美濃門徒の号した「寺内」が登場することはなく、具体的な「寺内」を確認することはできない。しかし、『信長公記』首巻では、天文十六年に信長の父信秀が大垣を占拠していた際、その拠点の一つとして、「うしやの寺内」が登場する。これは本願寺系ではないが¹⁸、このころには美濃の各地に諸宗の「寺内」が形成されていた可能性を示すものとして注目される。

よって筆者は、先の『反古裏書』に語られるような、「寺内」と号して諸役減免を唱える村落民は、天文年間の美濃でも広く見られたのではないかと考えている。しかし、彼らの行動は武家からは弾圧の対象となり、証如からも非難された。こういった「寺内」が以降も勢力を伸ばし続けたとは考えにくい。天文年間の本願寺・美濃の

第四章 中近世移行期の美濃における「寺内」

【表二】永正年間から慶長年間にかけての美濃の争乱一覧	
年代	概要
永正3 (1506)	美濃・尾張・加賀などで一向一揆が発生
永正9 (1512)	斎藤彦四郎が墨俣城に籠城
永正12 (1515)	土岐政房、福光において、斎藤利綱、斎藤蔵人らを殺害
永正14 (1517)	斎藤利良と守護方が合戦し、守護方が敗北
永正15 (1518)	利良が敗れ、越前に敗走
永正16 (1519)	土岐頼武・斎藤利良が越前朝倉氏の支援を受けて美濃に入国
大永5 (1525)	頼武・利良が頼芸に敗れる
天文4 (1535)	斎藤道三と土岐次郎・朝倉氏・六角氏の間で合戦
天文7 (1538)	浅井方によって不破郡・多芸郡が攻撃される
天文12 (1543)	頼芸の本拠大桑城で合戦
天文13 (1544)	次郎・朝倉氏・織田氏が稲葉山城を攻撃
天文17 (1548)	織田信秀が稲葉山城を攻撃するも敗北
弘治2 (1556)	道三、義龍と合戦して敗死
永禄4 (1561)	信長が稲葉山城を攻撃
永禄7 (1564)	竹中重治・安藤守就が稲葉山城を占拠
永禄10 (1567)	信長、稲葉山城を攻略
天正10 (1582)	稲葉一鉄が安藤守就を滅ぼす。秀吉が織田信孝の籠る岐阜城を攻略
天正11 (1583)	稲葉一鉄が池田恒興と争う
天正12 (1584)	小牧・長久手合戦
慶長5 (1600)	関ヶ原合戦

年間における美濃の有力寺院の動向は安定していたため、西円寺と同様の方向性を持った存在は少なくなかったと考えられる。すなわち、経済力のある寺院が領主権力側と結びつく一方で、零細な村落の末寺や門徒には、自分たちの生活のために領主との対立も辞さない一面が顕著だったのである。天文年間の門徒動向として、このような大きく二つの方向性が見いだせることには注意したい。天文後期に政権を奪取した斎藤氏も、土岐氏と同様に二つの門徒動向に直面したと思われる。とくに道三滅亡後、信長はたびたび美濃へと侵攻した。土岐氏と後斎藤氏の大名権力としての成熟度に関しては、近年明確な段階差が指摘されているが¹⁹、在地が戦場と

武家間の交渉や、大名権力の強大化をきっかけとして、次第にこの動きは衰退していくのではないかと考えている。このような諸役減免要求が頻発した背景として何が存在したのだろうか。最大の要因として、当時相次いだ合戦に着目する必要がある。【表二】は主に美濃国内の平野部が戦場となったと思われる争乱を一覧にしたものである。永正年間の内乱をはじめ、大永、天文に至っても内乱や隣国の侵攻は数年おきに発生している。これらの合戦によって疲弊した住民にとって、領主からの年貢・公事負担を全うすることは想像に難くない。このような領主からの負荷を免れるべく、積極的に「寺内」を呼称していった門徒は少なからず存在しただろう。

但し注意したいのが、全ての門徒が土岐氏と対立する姿勢を示していたわけではない点である。有力寺院の一つである西円寺は、天文年間には土岐氏との良好な関係構築を志向していた。第三章でも考察したように、天文

なりがちな点に変化はなく、被害が生じるたびに諸役減免要求なども盛んになされたと思われる。一方で、後齋藤氏やその被官衆はいくつかの真宗寺院に保護を与えているほか²⁰、【表一】で示したように、「寺内」を対象とした禁制も複数発給している。これは、政権下での安定的な成長を望む「寺内」住民や真宗寺院を、合法的な存在として認知していたことを示す。永禄年間以降、このような政権公認の「寺内」が増え始めたのである。

そして永禄十年、斎藤龍興は織田信長によって稲葉山城を追われ、伊勢長島へと落ち延びてゆく。この際、信長の支配を受け入れようとならない「寺内」住民が、信長方から制裁を受けた可能性は確かにあり、『反古裏書』の記述がこのことを示している可能性も否定はできない。しかし、前述したように、諸役免除を求める「寺内」住民の活動は、天文年間段階で本願寺側からも否定的にとらえられていた。単純に信長の支配が反権力的な「寺内」を一掃したと位置付けるよりも、天文年間以来継続的に、そのような「寺内」は武家の成敗の対象となってきたと考えるべきであろう。むしろ、すでに多くの研究で明らかにされているように、信長の政策が「寺内」破却一辺倒では決してなかった点にも注目する必要がある。

(二) 織田信長の美濃支配と「寺内」政策

これまで信長と本願寺教団といえは、「石山合戦」に代表されるように、対立構図を軸としながら、研究が進められてきた。美濃においても、両者の鋭い対立を分析した論文はすでに多くある²¹。一方で、それらの多くが近世の由緒記述や民衆闘争史観の影響を強く受けている面は否めない。本論では極力同時代史料に依拠し、必然的な対決という見方に無前提に与することはしない。以下では、畿内における信長の寺内町政策を念頭に置きつつ、美濃門徒の基本的な動向を確認しつつ、「寺内」政策の内容について考察したい。

信長による畿内の寺内町政策といえは、「石山合戦」の際、対立する寺内町は解体したが、従属した寺内町に関しては、これまで通りの保護を約束した点が注目される。また、畿内に限らず、大津の一家衆寺院である顕証寺や尾張聖徳寺も「寺内」を含めて保護されており²²、敵対しない「寺内」は基本的には保護対象だったことが想定できる。

美濃国内でも、永禄十年（一五六七）、十一年に信長が加納の浄泉坊（現在の円徳寺）管轄の市場に楽市令を公布している²³。これはかつて「寺内」解体政策として注目されたが²⁴、近年はむしろ楽市令を希求したのは在地側であり、「寺内」を含めた加納村の復興的要素が指摘されている²⁵。楽市場が浄泉坊寺内に含まれるか否かは

不明だが、真宗寺院を中心とする村落であればどこでも信長は冷酷な対応を取るわけではないことが窺える。次に「川西惣寺内」を対象とした役銭徴収の文書に注目したい。

【史料三】市橋長利等連署状

川西惣寺内役銭之事、百五拾貫文ニ相果候、自然寺内之内、無沙汰衆候ハ、為御両人有裁許可被出候、恐々謹言

七月廿九日

市九右

木藤吉

秀吉（花押）

丹五左

長秀（花押）

菅長

□政（花押）

性頭寺

西円寺

床下²⁶

これは、信長の奉行人衆が「川西」地域に広がる「惣」での「寺内」の「役銭」として一五〇貫文の支払いを、当時西美濃で最も有力な二ヶ寺である西円寺と性頭寺に要求した文書である。この文書の発給年次は、署判者の一人である木下秀吉の花押形状から、永禄十一年または十二年まで絞りこめる。さらに、永禄十一年九月の上洛以降の木下秀吉や丹羽長秀といった奉行人衆の動向に注目すると、彼らは京都に留まり、主に畿内の支配に携わっていくことが知られ、濃尾を対象とした奉行人書状はほとんど確認できなくなる²⁷。また、【史料三】の「相果候」という文言からは、受給者側とのしつかりとした話し合いの形跡が見出されるため、京都から一方的に指示した文書とは考えにくい。よってこれは彼らが美濃に在国していた永禄十一年の発給と見るべきであろう。ここに登場する「川西」は、同時期に発給された稲葉貞通宛の信長朱印状に見える「河西」と同じ地域を指す

と思われる²⁸。この「河西」は長良川以西を示すものと指摘されている²⁹。【史料三】の「河西」が西円寺・性頭寺の影響圏であることも矛盾しないため、「河西」も長良川以西と考えて問題ないだろう。

これまでこの文書に関しては、法外な金銭賦課という点から、信長による本願寺門徒抑圧政策の一つとして位置づけられてきた³⁰。現状この見解を完全に否定できるだけの材料はない。しかし、この役銭要求は全ての「寺内」から一律に徴収することを目的としたものではなく、両寺院の裁量に委ねられる部分が大きい。また、信長奉行人衆と寺院側の十分な交渉を経て、金額が決定されていることを踏まえるならば、法外な要求とまでは言い切れないのではないだろうか。ところで、発給されたと考えられる永禄十一年七月二十九日といえは、足利義昭が美濃に迎え入れられた同月二十五日の直後にあたる。かねてより信長は強く上洛を意識していたことを考えるならば、時期的に「川西惣寺内役銭」も上洛費用の捻出を目的としていた可能性が浮かび上がる。

この文書の評価は難しいが、単純に「寺内」解体や門徒抑圧が目的であったとは考えにくく、さらに広い視野からの分析が必要である。

さて、元亀元年（一五七〇）九月になると、信長への不信と畿内の政治的緊張の高まりを受け、本願寺がついに蜂起する。全国各地の本願寺勢力もそれに同調し、「石山合戦」がはじまるのである。

「石山合戦」期の美濃門徒の動向として注目されるのが、南濃地域（現在の海津市域及び養老町南部）の門徒衆が伊勢長島願証寺の一向一揆に加担し、一大勢力となつて信長を散々苦しめたことであろう。長島一向一揆の戦線は、一時は岐阜から三里程度の地点まで延びており³¹、河川伝い（主に木曾川流域沿い）に多くの門徒衆がこの一揆に加わっていたことが推察される。

また、このような南部の一揆とは別に、西美濃における独自の「一揆蜂起」に注目するのが藤本晴信氏である³²。藤本氏は西円寺・性頭寺を中心とする一向一揆蜂起を指摘する。但し、藤本氏が具体的にどういった蜂起を想定しているのかは定かではなく、その点については確認しておく必要がある。

次の【表三】は美濃の諸寺院に残される、同時期の本願寺から発給された「石山合戦」関係文書の一覧である。一見して分かる通り、現存史料の大半は合戦終結後に発給されたものである。このうち、合戦最中の動向を知りうるのは、長久寺文書、性頭寺文書、聚楽寺文書に限られる。これらは大坂での籠城戦に参加することを指示したもののや、その活躍を賞したものである。そのため、美濃国内における直接的な一揆蜂起を語るものではない。『信長公記』においても、美濃国内での混乱については全く触れられておらず、蜂起実態については不明確な点

第四章 中近世移行期の美濃における「寺内」

【表三】本願寺住持及び家臣の発給した石山合戦関係文書							
No	名称	年次	月日	宛所	概要	所蔵	所収
1	顕如御書留八四	元龜4年	正月27日	左衛門督	岐阜近辺に新要害を築き、日根野が入城		大系文. 359
2	顕如書状写	(天正3年)	8月25日	濃州寺々 坊主衆中 門徒中	大坂籠城支援の依頼	大垣市聚楽寺(谷)	【大】184
3	本願寺光佐書状	天正4年	5月7日	ミのノ国ノ長久寺ノ門徒中へ	懇志感謝	神戸町長久寺(本)	【1】552
4	本願寺光佐書状	天正8年		両河野十八門徒中へ	近々の大坂退出について	河野文書	【1】25
5	下間頼廉奉本願寺御印書	(天正8年)	正月25日	長久寺 同門徒中	大坂支援依頼	神戸町長久寺(本)	【1】553
6	顕如消息	(天正8年)	4月15日	濃州 坊主衆中ノ門徒衆中	勅命講和締結の報告、及び教如の拘様批判	揖斐川町仏照寺(本)	金龍369
7	本願寺光佐書状	(天正8年)	4月15日		勅命講和締結の報告、及び教如の拘様批判	関市明淳寺(本)	【1】755
8	下間仲之・頼廉添状	(天正8年)	4月16日	濃州 坊主衆中ノ門徒衆中	勅命講和締結の報告、及び教如の拘様批判	揖斐川町仏照寺(本)	金龍370
9	顕如消息案	(天正8年)	6月14日	美濃・尾張 十八門徒中	勅命講和締結の報告、及び教如の拘様批判	顕如上人文書纂	金龍374
10	教如書状	(天正8年)	6月28日	トキ 明覚惣門徒衆御中 多良郷惣御中	大坂拘様支援の依頼	大垣市唯願寺(谷)	【補】116
11	下間頼龍添状	(天正8年)	7月5日	とき たら惣中	大坂拘様支援の依頼	大垣市唯願寺(谷)	金龍375
12	横田芳堅添状	(天正8年)	7月6日	トキ 明覚惣門徒衆御中 多良郷惣御中	大坂拘様支援の依頼	大垣市唯願寺(谷)	金龍375
13	本願寺光佐書状	(天正8年)	11月17日	濃州ノ厚見郡門徒中へ	自身退去後の拘様の経緯説明、教如の動向批判	岐阜市円徳寺(本)	【1】12
14	下間頼廉書状	(天正8年)	11月17日	濃州ノ厚見郡惣門徒衆中	顕如退去後の拘様の経緯説明、教如の動向批判	岐阜市円徳寺(本)	【1】13
15	教如書状	天正9年以降	2月23日	トキ明覚	大坂拘様以来の支援への感謝	大垣市唯願寺(谷)	【補】116
16	下間了明添状	天正9年以降	3月朔日	明覚御房 同門徒中	大坂拘様以来の支援への感謝	大垣市唯願寺(谷)	金龍381
17	了明書状	天正9年以降	3月朔日	了順御房ノ同門徒中	大坂拘様以来の支援への感謝	垂井町安立寺(谷)	【補】94
18	教如書状	天正9年以降	3月朔日	了順	大坂拘様以来の支援への感謝	垂井町安立寺(谷)	【補】93
19	本願寺光寿書状	天正9年以降	3月9日	等覚坊	大坂拘様以来の支援への感謝	大垣市等覚坊(谷)	【1】572
20	本願寺光寿書状	天正9年以降	3月9日	浄土寺	大坂拘様以来の支援への感謝	岐阜市浄土寺(谷)	【1】62
21	本願寺光寿書状	天正9年以降	3月9日	(裁断)	大坂拘様以来の支援への感謝	揖斐川町西蓮寺(谷)	【4】11
22	本願寺光寿書状	天正9年以降	3月9日	寄合所	大坂拘様以来の支援への感謝	大垣市浄専寺(谷)	御消息集7
23	了明書状	天正9年以降	3月12日	浄土寺御房 同門徒中	大坂拘様以来の支援への感謝	岐阜市浄土寺(谷)	【1】62
24	了明書状	天正9年以降	3月12日	(裁断)	大坂拘様以来の支援への感謝	揖斐川町西蓮寺(谷)	【4】12
25	下間了明添状	天正9年以降	7月2日	西方寺	大坂拘様以来の支援への感謝	羽島市西方寺(谷)	金龍382
26	顕如消息写		10月18日	ミノ照従	大坂退出のさい、顕如に随従したことを褒める	神戸町性顕寺(本)	【補】94

【1】【4】【補】は『岐阜県史 史料編古代・中世』の巻数を示し、別の数字はページを示す。大系文は『大系真宗史料文書記録編4』(法蔵館、2014年)、金龍は金龍静『一向一揆論』(吉川弘文館、2004年)、御消息集は『教如上人御消息集』(宗史編修所、1933年)を示す。数字は該当ページを示す。

が多い。美濃が信長膝下にあり、地域の武家層がほぼ信長に従属している状況下で、坊主・門徒百姓のみが蜂起することが相当な困難を極めていたことは想像に難くない。

そのなかで多くの門徒が選択したのが、大坂へ密かに懇志を運ぶことであった。【表三】の大部分はこういった懇志進上に対する感状である。ほとんどは合戦終結以降のものだが、教如方の感状が多い点には注意が必要である。教如は天正八年（一五八〇）閏三月の勅命講和の後に、大坂退去をめぐって宗主である父頭如と対立し、四月に頭如が退去して以降も、講和を無視して八月まで籠城を強行した（大坂拘様）。このため、頭如からは義絶され、信長が滅亡するまで各地を放浪することとなった。【表三】には、こういった立場の教如を支援したことを示す文書が多い。このような教如との関係が美濃門徒との間に形成されたのは、合戦終結後というよりは、合戦期間中と考えるのが妥当であろう。

また、実際に懇志を大坂まで運んだと思われる長久寺や性頭寺はそのまま籠城戦に加わっている。このほか、いくつかの寺には、懇志進上の伝承と、その褒美として与えられた法物が現存している³³。金龍氏が、揖斐川町の在家宅に「石山合戦」期の頭如花押の据えられた法物がいくつもあることを指摘するように³⁴、坊主・門徒による根強い支援があったことは疑いない。「石山合戦」における美濃門徒の動向を特徴づけるとすれば、膝下での一向一揆よりも、根強い本願寺支援だったといえよう。

次に、この時期の「寺内」について記す専福寺文書に注目したい。

【史料四】（元龜三年）織田信長朱印状

今度対天下、本願寺企遠意次第、前代未聞、無是非候、所詮分国中、門下之者、大坂へ可令停止出入、然者、代坊主之儀、先可立置候、脇々寺内、来十五日限て可引払、兩条共以違背之輩在之者、可為成敗之状如件、

七月十三日 信長（朱印）

専福寺³⁵

専福寺は濃尾において著名な門徒集団である河野十八門徒のひとつで、この時期は正木（羽島市）近辺に所在していた。これは信長が専福寺に対し、門徒の大坂への往還禁止と「脇々寺内」の破却を命じたものである³⁶。専福寺は木曾川流域沿いに展開しており、長島一向一揆との戦線上に位置していた。そのため、専福寺の立場を

確かめるべく、門徒による大坂支援の禁止や寺の周囲にある囲いの解除などを指示したものとと思われる。ここには信長の、一向一揆に加担するものには容赦しないという明確な姿勢が示されている。

この時期には多くの「寺内」が専福寺と同様の対応を迫られただろう。先に述べたように、美濃では在地における一揆蜂起についてはほとんど確認できないのに対し、大坂支援は非常に盛んだった。これは、信長が在地における門徒蜂起に強く警戒し、抑え込んでいた一方で、門徒衆による大坂への密かな援助には、十分に対応しきれていなかったことを示す。

このように、「石山合戦」期の美濃では「寺内」が一揆方の軍事的拠点として活躍する機会はほとんどなく、多くの「寺内」は合戦に際して信長方から堀や土塁の解除を余儀なくされたと考えられる。しかし、信長没後に「寺内」形成は再び美濃の各地で活発化する。一時的に信長から危険視されることはあっても、以降も「寺内」は在地において必要とされつづけたのである。

第三節 美濃の「寺内」と村落

ここでは、とくに史料上「寺内」という文言が頻出する、信長滅亡後の天正十年（一五八二）六月から慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦までの史料をもとに、美濃に形成された「寺内」の特徴について整理し、天正年間以降も人々が「寺内」と称していく背景について考察する。この時期は政治的には大きな変動期であるが、美濃の「寺内」の存在は一貫して領主から容認されている。そのため、この時期に、「寺内」の性格が大きく変化したとは考えず、基本的には共通する部分が多いと考えている³⁷。

（一）「西順寺寺内掟」から見える「寺内」像

まずは具体的な「寺内」実態がいくらか判明する西順寺寺内掟の考察からはじめたい。西順寺は現在北方町に位置し、岐阜の諸寺院よりも、先に見た「川西」の諸寺院と強い関係にあった。この寺内掟は慶長五年（一六〇〇）七月に作成されたものであるが、同年九月の関ヶ原合戦とは直接的な関係はなく、争乱を念頭に置いた平時の掟という印象を受ける。

【史料五】西順寺寺内掟書

寺内之儀ニ付而定数事

一 寺内ふしん可仕候事

一 女子他郷のけ、其身はかり寺内へはいり候事有間敷候事

一 万事たんかうの義、多分ニ付て可仕候事

一 町衆寺内之義、同心なく候共、此連判之衆として公義入公用候共、とゞのへ可申候事

一 たれ／＼ニよらず、いろ／＼ニ申やふり候衆候共、右之連判之衆としてことわり可申候、たかいにゑこ申

間敷候事

慶長五年七月十七日

西順寺（花押）

新八郎（花押）

休波（花押）

六蔵（黒印）

源左衛門（花押）

牛内（花押）

助右衛門尉（花押）

新大郎（花押）

金右衛門尉（花押）

藤蔵（花押）

八右衛門尉（花押）

市右衛門尉（花押）

喜右衛門尉（花押）

半兵衛（花押）³⁸

この寺内掟は西順寺と寺内衆の共同で作成されている。署判者は、寺内の中心層と思われるが、西順寺単独でなく、寺内住民との連署である点が興味深い。なお、署判者には、名字などがみられず、武家や商人ではなく、有力百姓層と考えておきたい。この一カ条目は「寺内」の周囲を覆う、自衛のための堀や土塁などの形成を住民の義務としたものと思われる。二カ条目は寺外居住の人々に、単身で寺内に移り住むのではなく、家族で寺内に居住することを促す文言である。深読みするならば、各地を渡り歩く商工業者などの定住を狙った文言の可能性もある。三カ条目は住民間の問題を談合と多数決によって解決することを定めた平和項目である。注目すべきは四カ条目の、公儀への支払いをめぐって町衆と寺内衆で意見の相違が生じた場合、寺内において独自に徴収することを定める点である。これは北方村内における西順寺寺内の独立的気質を反映したものであろう。

ところで、北方村において大きな影響力を持った寺院は西順寺だけではない。西順寺の北西に位置する天台宗円鏡寺もまた古くから北方にあつて、慶長年間ごろから急速に門前町を発達させていた。円鏡寺門前町のうち、最初に作られた本町がいつの形成なのかは厳密には明らかにできないが、慶長十五年には本町の北側に新町が形成されており、本町の形成がそれに先立つことは疑いない³⁾。そのため、近世初頭の北方村には円鏡寺門前町と西順寺寺内とが併存していた可能性は高く、「町衆」とは、門前町の住民を示す表現だと思われる。そのように考えてよいとすれば、寺内掟は円鏡寺門前町とは異なる町場として、寺内の興隆を目論んだものだと推測できる。しかし、円鏡寺門前町は近世を通して町場として一層の発展を遂げるのに対し、西順寺寺内は近世以降解体され、西順寺の属する北方地下村は典型的な農村となつていった⁴⁾。次の史料が西順寺寺内の行く末について伝えている。

【史料六】正徳四年（一七一四）四月六日西順寺明吟言上状

一 西順寺境内、先年者四反九畝ニ而御座候。右境内ニ者、慶長五年之頃、御乱世之砌、御朱印頂戴仕、寺内持申候。其頃寺内ニ越後ト申寺中之僧侶御座候。其子林正と申者迄二代、当寺境内四反九畝之内ニ居申候処、先代いか様之不調法ニ而敷、右境内之内ニ三反壺瀬甘歩、御百姓引得ニ罷成、只今ハ堂庫裏家下斗、終八畝拾九歩ニ罷成、剩御年貢地ニ而御座候。西順寺東ニも大屋敷壺ヶ所御座候。是も寺内屋敷ニ而御座候由、申伝候。東西一曲輪ニ致シ、惣堀ヲ構、寺内持候由申伝候。只今ニ至迄、寺内入口之橋、西順寺より掛来申候御事⁴⁾

これは西順寺が西本願寺に提出した報告の一部で、西順寺境内地と寺内の現状について伝える箇所である。これによると西順寺寺内は「惣堀」によって囲われ、東側に大きな屋敷があつたようである。「寺内持候由申伝候」という記述からは、すでに寺内は解体されて久しいことが読み取れる。寺内掟が作成されてから百年も後の文書ではあるが、すでに寺内が廃れて久しく、もはや伝承しか伝わっていないのである。

さて、西順寺寺内掟から見いだせることについて整理したい。まず署判者から、この寺内掟は西順寺の独断ではなく、寺内有力者との合意によって形成されたものである。これは寺内の運営には、住民の影響力が非常に強く、西順寺は合議の場の一員に過ぎなかつたことを示す。また、西順寺寺内は北方村全体を包括したのではなく、寺内は村内において特殊な地位にあつた。そして寺内掟の第一条で示される寺内普請が、具体的な惣堀形成

を示していたことも後年の記録から想定できる。第二条の人々に集住を促した文言からは、町場化を目指す意図が窺える。しかし、西順寺寺内は、円鏡寺門前町の発達とは対照的に、衰退を余儀なくされた。この寺内掟は美濃では唯一明文化されたものとして現存しているが、多くの「寺内」においても明文化はされていなくとも同様の傾向は存在したと考えられる。

(二) 村落内における「寺内」

次に、ほかの「寺内」からも右の西順寺寺内掟に見られた特徴が見出せないかどうか、具体的に考察していきたい。次の史料に注目したい。

【史料七】岡本良勝折紙

以上

曾我屋寺内長願寺儀、如前々、聊不可有相違候、自然猥義申懸者在之者、此方可申越者也、

岡本太郎右衛門尉

十一月十四日

良勝（花押）

曾我屋

百姓中⁴²

これは織田（神戸）信孝家臣の岡本良勝がこれまで通り曾我屋寺内（岐阜市）及び長願寺（超宗寺）の存続を認めることを、曾我屋の百姓中に伝えていた文書である。百姓からの「寺内」を正式に認めてもらいたいという願いに対応したものとと思われる。発給年次は信孝が美濃の領主を務めていた天正十年（一五八二）であろう。ここでは、曾我屋寺内が百姓たちから必要とされていた点に注目したい。すなわち、「寺内」は真宗寺院の主体性のみによって形成されるのではなく、百姓側の「寺内」を必要とする意識を多分に反映したものであった。先に考察した西順寺も含め、美濃に多数の「寺内」形成がなされた背景として、こうした百姓の意識にも注目する必要がある。

美濃ではこのように、村落居住民の意図によって形成・運営された「寺内」が多く存在したと考えられる。こ

ういった周辺居住民が主体的に関与した「寺内」としては、河内国富田林寺内町が有名で⁴³、必ずしも珍しいわけではない。但し富田林の場合は、中心寺院である御坊の権威・経済力がその後の町場の発達に決定的な影響を与えていたのに対し⁴⁴、美濃の場合そういった展開を見出すことは難しい。時期的・地域的な差異はあるにせよ、町場化に本願寺の権威を反映させていこうという意図が美濃では希薄であったことが窺える。

次に、本願寺系ではないが、この時期に美濃に形成されていた他宗の「寺内」事例も確認しておきたい。

【史料八】織田信長禁制書状

多芸庄

椿井郷

当郷之儀、依為太神宮領、伊勢寺内相構之旨、得其意候、然者陣取・放火・濫妨狼藉、其外伐採竹木等、非分之族申懸之事、一切令停止畢、若於違背輩者、可加成敗者也、仍状如件、

永祿十年九月日

(花押) ⁴⁵

【史料九】織田信忠札写

織田城之助様御制札
定

一多芸庄椿井郷伊勢太神宮領、従前々今以如在来、無相違可令所務等事

一伊勢寺内陣取・放火・乱妨狼藉其外不可伐採竹木事

一理不尽使、非分族一切不可申懸事

右条々、若於違犯輩者、可加成敗者也

天正九年三月日

城之助様御判

福島四郎右衛門とのへ⁴⁶

【史料八】【史料九】は信長・信忠父子が発給した、現在の養老町勢至に位置する伊勢寺内に関する禁制である。最初に椿井郷が伊勢神宮領であることを確認している以外は、本願寺系「寺内」の獲得する禁制と内容的に大差

はない。しかし、【史料九】の一カ条目と二カ条目で、一カ条目は椿井郷神宮領全体の所務沙汰を容認しているのに対し、二カ条目では「寺内」のみを対象に陣取以下の特権を付与している点に注目したい。椿井郷では寺内と寺外が明確に区分されていたことが読み取れる。郷内でも寺内居住民は禁制の恩恵に預かることのできる特権的地位にあったことが窺える。

これは美濃地域に広く存在した「寺内」の性格を考えるうえでも重要な点である。本願寺系でも、円城寺（笠松町）に移転した専福寺がしばらくしてから円城寺市場を寺内に加えているように⁴⁷、全ての地域において郷村と「寺内」とが最初から重なっているわけではない。前述した西順寺寺内も北方村全体を包括していたわけではなく、村内でも一部の有力層と結託して寺内を形成・運営していたに過ぎない。しかし、西順寺は関ヶ原合戦の際には、村全体を対象とした禁制を獲得しており⁴⁸、一方では村の中心的位置に存在していたと思われる。そのため、本来西順寺寺内居住者は、伊勢寺内居住者と同様、郷村の中心的存在だった可能性が高い。また、曾我屋寺内の場合「百性中」の意図として寺内形成が進められたことから、村の百姓全員の拠り所として、曾我屋寺内は位置づけられていたことが窺える。

このように、基本的には「寺内」居住者は村落内でも高い地位にあり、彼らを中心に「寺内」は維持されたと考えられる。そのため、中心寺院は彼らによって規制される部分も少なからず存在した。「寺内」とその関係村落は没交渉的だったのではなく、むしろ重複する部分が大きかったと考えられる。

(三) 平時における寺内特権

こういった「寺内」が相次いで形成された理由の一つとして注目されるのが寺内特権である。畿内では寺内町に対し、不入権や諸役免除をはじめとする様々な商業特権が領主によって保障されていた。それらの特権を追い風にして、寺内町は都市としての発達を遂げたのである。もちろん、畿内の寺内町がそうだからといって同様の特権を美濃の「寺内」にあると定義することはできない。けれども、なかには諸役免除や町場の保護が明記された禁制もある。これらの位置づけについて確認したい。

次の【表四】は、「寺内」形成が確認される本願寺系の寺院及びその所在する村落を対象とする禁制や掟書を一覽で示したものである。ここに登場する禁制類もおおむね永祿年間以降の合戦に対応したものである【表二】参照）。なお、こういった禁制類の内容について特徴を見ておくと、天正年間以前の禁制は、ある程度の文言に定型

第四章 中近世移行期の美濃における「寺内」

【表四】真宗寺院に残される禁制類内容一覧(村宛も含む)							
No	関係寺院及び村落	登場年次	史料名	宛所	保障内容	備考	所収
1	宝林坊(西郷・出雲村)	「永禄7」7月29日	竹中重虎禁制書状	西庄之内出雲宝林坊御同宿中	於当寺内濫妨狼藉、陳執放火、伐採竹木、非分の禁止		【1】敬念寺文書
2		(永禄7年)4月16日	日禰野盛就禁制書状	西庄出雲宝林坊机下	当寺内江此方之者出入、濫妨狼藉、竹木伐採、非分の禁止		【1】敬念寺文書
3		天正10年6月晦日	織田信孝禁制判物	西之郷中宝林坊	当郷之儀諸事如前々。陳取、課役非分、伐採竹木の禁止		【1】敬念寺文書
4		慶長5年8月	織田秀信禁制	西庄内出雲村宝林坊	濫妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木の禁止		【1】敬念寺文書
5		慶長5年8月	池田輝政禁制判物	西庄之内宝林坊	乱妨狼藉、放火の禁止	添状カ	【1】敬念寺文書
6	光林坊(柳津?)	(永禄7年)4月16日	日禰野盛就禁制書状	宝林坊	当寺内江此方之者出入、濫妨狼藉、竹木伐採、非分の禁止		【1】光沢寺文書
7	西光坊(六条郷・本庄・六条村)	永禄7年2月18日	安藤守就書状写	本庄西光坊寺内	濫妨狼藉、放火、課役非分矢銭已下申懸の禁止		【同】善超寺文書
8		永禄7年4月11日	成吉尚光書状写	六条郷西光坊	濫妨狼藉、放火の禁止		【同】善超寺文書
9		天正10年6月7日	斎藤利堯禁制写	六条郷西光坊	濫妨狼藉、陣取、伐採竹木、諸役申懸の禁止		【同】善超寺文書
10		天正10年12月	織田信雄禁制写	東六条郷西光坊	濫妨狼藉、猥伐採竹木、放火の禁止		【同】善超寺文書
11		天正11年5月	稲葉一鉄・貞通禁制写	東六条惣寺内	濫妨狼藉、猥伐採竹木、陣取、放火の禁止		【同】善超寺文書
12		天正12年3月	羽柴秀吉禁制写	濃州六条本庄	濫妨狼藉、陣取、放火、対地下人等不謂族申懸の禁止		【同】善超寺文書
13		慶長5年8月21日	池田輝政禁制写	六条惣寺内	濫妨狼藉、猥伐採竹木、陣取、放火の禁止		【同】善超寺文書
14		慶長5年8月21日	池田輝政禁制判物	六条村	乱妨狼藉、放火の禁止	添状カ	【同】善超寺文書
15		慶長5年8月日	伝徳川家康禁制写	六条	濫妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木の禁止	秀信花押の読み誤リカ	【本】
16		慶長5年9月9日	石田三成・小西行长禁制写	六条村	濫妨狼藉、伐採竹木、陣取、放火の禁止		【同】善超寺文書
17	専福寺(尾張国葉栗郡上津間庄本庄郷河野村→同正木村→同円城寺村)	天正12年6月日	羽柴秀吉禁制	尾州竹鼻惣町中	乱妨狼藉、町人如先々居住、付家壊取、対地下人等不謂族申懸の禁止		【1】円城寺文書
18		天正13年6月8日	羽柴秀吉判物写	専福寺	寺中之儀、諸事非分の禁止		【補】専福寺文書
19		天正14年10月18日	池田輝政判物	専福寺	円乗寺市場を寺内と定める以上、非分を禁止。市日の制定。郷質・所質の禁止		【1】専福寺文書
20	善福寺(千手堂村)	永禄10年9月	織田信長禁制制札	千手堂	陣取放火、濫妨狼藉、伐採竹木、猥立毛刈の禁止		【1】善福寺文書
21		天正10年6月4日	斎藤利堯禁制書状	千手堂寺内	濫妨狼藉、陣取、竹木伐採の禁止		【1】善福寺文書
22		天正10年6月	神戸信孝禁制写	千手堂	乱妨狼藉、田畠立毛刈取、伐採竹木の禁止		【本】
23		天正10年12月	羽柴秀吉禁制制札	濃州千手堂寺内	乱妨狼藉、伐採竹木、放火の禁止		【1】善福寺文書
24		慶長5年8月	織田秀信禁制	千手堂寺内	濫妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木の禁止		【1】善福寺文書
25	慶長5年8月	池田輝政禁制写	千手堂寺内	濫妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木の禁止	一部欠損	【本】	
26	願正坊(茜部村→岐阜)	天正10年「11月」	織田信雄禁制	願正坊寺内	濫妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木、田畠立毛刈取、諸役、理不尽使の禁止		【1】願正坊文書
27	上宮寺(前一色村)	慶長5年8月	織田秀信禁制写	一色	濫妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木の禁止		【補】上宮寺文書
28		慶長5年8月22日	某禁制写	前一色	乱妨狼藉、付非分諸役、陣取、放火、伐採竹木の禁止		【補】上宮寺文書
29	養教寺(江口村→東島村)	天正10年12月	丹羽長秀・羽柴秀吉	濃州江口寺内	乱妨狼藉、伐採竹木、放火、付陣取の禁止		【1】養教寺文書
30		天正11年1月17日	織田信孝掟書	養教寺	江口の在所における寺と門前の形成の保障。濫妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木の禁止。新儀之諸役・門並免除。		【1】養教寺文書
31		慶長5年8月	織田秀信禁制	×	濫妨狼藉、陣取放火、伐採竹木の禁止		【1】養教寺文書
32		慶長5年8月	織田秀信安堵判物	東島養教寺	当寺内之儀、如先規、諸役の免除		【1】養教寺文書
33		慶長5年8月24日	福島正則禁制判物	養教寺	乱妨狼藉、田畠刈取、放火の禁止		【1】養教寺文書
34		慶長5年8月日	池田輝政判物	ひかし島村ようけうし	乱妨狼藉の禁止	添状カ	【1】養教寺文書
35	福蔵坊(下河手村)	天正10年11月	織田信孝禁制写	下河手福蔵坊	乱妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木の禁止	正福寺旧蔵	【1】福蔵坊文書
36		天正10年12月	丹羽長秀・羽柴秀吉	濃州河手寺内	乱妨狼藉、対地下人非分申懸、放火の禁止	正福寺旧蔵	【1】福蔵坊文書
37		天正10年12月	某禁制写	下河手古城寺内	濫妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木の禁止	正福寺旧蔵	【本】
38		慶長5年8月11日	長東正家・安国寺恵瓊連署禁制写	下河手寺内	濫妨狼藉、放火、相懸非分課役の禁止	正福寺旧蔵	【本】

第四章 中近世移行期の美濃における「寺内」

39	正木御坊・光順寺(正木郷・正木村)	天正10年12月	羽柴秀吉・丹羽長秀	正木村寺内	乱妨狼藉、放火、対地下人非分申懸の禁止	光順寺旧蔵(光順寺はのちの正木御坊留守役)	【秀1】山田文書
40		天正11年7月	池田元助禁制	正木郷	濫妨狼藉、荒作毛、相懸非分之所役の禁止	光順寺旧蔵	【1】山田文書
41		慶長5年8月	織田秀信禁制	柿内正木郷寺内	濫妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木の禁止	光順寺旧蔵	【1】山田文書
42		慶長5年8月24日	福島正則禁制判物写	願正寺	乱妨狼藉、田畠刈取、放火の禁止		【1】山田文書
43		慶長5年9月23日	徳川家康禁制朱印状	城田寺村・正木村・鷺山村・則武村	濫妨狼藉、放火、田畠作毛刈取、剪採竹木の禁止	光順寺旧蔵	【1】山田文書
44	長願寺(曾我屋村)	天正10年6月8日	斎藤利堯判物写	そかや名主百姓中	濫妨狼藉、放火の禁止		【1】超宗寺文書
45		天正10年1月	織田信孝禁制写	そかや長願寺	乱妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木、臨時課役非分の禁止	天正11年の誤りカ	【1】超宗寺文書
46		慶長5年8月日	池田輝政判物	そかや	濫妨狼藉、放火の禁止	添状カ	【1】超宗寺文書
47		慶長5年9月2日	福島正則・池田輝政連署禁制	かた／＼こうりのうちそかや村	濫妨狼藉、不寄男女人を執事、放火の禁止		【1】超宗寺文書
48	浄泉坊(長旗→加納村)	永禄10年9月	織田信長掟書制札	北加納	伐採竹木、猥作毛刈取、狼藉の禁止		【1】円徳寺文書
49		永禄10年10月	織田信長掟書制札	楽市場	当市場越居の輩、分国往還の保障、借錢・借米・地子・諸役免許、譜代相伝の者でも違乱の禁止、押買・狼藉・喧嘩・口論の禁止、理不尽の使の侵入、宿取の禁止		【1】円徳寺文書
50		永禄11年9月	織田信長掟書制札	加納	当市場越居の輩、分国往還の保障、借錢・借米・さかり銭・敷地年貢・門並諸役免許、譜代相伝の者でも違乱の禁止、楽市楽座として商売すべきこと、押買・狼藉・喧嘩・口論、理不尽の使の侵入、宿取の禁止		【1】円徳寺文書
51		天正11年閏正月28日	某判物	北加納寺内	新儀諸役の免除	【1】では、三法師判物とされる	【1】円徳寺文書
52		天正11年6月	池田元助掟書	加納	当市場越居の輩、國中往還の保障、町中門並諸役免許、楽市楽座として商売すべきこと、押買・狼藉・喧嘩・口論、理不尽の使の侵入、付陣取・放火の禁止		【1】円徳寺文書
53		天正12年7月日	池田照政掟書	加納	当市場越居の輩、國中往還の保障、町中門並諸役免許、楽市楽座として商売すべきこと、押買・狼藉・喧嘩・口論、理不尽の使の侵入、付陣取・放火の禁止		【1】円徳寺文書
54		慶長5年8月	織田秀信禁制制札	加納寺内	濫妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木の禁止、門次諸役の免除		【1】円徳寺文書
55		慶長5年8月	池田輝政禁制判物	かの村	乱妨狼藉の禁止	添状カ	【本】
56		慶長5年9月9日	石田三成・島津義弘連署禁制	加納村	濫妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木の禁止		【1】円徳寺文書
57		西順寺(北方村・又丸)	天正11年閏正月	織田信孝禁制	又丸之内西順寺寺内	乱妨狼藉、剪採竹木、陣取、放火、非分課役の禁止	
58	天正12年9月12日		羽柴秀長禁制	濃州北方寺内西順寺	乱妨狼藉、陣取、放火、伐採竹木、付対地下人非分懸申の禁止		【1】西順寺文書
59	慶長5年7月17日		西順寺寺内掟書		寺内普請すべきこと、女子を他郷に置いたまま寺内に入るべきでないこと、万事談合の多数決たるべきこと、町衆寺内の義つきで同心なくとも、此連判衆として公儀入公用を整えるべきこと、誰々によらず申し破る者がいれば、この連判衆として断るべきこと、互いこえこひいきをしないこと		【1】西順寺文書
60	慶長5年8月日	池田輝政禁制判物	北かた村中	乱妨狼藉の禁止	添状カ	【1】西順寺文書	
61	慶長5年9月23日	徳川家康禁制朱印状	北方町中三ヶ村	濫妨狼藉、放火、田畠作毛刈取、付剪採竹木の禁止		【1】西順寺文書	
62	仏照寺(宝来村)	慶長5年8月23日	福島正則禁制判物		乱妨狼藉、田畠刈取、放火の禁止	仏照寺旧蔵	【1】鳥本順八郎氏所蔵文書
63		慶長5年8月日	池田輝政禁制判物	ほうらい村	乱妨狼藉、放火の禁止	仏照寺旧蔵。添状カ	【1】鳥本順八郎氏所蔵文書
64	西円寺(草道島村)	天正12年3月日	池田恒興禁制	赤坂寺内西円寺	濫妨狼藉、陣取、放火、郷質・所質、伐採竹木の禁止		【1】西円寺文書
65		慶長5年8月日	池田輝政禁制判物	しまの西円寺	乱妨狼藉、放火の禁止	添状カ	【1】西円寺文書
66		慶長5年9月5日	石田三成・小西行长・島津義弘・宇喜多秀家等禁制写	あかさか西円寺	乱妨狼藉、伐採竹木、放火の禁止		【1】西円寺文書

第四章 中近世移行期の美濃における「寺内」

67	性顕寺(末森村)	天正10年12月日	羽柴秀吉・丹羽長秀連署禁制	末森村	乱妨狼藉、放火、対地下人非分申懸の禁止		【1】性顕寺文書
68		慶長5年8月24日	井伊直政・本多忠勝連署禁制	末森正慶寺	乱妨狼藉、男女以下押取、放火、非分申懸の禁止		【1】性顕寺文書
69		慶長5年8月日	池田輝政禁制判物写	すゑもりのしやうけん寺	乱妨狼藉、放火の禁止	添状カ	【本】
70		慶長5年9月23日	徳川家康禁制朱印状	末森村	濫妨狼藉、放火、田島作毛茹取、付剪採竹木の禁止		【1】性顕寺文書
71		慶長15年12月	佐伯図書外三名連署禁制	性顕寺	当年横合非分、寺内竹木樹木の伐採禁止		【補】性顕寺文書
72	聖徳寺(中島郡刈安賀→大浦→富田→美濃国中島郡三屋)	天正12年3月17日	織田信雄判物		寺内町中并外地引得分繩之内年貢等諸役以下、何も免除。非分申懸の禁止。		【12】聖徳寺文書
73		天正12年3月日	羽柴秀吉禁制	尾州聖徳寺	乱妨狼藉、放火、対地下人非分申懸の禁止		【12】聖徳寺文書
74		天正12年5月2日	羽柴秀吉禁制判物	富田寺内	乱妨狼藉、押し買い、付家主に対し不謂族申懸の禁止。薪・雑事ハ他郷よりとるへきこと。		【12】聖徳寺文書
75		天正12年6月日	羽柴秀吉制札	聖徳寺	陣取、放火、付理不尽催促の禁止。市日の制定。違乱・煩不可申懸の禁止。		【12】聖徳寺文書
76		慶長4年8月日	織田秀信定書写	聖徳寺	諸役以下、人馬違乱煩の禁止、寺内失走者の抱置の停止と召返		【聖徳寺由緒】

・所収の【1】【4】【補】は『岐阜県史料編 古代中世』の該当巻数を示す。【秀1】は名古屋博物館『豊臣秀吉文書集一』（吉川弘文館、2015年）を示す。
 【大】は『大垣市史 資料編古代・中世』2010年、【本】は「本願寺兼帯所并末寺高札写」（龍谷大学図書館所蔵）、【聖徳寺由緒】は「元禄七年由緒書上」（「共同研究—尾張聖徳寺資料の研究—」『同朋学園仏教文化研究所紀要 第14号』、1992年）を示す。
 ・関係寺院及び村落項目の（）は戦国期の所在地（推定を含む）を示す。移転関係が明らかなるものについて→でその移転先を示す。移転とは考えにくいもの、別の地名が記載されている場合は中黒で併記してある。

化がみられるが、内容にはいくらかバリエーションがある。それに対し、慶長五年（一六〇〇）の織田秀信禁制は乱妨狼藉、陣取・放火、伐採竹木の三カ条を基本として、寺社、郷村宛問わず画一的内容である。このことをふまえて、以下具体的な寺内特権の考察に移りたい。【表四】を見ると、諸役免除について記載したものが、加納の樂市令関係のほか、三点確認できる。一方不入に関する保障も同じく樂市令と他一点のみしか確認できない。

まずは樂市令について確認しておきたい。樂市令は織田信長が二度にわたって発給して以降、池田元助と輝政が重ねて発給している。最初は単なる市場の保護だったものが、次第に「町中門並諸役免許」⁴⁹とされているように、市場を中心とする町場全体が特権的な場へと変化していった。この樂市場と加納寺内は本来別の存在であったと思われるが、加納村において浄泉坊の影響力が高まった結果、浄泉坊が樂市場を管轄するようになってとされる。仁木氏は樂市場を加納寺内の門前市的存在と位置づけている⁵⁰。この樂市令が加納寺内全体の諸役免除を保障したものとみなすことはできないものの、加納寺内がこの市場の恩恵を得て、発達したことは十分に想定できる。加納寺内は慶長年間に織田秀信から「門次諸役令免許事」⁵¹を保障されているが、そこには、このような町場の存在が前提にあつたと思われる。但し、加納寺内の事例は美濃全体の「寺内」を見渡したとき、かなり例外的なものであることも注意する必要がある。

そのほかの事例としては、天正十年（一五八二）六月七日付の六条村西光坊宛斎藤利堯禁制、天正十年十一月付の願正坊寺内宛織田信雄禁制、慶長五年八月付の養教寺宛織田秀信判物がある。いずれも合戦直前の発給と見て間違いない。このうち、斎藤利堯は岐阜城の留守預かりの立場に過ぎず、一時的な措置以上の意味は持たなかったと考えられる。同じく、信雄

は願正坊に対し、諸役免許と不入を保障しているが、信孝攻略直前の禁制であり、旧来からの権利と言いうるかは難しい。次に慶長五年の事例を二つ挙げよう。

【史料十】織田秀信安堵判物（折紙）

当寺内之儀、如先規、諸役令免除畢、若違背之輩於在之者、速可処嚴科者也、仍下知如件、
慶長五年

八月 日

（織田秀信）
（花押）

東島

養教寺⁵²

【史料十】は養教寺寺内に対し、諸役免除を「如先規」く保障したものであるが、現存する養教寺文書のうち、「先規」に該当しうる史料は、次の織田信孝掟書しか存在しない。

【史料十一】織田信孝掟書

掟 養教寺

一於江口之在所寺相立事、不可有異儀、并門前可為同前事

一甲乙人乱妨狼籍^{（卷）}・陣取・放火、付竹木伐採事、令停止事

一新儀之諸役・門並免除之事

右条々、定置訖、若違犯之輩、可加成敗者也、仍下知如件

天正十一年正月十七日 （神戸信孝）
（花押）⁵³

これは養教寺再興のため、信孝が与えたものである。ここで保障されているのは、寺と門前町に対する「新儀

之諸役」の免除であり、恒常的な諸役免除ではない。さらに、【史料十】も合戦直前の保障ということ考えると、やはり臨時的な意味合いしか持たなかったと思われる。このような合戦時の禁制の効力についてはいくらか限定的に見ていく必要がある。

一方、西円寺には天正十二年の「赤坂寺内西円寺」に宛てた禁制が存在する。その中の「郷質・所質」を禁じた一節からは、寺内内部に町場の存在を窺うことができ、興味深い。赤坂は古くから東山道沿いの要衝として栄えた地域であり、そこを経由する旅人が少なからず参詣に訪れていたことが想定できる。しかし、西円寺寺内が以降も町場として発達を遂げた様子は見られない。美濃の「寺内」の内、明確に町場化したことを実証できる存在は少なく、領主側にも町場として継続的に保護する意図があったのかは不明である。

このように、寺内特権として注目される諸役免除や町場保護項目は、大半が戦時の禁制類にしか見られず、一時的な意味しか持たなかった可能性が高い。そのため平時の寺内特権と呼べるような、諸役免除や町場の優遇を領主側が「寺内」一般に対して行っていたとまでは断言できない。そのため、畿内同様の特権獲得が「寺内」形成の一大目標であったとは考えにくい。

なお、寺社境内は神仏の治める地という認識も少なからずあり、そのような神仏観を背景とした、明文化されない保障が平時から「寺内」にも継承された可能性は否定できない⁵⁴。しかし、現段階でこの点についての議論は困難なため、今後の課題としたい。

(四) 戦時における「寺内」の役割

不入や経済成長に期待した寺内特権が美濃ではほとんど見られないことを指摘したが、では美濃において「寺内」を形成する理由はどこにあったのか。美濃の「寺内」の特徴といえば、内容はともかく戦時の禁制に頻出する点にあったことは間違いない。だとすれば特権獲得のため、という視点ではなく、禁制獲得の特徴という視点に立ち返ったうえで、この問題について考えてみたい。

峰岸純夫氏は、禁制は武家が主体的に発給するものではなく、禁制を必要とする側が、礼銭を持って武家の元へ獲得しに行くものであることを、具体的な事例をもとに論じている⁵⁵。そして、戦乱の只中において禁制の効果を発揮するためには、受給者側も確かな自衛体制を築き、粘り強く対応することが必要とされていたことを指摘する。他方で、小林清治氏は、信長・秀吉の発給した大量の禁制について分析し、発給者の権力が高まるにつ

れ、形式・文言は画一化され、内容にも寺社・郷村の区別がなくなることを指摘する⁵⁶。

元来、禁制は寺社保護の観念から発せられたといわれるが、戦国期に入ると、寺社だけでなく、郷村も具体的な受給主体として登場するようになる。美濃における禁制受給の傾向について見ておこう。【表五】は『岐阜県史』に収録された禁制史料を、寺社または宗教者宛と思われるもの、郷村宛だが寺社の所蔵となつていているもの、主に郷村等を対象としており現在寺社以外の所蔵にかかるものとは分類して、その数を示したものである。戦時・平時の区別もなく、限られた史料のみを対象とするため、確実性には欠けるが、およその傾向を窺うことは可能であろう。ここからは、天正年間以前の美濃において禁制受給者は寺社に大きく偏つてゐることが指摘できる。すなわち、美濃においては郷村の一般的な住民よりも、寺社が主体となつて禁制獲得を行つた事例が多いのである。

この点に関連して興味深いのが、すでに一部紹介した曾我屋村の動きである。天正十年（一五八二）六月八日段階で、「名主百姓中」⁵⁷は斎藤利堯から村を対象とする禁制を獲得しているように、曾我屋村百姓には寺院に頼らずとも、自力で禁制獲得交渉を担うだけの實力があつた。それでも、同年十一月には、「百姓中」として寺内形成を領主に容認してもらい、翌年正月には、寺院宛の禁制を獲得している（【表四】）。曾我屋村百姓にとつて、「寺内」形成や寺院の護持が重要案件であつたことが窺える。

次に、西光坊文書に注目したい。岐阜市清本町に位置する善超寺は、戦国期には西光坊と呼ばれ、永祿から慶長にかけての十点の禁制が伝わっている（【表四】）。そのうち四つの禁制に「寺内」が登場し、天正年間には、近在の淨融坊（のちの慶善寺）とともに「東六条惣寺内」を形成してゐたとされる⁵⁸。これらの禁制宛所には西光坊、寺内、六条郷（村）が不規則に登場する一方で、時期や発給者が重複するものは存在しない。これは偶然であらうか、むしろ計画的な成果であつたと筆者は考えたい。すなわち、西光坊と六条郷は互いに無関係に禁制類の獲得を行つてゐたのではなく、双方で示し合わせることにより、重複することなく禁制を獲得してゐたのである。同じような傾向は【表四】から、真宗寺院全体に対しても指摘しうる。その場合の具体的な禁制獲得交渉は寺院に委ねられた可能性が高い⁵⁹。ここには、禁制類は基本的に寺社が獲得交渉を担うべきという百姓らの認識があつたことが想定できる。

しかし、峰岸氏の指摘にもあるように、禁制を獲得したからといって、寺院や村落は無条件に守られるわけではない。「寺内」として禁制を獲得していく背景には、そこを自衛の拠点とする、村落全体の意図が反映されたものとして見ておく必要がある。

第四章 中近世移行期の美濃における「寺内」

【表五】美濃地域禁制一覧

和暦	全体点数	寺院宛または内容的に寺社宛のもの	村落宛のうち寺社所蔵	それ以外
永正	9	9	0	0
大永	2	2	0	0
享祿	1	1	0	0
天文	8	8	0	0
弘治	2	2	0	0
永祿	16	11	3	2
元龜	0	0	0	0
天正	58	48	6	4
文祿	0	0	0	0
慶長	59	26	17	16
不明	7	6	1	0

『岐阜県史 史料編古代・中世』一、二、四、補遺をもとに作成。なお、郡上郡及び東農地域(可児郡、多治見市、土岐郡、土岐市、中津川市)の事例は除外している。また掟書も含めていない。なお、『岐阜県史』の記載に従い、年未詳のものは表中の不明に分類した

(五) 美濃地域「寺内」の特徴

ここまで論じてきたことの整理をしたい。まず、美濃において「寺内」は合戦時の禁制の保護対象として登場することが多く、景観的にも惣堀によって囲われるなど、守りを意識した構造となっていた。これらの「寺内」は寺院と百姓側の強い結びつきを背景に形成・運営されており、寺院は「寺内」においては、合議の場の一員に過ぎなかった。一方で寺院には、戦乱の際に、村落や「寺内」を守るため、武家と直接交渉する役割が期待されていた。このように「寺内」とは、寺社と百姓が共同で築いてきた場であったことが想定される。美濃には、真宗に限定されない様々な宗派の「寺内」展開が確認されるが、とりわけ真宗寺院が多くの「寺内」を形成してきたのは、村落との結びつきが諸宗と比べて強固であったためと考えられる。なお、これらの「寺内」に対し、領主が平時から特別な場と認識して、種々の経済特権を与えていたかは定かではない。むしろ、「寺内」の平時の特権に関する史料がほとんど伝わっていないことを考えるならば、経済的な特権はなかったものと考えるべきかもしれない。

そのため、天正十年以降、「寺内」が再び多く登場するようになった背景には、信長の滅亡を契機に、新たな領主から経済特区としての特権を獲得するというよりも、不安定な地域情勢に対応した、自衛のための場として再構築していく目的が大きかったといえる。人々が積極的に「寺内」を取り立てるのは、寺社、とりわけ真宗寺院が村落の安全を保障していくうえで、非常に重要な役割を果たしていたからだといえる。その一例として、本論では禁制の獲得という点を挙げた。

最後に、ここまで考察してきたことをふまえて、天文年間から慶長年間にかけての本願寺系「寺内」展開の、お

まかな流れについて整理しておきたい。

まず、寺院を中心とする堀や土塁自体は、合戦の絶えない戦国期において常に求められていたと考えられる。それに対し、具体的にそれらの場を、本願寺の「寺内」と号して「特権領域であること」の主張をはじめたのは、『復古裏書』で語られるように、大永年間ごろがひとつの画期であったと考えられる。このときの「寺内」自称は、宗教的な仏法領としての意識からなされた一面もあったのだろうが、むしろ相次ぐ内乱で疲弊した百姓らによる生活権死守のための、諸役減免闘争としての性格が強かったと思われる。この時期の「寺内」形成を具体的な史料から実証することは難しいが、『天文日記』では美濃門徒による年貢緩急運動がたびたびあり、それらの動向と結びついていた可能性は高い。しかし、諸役減免を求めた闘争は、領主からは弾圧対象となり、また証如もこういった動向を批判しているように、次第に限界を迎えていったと思われる。

それに対し、永禄年間には具体的な「寺内」が史料に登場する。このうち、岐阜周辺の三つは明確な保護対象となっており、目立った特権を得ていた形跡はない。この時期には、「寺内」は後斎藤氏の政治体制の中に矛盾なく包摂されていく点に注目したい。これらは『復古裏書』で語られるような、諸役減免運動に重点を置いた「寺内」とは、異なる方向性を持つものと評価する必要がある。これ以降の「寺内」には、寺院が主導して形成するものばかりではなく、周辺に居住する百姓層が、主に戦乱から身を守るために形成・運営を担うものも多かったと思われる。なかでも戦時において寺院には、「寺内」住民の意図を汲んで、武家から禁制類を獲得する役割が期待された。

織田信長も美濃制圧当初から、これらの「寺内」を明確な敵対勢力として見ていたとは考えにくい。しかし、元龜・天正年間の「石山合戦」の折には、信長は「寺内」が一向一揆方の砦となることを危惧し、本願寺系を中心とする少なくない「寺内」では、信長への恭順の証として構を解くことが求められたと思われる。美濃には多くの「寺内」が存在していたが、この時期に直接一向一揆蜂起の拠点となっていた「寺内」は確認できない。門徒による本願寺支援が盛んだった一方で、「寺内」が蜂起の拠点たりえなかったのは、非門徒も含む地域的な「寺内」の性質が反映されたためだと考えられる。

信長滅亡後、美濃では小競り合いが多発するなど、政治的に不安定な状況にあり、「寺内」の持つ防衛機能への期待はこれまでと変わらず、村落内でも主要な者たちは「寺内」居住を望んだ。当然「石山合戦」の影響で解体された困いなども復旧していったと思われる。

慶長五年の関ヶ原合戦でも、これまで同様、真宗寺院と村落民が結束して守るべき場として、「寺内」の呼称は用いられたが、以降はほとんど用いられなくなる⁶⁰。関ヶ原合戦以降に「寺内」が消滅していく要因には、大小様々な合戦が消滅したことによる砦機能の不要化と、寺社でなくとも禁制類を容易に獲得しうる状況の確立、村落内の中心としての、寺社の地位低下などが想定される。

むすびにかえて

以上、本論では天文から慶長にかけての門徒動向の整理と「寺内」史料の分析を通して、美濃における「寺内」形成の特徴について考察した。

美濃において多くの「寺内」が、長期間にわたって必要とされつづけた背景には、第一に合戦が頻発し、村落民にはそれへの対応が不可欠であったこと。第二に真宗寺院と村落の結びつきが強固であったこと。第三に、美濃独特の歴史経過として、後斎藤氏による体制内存在としての「寺内」の容認や、「石山合戦」期に信長方との徹底的な対決を経なかったことによる、「寺内」を構成する村落内の基本的な諸関係の温存などが考えられる。

この第一、第二の要件を満たす「寺内」形成は、美濃に限らず多くの地域に存在したと考えられる。それらは必ずしも『復古裏書』に見られるような運動だけに終始したわけではなく、その地域独特の成長を遂げたと思われる。本論は、これまで十分に議論がなされてこなかった地方の村落系「寺内」の歴史的展開について、一つの地域的傾向を提示できたのではないかと考えている。

なお、本論は文献史料に依拠する形で、美濃地域の「寺内」の全体像について考察を行った。しかし、「寺内」研究においては、歴史地理学の成果を活用した、遺構の分析や地籍図による考証も盛んになされており、今後はそれらの成果に基づいたより個別的・緻密な「寺内」実態の解明が求められる⁶¹。また、在地史料の分析に終始したため、「寺内」の宗教的性格については完全に捨象する形となってしまった。いずれも今後の課題としたい。美濃地域史研究において移行期の分析は比較的手薄であり、本研究がそのための捨て石ともなれば幸いである。

註

- ¹ 藤木久志「統一政権の成立」(『岩波講座日本歴史』九、岩波書店、一九七五年。のち『親鸞大系 歴史編』第八卷(法蔵館、一九八九年)所収)。
- ² 水本邦彦「畿内寺内町の形成と展開について」(『論集近世史研究』(京都大学近世史研究会、一九七六年)。のち『寺内町の研究』第一卷(法蔵館、一九九八年)所収)。
- ³ 鍛代敏雄「畿内寺内町と一向一揆―戦国末期の摂河両国を中心として―」(『戦国織豊期の政治と文化』(続群書類従完成会、一九九三年)。のち『蓮如大系』第五卷(法蔵館、一九九六年)所収)。
- ⁴ 仁木宏『空間・公・共同体』(青木書店、一九九七年)。なお、このような議論の前提として、脇田修「寺内町富田林の成立と構造」(『史林』四一巻一号(一九五八年)、のち『寺内町の研究』第一卷(法蔵館、一九九八年)所収)や堀新「富田林寺内町の成立と展開」(比較都市史研究会編『都市と共同体』上巻(名著出版、一九九一年)、のち『寺内町の研究』第三卷(法蔵館、一九九八年)所収)などの研究がある。
- ⁵ 昭和五十七・五十八年度科学研究費補助金研究成果報告書『寺内町の研究―美濃国真宗「寺内」寺院史料目録―』(一九八四年)。草野頭之「真宗史からみた寺内町研究」(大澤研一・仁木宏編『寺内町の研究』第二卷、法蔵館、一九九八年)。
- ⁶ 千葉徳爾「濃尾地方における「寺内」の伝承」(『愛知大学総合郷土研究所紀要』第二八輯(一九八三年)。のち同著『近世の山間村落』(名著出版、一九八六年)所収)。
- ⁷ 小島恵昭「美濃・尾張地域の中世真宗史」(『講座蓮如』第六卷、平凡社、一九九八年)。
- ⁸ 同朋大学仏教文化研究所『蓮如方便法身尊像の研究』(法蔵館、二〇〇三年)などを参照。
- ⁹ 『天文日記』天文十年十一月八日条(『大系真宗史料 文書記録編八・九』(法蔵館、二〇一五年・二〇一七年)。以下、『天文日記』からの引用はこちらからとなる)。
- ¹⁰ 郡上における真宗展開については、脊古真哉「郡上安養寺の成立と展開―初期真宗門流から本願寺教団への一例―」(水野柳太郎編『日本古代の史料と制度』岩田書店、二〇〇四年)を参照。
- ¹¹ 桑田忠親校注『信長公記』(新人物往来社、一九六五年)。以下、『信長公記』からの引用はこれによる。
- ¹² 堀新「寺内町都市法の構造―『大坂並』の経済特権と領主権―」(中部よしこ編『大坂と周辺諸都市の研究』(清文堂出版、一九九四年)、のち『寺内町の研究』第一卷(法蔵館、一九九八年)所収)。
- ¹³ 鍛代氏前掲註3。
- ¹⁴ 神田千里『信長と石山合戦』(吉川弘文館、一九九五年)、同著『一向一揆と戦国社会』(吉川弘文館、一九九八年)、同著『一向一揆と石山合戦』(吉川弘文館、二〇〇七年)。
- ¹⁵ 『大系真宗史料 文書記録編三』(法蔵館、二〇一四年)。

¹⁶ 金龍静「東海三域の一向衆と長島一揆」(同著『一向一揆論』吉川弘文館、二〇〇四年)。「反古裏書」は永禄十年に完成後、翌年六月に清書されたと記される。なお、『反古裏書』には、永禄十年の上梓当時の記述とは到底考えられない、後年の補足箇所はいくつか存在する。原本が残っていないため、そのような記述の妥当性については注意する必要がある。

¹⁷ 例えば、多芸一揆で有名な『天文日記』天文六年九月十二日条や、十六年十二月七日条などが挙げられる。

¹⁸ 千葉氏前掲註6によれば、牛屋山大日寺とされる。現在の大垣市清水のあたりと思われる。

¹⁹ 石川美咲「戦国期美濃国における後斎藤氏権力の展開」(『年報中世史研究』三九号、二〇一四年)。

²⁰ 斎藤氏が直接保護を与えた先としては、岐阜の寄合所(のちの浄安寺)が挙げられる。

²¹ 金子昭式「濃尾平野に於ける本願寺教団の発展と一向一揆」(『日本歴史』一六一・一六二、一九六一年)、重松明久「織田政権の成長と長島一揆」(『名古屋大学文学部研究論集』目(一九五三年)、のち同著『中世真宗思想の研究』(吉川弘文館、一九七三年)所収)、清水進「石山合戦と濃飛の門徒」(『岐阜史学』九七号、二〇〇一年)など。

²² 奥野高廣『増訂織田信長文書の研究 上』二五〇号、二五七号(吉川弘文館、一九八八年)。以下『織田信長文書の研究』についてはこちらからの引用となる。

²³ 円徳寺文書三・四(『岐阜県史史料編 古代中世』一、一九六九年)。以下『岐阜県史史料編 古代中世』からの引用は『岐』と省略する。

²⁴ 藤木氏前掲1。なお、藤木氏の言うところの「寺内解体」とは、物理的な破却ではなく、「寺内」という経済組織を本願寺から換骨墮胎させ、織田政権下に取り込むことを示す。

²⁵ 仁木宏「加納楽市令の再検討」(『日本史研究』五五七、二〇〇九年)。長澤伸樹「加納楽市令再考」(同著『楽市楽座令の研究』思文閣出版、二〇一七年)。

²⁶ 西田寺文書(『大垣市史 資料編古代中世』二〇一〇年)

²⁷ 久野雅司「織田政権の京都支配における奉行人についての基礎的考察」(『いわき明星大学人文学部研究紀要』二八号、二〇一五年)作成表一を参照。これによると、少なくとも上洛後の永禄・元亀年間において奉行人連署状として、濃尾に発給された確実なものはないようである。

²⁸ 『織田信長文書の研究 上』一八四号、一八五号。

²⁹ 『岐阜県史 通史編近世上』(一九六八年)。

³⁰ 藤本晴信「石山戦争期における美濃一向一揆の展開」(『史海』二五号、一九七八年)、金龍氏前掲註16。

³¹ 顕如御書留八四(『大系真宗史料 文書記録編4 宗主消息』法蔵館、二〇一四年)。

³² 藤本氏前掲註30。

33 例えば、『本巢郡志』（一九三七年）掲載の正蓮寺の寺伝（六五六頁）には、七か寺による兵糧調達の伝承
 と、褒美として顕如から蓮如画像が下付されたことが記されている。

34 金龍氏前掲註16

35 専福寺文書一（『岐』一）。

36 この文書は信長朱印の形状が不審なことから、正文とは呼べないことが指摘されている（高牧實『幕藩制確
 立期の村落』第一章第三節、吉川弘文館、一九七三年）。しかし、内容それ自体には矛盾なく、十分に史実を伝
 える文書であると考えている。

37 なお、中近世移行期の畿内寺内町の動向については、大澤研一氏によって概括的な分析がなされている
 （「中近世移行期における在地寺内町の動向―摂河泉を中心に―」（地方史研究協議会編『巨大都市大阪と摂河
 泉』（雄山閣出版、二〇〇〇年）、のち同著『戦国・織豊期大坂の都市史的研究』（思文閣出版、二〇一九年）所
 収）。

38 西順寺文書四（『岐』一）。

39 『北方町史 通史編』（一九八二年）。

40 寛永十四年の記録には、北方村、北方地下村、北方柱本村の三つが確認される（「席田村大字仏生寺所蔵文
 書」『本巢郡志 下巻』（一九三七年）、八三四頁）。これは慶長五年の徳川家康朱印状の宛所として登場する「北
 方町中三ヶ村」（西順寺文書六（『岐』一））に相当するものと思われる。

41 「本願寺兼帯所并未寺高札寫」（龍谷大学図書館蔵）。

42 岡本太右衛門氏所蔵文書（『岐』一）。『岐阜県史』によれば、超宗寺の旧蔵とされる。

43 脇田氏前掲註4。

44 堀氏前掲註4。

45 『織田信長文書の研究 上巻』七〇号。

46 『織田信長文書の研究 上巻』七〇号参考。

47 専福寺文書二（『岐』一）。

48 西順寺文書五・六（『岐』一）。

49 円徳寺文書九・十（『岐』一）。

50 仁木氏前掲註26。

51 円徳寺文書八（『岐』一）。

52 養教寺文書七（『岐』一）。

53 養教寺文書三（『岐』一）。

54 網野善彦氏の指摘するアジュールとしての機能が代表的な議論であろう（網野善彦『増補無縁・公界・楽』、

平凡社、一九九六年）。

⁵⁵ 峰岸純夫『中世災害・戦乱の社会史』（吉川弘文館、二〇〇一年）。

⁵⁶ 小林清治『秀吉権力の形成―書札札・禁制・城郭政策―』（東京大学出版会、一九九四年）。

⁵⁷ 超宗寺文書二（『岐』一）。

⁵⁸ 青木忠夫氏は西光坊と浄融坊の二つを指して「六条惣寺内」と名乗った可能性を指摘する（「河野門徒の基礎的研究」〔『年報中世史研究』第一三号、一九八四年〕、のち同著『本願寺教団の展開―戦国から近世へ―』（法蔵館、二〇〇三年）所収）。なお、近在の寺院が複数寄り集まって「寺内」を形成した事例として、「延宝七年六月 伏屋村と地論につき成光村訴状」（伏屋信夫氏所蔵文書『岐南町史 史料編』、一九八〇年）に次のような記述がある。

一濃州加納松平丹後守様御領厚見郡成光村之内、天正之比、本願寺専福寺・普賢寺・空念坊相ならひ、寺屋敷御座候、戦国之時分故、右三ヶ寺外圍ニ堀りほり廻し置被申候、彼堀寺内之堀と申唱、他村迄申伝候、右寺地は平岡伊織様御領伏屋村際ニて御座候、其後専福寺ハ加納御城下え移り、普賢寺ハ岐阜へ移り、空念坊ハ退転仕候故、三ヶ寺之跡成光村百姓居屋敷ニ仕り、右之寺地ニ無紛証文、信長様・太閤様御朱印、御直判等、専福寺ニ相令所持被仕候御事、

⁵⁹ 寺院が具体的に禁制獲得交渉を担っていたことを示す史料として西円寺には二点の文書が残されている（西円寺文書九・一〇『大垣市史 資料編古代・中世』、二〇一〇年）。

⁶⁰ 例外として正木御坊の存在を挙げておく。正木御坊には慶長九年に三十二ヶ村一二人の署名で寺内の馳走を約束した文書が残されている。この寺内は単なる戦乱からの避難所という役割以外にも、御坊膝下の寺内町として展開することが期待されたのである。

⁶¹ 金子年『寺内町の歴史地理学的研究』（和泉書院、二〇〇四年）。また、今回直接検討の対象とはしなかったが、岐阜県揖斐郡大野町内にある善能寺寺内について、地籍図や遺構をもとに分析・復元した研究もある（石田明乗「城郭伽藍・寺内城」、『城』、二〇〇三年、岐阜県図書館所蔵）。貴重な研究であり、参考となる部分もあるが、善能寺寺内を寺内町として位置づけようかどうかは疑問が残る。

結章

以上、四章にわたって、戦国期を中心とする美濃地域本願寺教団の動向について考察してきた。ここでは、序章で提起した課題に対して、それぞれ見通しを示してゆきたい。

美濃地域教団史における具体的な課題として、第一に美濃独特の地域的条件を背景とする地域教団史の解明を挙げた。これに関しては、第一章において、蓮如・実如による絵像下付の傾向から、大きく三つの地域的なまとまりを見出した。一つは、長良川・木曾川流域に形成された尾張系統の門徒集団、次に揖斐川流域を中心とする直参門徒の集団、最後に飛騨白川門徒や越前門徒、安養寺門徒などが存在した郡上地域の門徒集団が挙げられる。次いで第二章では、それらの地域集団のうち、揖斐川流域の門徒集団に注目し、それを西美濃教団と呼称し、その構造について考察した。天文年間の西美濃教団は「美濃衆」または「西美濃」と表記されるなど、地域を挙げて定期的に本願寺の齋頭人役を勤め、一方で十カ寺程度の有力寺院を軸に卅日番衆役を勤めていることを明らかにした。この教団体制は、本願寺による編成が注目される一方で、在地側の事情が多分に反映されたものである。そのため、本願寺が教団体制を強化すべく、天正十二年（一五八四）前後には、美濃門徒に対し一国規模での結集を提示するが、それが実現することはなかった。東西分派後の美濃では、東本願寺教団に、戦国期西美濃教団体制の影響を強く見出せるのに対し、西本願寺教団の末寺は東派と比べて数は少ないながらも、御坊を中心とした結集を早くから成し遂げている。本願寺と西美濃の大坊主衆の間で、在地教団の主導権をめぐる対立が想定され、それが東西分派の一要因たりえたことをここでは展望として示した。

第二に、「石山合戦」期までを一つの区切りとする研究動向に対し、近世教団を視野に入れた移行期の教団史像をどう描くかという課題を挙げた。この点について、第二章では、西美濃教団を中心に、戦国期の地域的結集が「石山合戦」終結後の本願寺の地方門徒の掌握強化の方針に伴い、一国規模での結集へと再編されようとしていたことを指摘した。しかし、在地の坊主衆の反発もあり、それは実現することなく、むしろそういった顕如・下間頼廉・下間仲之らを中心とした教団再編は、東西分派の一因となっていた可能性を示した。また、第四章では、在地における自衛の拠点であった真宗寺院を中心とする「寺内」が「石山合戦」以降も必要とされ続けている状況を明らかにした。これらの成果から、戦国期教団から近世教団へと転換していくにあたっての変化が求められた一面と変化が求められなかった一面の双方を提示することができたのではないかと考えている。本願寺教団と

して変化を必要としながらも、在地教団側は従来の論理を維持しようとするのである。

第三に、地域の政治的変動の中に、どのように在地教団を位置づけていくかという点を挙げた。第三章では、『天文日記』をもとに、土岐氏から斎藤道三へと政権が移っていく過程のなかで、西美濃教団の立場がどのように変化したのか考察した。ここでは、西門寺の動向に注目し、土岐氏との良好な関係構築に尽力する一面を示し、一方でそれが新たな支配者として台頭してくる斎藤道三との対立を招いたことを指摘した。しかし、西美濃教団の立場は必ずしも反道三でまとまっていたのではなく、斎藤道三との関係を重視する立場の寺院も想定しうることを明らかにした。また、多芸一揆の分析を通して、経済的に困難な要素を持ち、一揆蜂起を頻繁に行う門徒層と前述した武家との関係性を重視する有力寺院層とは分けて考えるべきであり、少なくとも二つの方向性が西美濃の門徒衆には存在することを指摘した。そして第四章では、そうした反権力的な動きからなる「寺内」が天文年間までに最盛期を迎えたと思われるのに対し、永禄年間以降は武家から保護対象となりうる、政治体制内存在としての「寺内」形成が相次ぐことを指摘した。これらの「寺内」は「石山合戦」期に本願寺方の拠点として活躍した様子は見られず、一時的に構が解体された可能性は高いものの、「寺内」を構成する諸関係は温存され、信長滅亡後も必要とされ続けることを指摘した。戦国期の門徒動向を反権力的な一向一揆にしぼってとらえていくのではなく、武家との安定的な関係構築を志向していた一面を具体的に提示することができたのではないと考えている。

最後に本論の成果をもとに、今後の研究への展望を付しておきたい。本論は美濃地域に生じた本願寺教団の展開について具体的な考察を重ね、本願寺それ自体の展開や、地域政治史に対しても若干の問題提起を行ってきた。しかし、大きな歴史像に対する考察が十分に及ばなかったことは言うまでもなく、地域教団史としても論じ残した課題は多い。例えば、慶長年間前後における教如教団形成の過程や村と真宗寺院の具体的な関係性などが挙げられる。また、本論では西美濃教団中心の考察となったため、郡上の門徒集団や尾張系教団と位置づけた門徒集団への考察も不十分となってしまった。今後はこれらの課題と向き合いつつ、総合的な戦国期本願寺教団史像の解明を目指してゆきたい。